

業 務 概 要

平成29年度版（平成28年度実績）

島根県立心と体の相談センター

目 次

はじめに

I センターの概要	1
1. 目的	
2. 沿革	
3. 所在地	
4. 組織・職員配置及び所管業務	
5. 平成29年度運営方針	
6. 平成29年度年間行事予定	
II 平成28年度事業実績	
◇身体障害者更生相談所編	
1. 相談・判定業務の実績	7
(1) 来所・定期相談	
(2) 補装具・更生医療の判定	
(3) 補装具判定事務処理及び自立支援医療（更生医療）判定事務の流れ	
2. 身体障害者手帳の交付状況	9
(1) 身体障害者手帳交付件数の年度別推移	
(2) 平成28年度の身体障害者手帳処理状況	
(3) 平成28年度の市町村別発行件数	
(4) 平成28年度末の所持者数	
(5) 法第15条の規定による医師の指定について	
(6) 手帳申請から発行までの流れ	
3. 市町村障がい者福祉業務担当職員研修会	11
◇知的障害者更生相談所編	
1. 相談と判定	13
(1) 相談	
(2) 判定	
2. 判定書交付	13
3. 会議、研修会	14
4. 療育手帳判定・手帳交付事務の流れ	15
◇精神保健福祉センター編	
1. 技術指導・技術援助	17
(1) 事業実績	
(2) 精神保健福祉業務担当者連絡会議	
(3) 講師の派遣	
2. 普及啓発	18
(1) 講演会	
(2) ビデオ・DVDの貸し出し	
3. 精神保健福祉相談	19
(1) 来所相談	
(2) 電話相談「心のダイヤル」	
4. 組織育成	22
(1) 島根県精神保健福祉会連合会	
(2) 島根県精神保健福祉協会	
(3) 精神保健ボランティア組織	
(4) ソーシャルクラブ（当事者による自助グループ）	
(5) 精神当事者連絡会・精神保健福祉会連合会交流会	
(6) ほほえみの風イベント	
5. 特定相談指導事業	24
(1) アルコール関連問題	
(2) 思春期精神保健	
6. ギャンブル依存症相談関連事業	25
7. 調査・研究事業	26
8. 自死対策推進センター事業	30
9. 自死遺族支援	32

10. 精神医療審査会	33
(1) 精神医療審査会における審査事項	
(2) 事務処理の流れ	
(3) 精神医療審査会の審査状況	
11. 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）の判定	35
(1) 平成28年度精神障害者保健福祉手帳等判定審査会	
(2) 平成28年度月別承認状況	
(3) 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）事務の流れ	
◇高次脳機能障がい県支援拠点編	
1. 相談支援コーディネーター業務	37
2. 圏域相談支援拠点業務	38
3. 連携確保・連携調整	39
◇島根県ひきこもり支援センター編	
(1) 来所相談・電話相談	41
(2) 小集団グループ活動クローバー	41
(3) ひきこもり家族教室	42
(4) 家族会支援	43
(5) 市町村等への技術支援・研修の実施	43
(6) 支援会議等	44
(7) 広報啓発	44
III 資料	
1. 島根県立心と体の相談センター条例	47
2. 市町村の障がい者福祉担当窓口	48
3. 各手帳及び自立支援医療（精神通院医療）受給者証の交付状況	49
(1) 身体障害者手帳	
①市町村別・等級別・年齢別身体障害者手帳所持者数	
②市町村別・障がい別身体障害者手帳所持者数	
③障がい別・等級別・年齢別身体障害者手帳所持者数	
④身体障害者手帳所持者数・障がい別推移	
(2) 自立支援医療費（精神通院医療）精神障害者保健福祉手帳	
①市町村別自立支援医療（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手帳所持者数	
②精神障害者保健福祉手帳月別承認状況	
③市町村別・年齢階層別・男女別自立支援医療（精神通院医療）受給者数	
④市町村別・年齢区分別・等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数	
(3) 療育手帳	
①市町村別・年齢区分及び障害程度別療育手帳所持者数	
②相談・判定状況（過去5年間）	
4. 身体障害者補装具・更生医療の判定	60
(1) 補装具判定（肢体障害）業務委託医療機関	
(2) 平成28年度障害別補装具・更生医療の判定状況	
(3) 平成28年度市町村別判定状況	
5. 身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳によるサービス	63
(1) 税制（主なもの）	
(2) 共通の各種割引制度等	
(3) 市町村別助成事業	
(4) 県立施設の利用料減免	
(5) 福祉医療費助成制度	
6. 手帳所持を条件としないサービス（交通費助成等）	72
7. 精神科病院及び精神科標榜病院・診療所一覧	74
(1) 精神科病院（精神病床を有する病院）	
(2) 精神科病院以外の精神科を標榜する病院又は診療所	
(3) 認知症治療治療病棟設置病院	
8. 精神保健福祉デイケア、グループ一覧	76
(1) 精神保健福祉デイケア	
(2) 行政機関が開催するグループ活動	
9. 精神家族会一覧	78
10. 精神保健ボランティア組織一覧	80
11. 精神当事者会一覧	81

はじめに

島根県立心と体の相談センターの平成29年度版（平成28年度実績）の業務概要をお届けします。

当センターは、精神・知的・身体の3障がいを総合的に支援するという観点から、精神保健福祉センター・知的障害者更生相談所・身体障害者更生相談所の3機能を合わせ持ったセンターとして、平成17年4月に設置されて以来、12年が経過いたしました。

平成28年度は、前年度に引き続いて、ひきこもり支援に最も力を入れて取り組みました。当センター内に「島根県ひきこもり支援センター」を開設後2年目となり、ひきこもり相談の延べ件数は、478件と、前年にくらべ約1.7倍に増加しました。また、ひきこもり家族教室を、県内8か所で開催し、延べ254人の家族にご参加いただきました。さらに、家族向けの研修会において、家族や元当事者の方の生の声を聴いて頂く機会を設けたり、ファイナンシャルプランナーを講師として、将来の経済的不安にどう対処するかを学ぶ機会も設けました。

ひきこもり支援と並んで、平成28年度に当センターが力を入れて取り組んだことは、依存症対策です。その中でも、ギャンブル依存については、前年度に開発した認知行動療法プログラムを、個別相談だけでなく、集団プログラムとしても実施するなど、先進的な取り組みができたと考えています。

以上はほんの一例ですが、当センターとしては、精神・知的・身体の3障がいについてのセンター業務について、全職員が全力をあげて取り組みを行っています。職員一同、引き続き、「丁寧」「公平・公正」「迅速」な対応を心がけて業務にあたっていきたいと思っております。当センターへのこれまでの御支援・御協力に感謝しますとともに、今後とも御指導のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

島根県立心と体の相談センター

所長 小原 圭 司

I センターの概要

I センターの概要

1. 目的

心と体の相談センターは、障がい者の相談支援機関として従来は障がい別に設置されていた、身体障害者福祉法に基づく「身体障害者更生相談所」、精神保健福祉法に基づく「精神保健福祉センター」及び知的障害者福祉法に基づく「知的障害者更生相談所」（各児童相談所に併設）の3機関を統合した県の行政機関です。

障がいの種別にかかわらず、自立支援のための福祉サービスの一元化とその進展をめざし、障がいのある方及び精神保健に関する相談・支援、市町村等への技術援助等を総合的に行うことを目的として、平成17年4月に設置されました。

2. 沿革

（身体障害者更生相談所）

- 昭和26年9月 松江市朝日町に島根県身体障害者更生相談所設置（県立朝日更生園に併置）
- 昭和38年8月 県立身体障害者総合指導所（朝日更生園が改称）とともに松江市大輪町に移転
- 昭和63年10月 県立身体障害者授産センター（身体障害者総合指導所が改組）とともに松江市打出町に移転

（知的障害者更生相談所）

- 昭和35年7月1日 松江市朝日町に島根県精神薄弱者更生相談所設置（島根県身体障害者更生相談所に併置）
- 昭和52年4月1日 松江精神薄弱者更生相談所（中央児童相談所に付置）
浜田精神薄弱者更生相談所（浜田児童相談所に付置）設置
- 昭和63年4月1日 出雲精神薄弱者更生相談所（出雲児童相談所に付置）
益田精神薄弱者更生相談所（益田児童相談所に付置）設置
- 平成11年4月1日 知的障害者更生相談所に名称変更
*平成10年9月 精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律（平成10年 法律第110号）に基づき名称変更

（精神保健福祉センター）

- 昭和53年10月1日 松江市大輪町（松江衛生合同庁舎内）に島根県立精神衛生センター設置
- 昭和63年7月19日 島根県立精神保健センターと名称変更
- 平成7年7月11日 島根県立精神保健福祉センターと名称変更

（心と体の相談センター）

- 平成17年4月1日 上記の3機関を統合し、島根県立心と体の相談センター設置（松江市東津田町 いきいきプラザ島根内）

3. 所在地

〒690-0011 島根県松江市東津田町1741番地3
いきいきプラザ島根（2階）

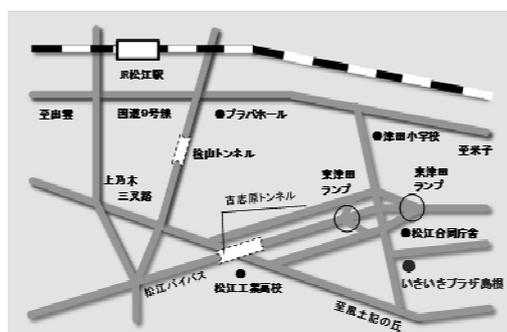
代表TEL：0852-32-5905・5908

相談専用TEL：0852-21-2885

自死遺族相談専用TEL：0852-21-2045

F A X：0852-32-5924

ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/kokoro/>



松江市営バス「南循環線外回り」、「県合同庁舎行き」
で「県合同庁舎前」停留所下車

4. 組織・職員配置及び所管業務

(平成29年4月1日現在)

(1) 組織及び所管業務

所長 技術(医師) 1

副所長 事務 1
 所長の補佐及び代理
 人事・服務
 危機管理
 精神保健福祉協会事務

地域支援課 事務 5、技術 2、嘱託 3
 予算・会計・庶務事務
 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付
 自立支援医療(精神通院医療)受給者証の交付
 自立支援医療(更生医療)・補装具の給付判定
 身体障害者福祉法に基づく医師の指定

相談判定課 技術 6、事務 1、嘱託 3
 心の相談及び障がい者の保健・医療・福祉に係る専門相談
 精神医療審査会の運営
 精神保健福祉に関する市町村・保健所等への技術支援
 精神障がい者関連組織の育成支援及び団体支援
 障がいの程度及び心理的・職能的判定
 療育手帳の判定・交付
 知的障がい者の巡回相談、判定
 精神保健福祉に係る各種研修、普及啓発、調査研究
 ひきこもり支援センター業務(個別相談、少人数グループ活動、ひきこもり家族教室等)
 高次脳機能障がいの県支援拠点業務
 自死対策推進センター事業、自死遺族支援
 診療所事務

(2) 職員等の配置状況

(職員)	所長(精神科医)	1
22名	副所長(事務職)	1
	保健師	1
	看護師	1
	作業療法士	1
	心理判定員	4
	精神保健福祉士	1
	事務職	6
	嘱託	6
(嘱託医)	少人数グループ活動、診療等	1(精神科医)
18名	発達障害等相談等	1(精神科医)
	精神医療審査会支援等	1(精神科医)
	身体障がい者に関する医学的判定	6
	精神障がい者に関する医学的判定	6(内1名は発達障害等相談等と兼務)
	知的障がい者に関する医学的判定	4(児相と兼務)
(兼務職員) ※療育手帳の判定業務(18才以上新規)		
14名	中央児童相談所隠岐相談室	1
	出雲児童相談所判定保護課	6
	浜田児童相談所判定保護課	4
	益田児童相談所判定保護課	3

5. 平成29年度運営方針

【センターの目標】

三障がいに関する機関を統合して設置されたことを踏まえ、障がいの種別に関わらず、自立支援のための福祉サービスの一元化とその進展をめざし、障がいのある方及び精神保健に関する相談・支援、市町村等への技術支援等を総合的にを行います。

また、自死・ひきこもり・依存症など心の健康に関わる多様な課題に対応し、県民一人ひとりの心の健康を保持増進する中核的な機関としての役割を果たします。

(基本指針)

- ① 心の健康に関する相談をはじめ、様々な障がいについて隙間のない相談支援を行います。相談支援に当たっては、相手方の尊厳、自己決定や自立支援の観点に最大限配慮しながら懇切丁寧に対応します。
- ② 障がい者手帳、補装具、自立支援医療（更生・精神通院）に関する事務を迅速・的確に行います。
- ③ 精神医療審査会を所管し、精神保健福祉法に定める定期の報告等の審査、退院等の請求の審査を適切に行います。
- ④ 専門的な相談機関として、市町村や関係機関に対し、適切な技術支援を行います。
- ⑤ 障がい福祉や心の健康への理解を深める広報を行います。また、支援関係者及び市町村等に対し、分かりやすく効果的な情報提供や研修を行います。

【今年度の重点目標】

- 1 自死対策研修プログラムを活用した各圏域での取組を展開するとともに、市町村を含む関係機関への適切な情報提供・支援を行う。
自死対策推進センターとして、本庁と連携を図りながら、自死対策に係る市町村計画の策定を支援する。
- 2 精神保健福祉法の改正について情報収集に努め、国の動向や県本庁の対応を踏まえて適切に対処する。
- 3 本庁、保健所及び関係機関と連携を図りながら、「ひきこもり支援センター」の着実な事業推進に努めるとともに、各圏域における支援体制の強化を図る。
- 4 高次脳機能障がいや依存症（ギャンブル、アルコール、薬物）等の重点課題について、専門性を向上させ、より適切な支援を実施する。
- 5 各手帳、自立支援医療及び補装具については、正確で迅速な審査判定処理を行う。また、分かりやすい資料や文書の作成に努め、当事者、市町村、医療関係者の制度理解を深める。
- 6 相談支援は、相手方の尊厳、自己決定や自立支援の観点に最大限配慮しながら各制度や社会資源に関する正確な知識に基づいて、懇切丁寧に行う。
- 7 マイナンバー制度の施行に向け作業を着実に進めるとともに、個人情報 の厳正な管理を徹底する。
- 8 センターの業務、障がい福祉施策や障がい理解を深めるための広報を行う。

区分	事業名 (開催地等)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
定例業務	精神障害者保健福祉手帳・精神通院受給者証	精神障害者保健福祉手帳等審査会 出雲IC いさいき	14日	12日	9日	14日	18日	8日	13日	10日	8日	12日	9日	9日	
			28日	26日	26日	28日	25日	22日	27日	24日	24日	22日	26日	26日	23日
	補装具等	定期相談	25日	23日	27日	25日	22日	26日	24日	28日	26日	23日	27日	27日	
		心と体の相談センター (原則:毎月第4月曜日)	14日		23日		4日		20日		15日		16日		
	身体障害者手帳	必要に応じて県内委託医療機関にて実施	毎月定期的に実施	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
		身体障害者手帳等級判定調整会議(月2回)	第1第3火曜日9:30～	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	療育手帳	精神医療	精神医療審査会	20日	18日	15日	20日	17日	21日	19日	22日	21日	18日	15日 (全体会)	15日 △指定医会議
			雲南		30日		12日		20日		22日		17日		14日
		療育手帳判定巡回相談	出雲	12日	(2日)	7日	(4日)	2日	(6日)	4日	(1日)	5日	(10日)	6日	(7日)
			大田			14日			13日			13日		21日	
川本				24日			16日			15日				14日	
浜田				10日		4日(5日)		5日		7日(8日)		24日		6日(7日)	
益田			4日(5日)	21日		1日(2日)		18日		5日(6日)		14日			
隠岐				30日、31日					3日、4日						
療育手帳交付			毎月定期的に実施	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	

Ⅱ 平成28年度事業実績

「身体障害者更生相談所編」

Ⅱ 平成28年度事業実績

◇ 身体障害者更生相談所編

1. 相談・判定業務の実績

(1) 来所・定期相談（補装具の判定及び来所相談、電話相談を含む）

- ・心と体の相談センター 毎月第4月曜日の午後
- ・松江医療センター 2ヶ月に1回（偶数月）第3木曜日の午後
- ・西部島根医療福祉センター 2ヶ月に1回（偶数月）第3月曜日の午後

（平成28年度の相談実績）

相談区分	補装具	手帳	医療・その他	合計
相談件数	107	25	1	133

補装具の相談件数は判定関連のもののみであった。

(2) 補装具・更生医療の判定

補装具判定については、定期相談会場（3会場）と業務委託をする20医療機関で給付及び適合判定を行った。

判定区分	医学的判定				
	補装具			更生医療	
判定件数	給付判定	適合判定	不適	支給判定	不適
		556	281	1	483

補装具委託病院

Ⅲ 資料の4の身体障害者補装具判定業務委託医療機関のとおり
（60ページ）

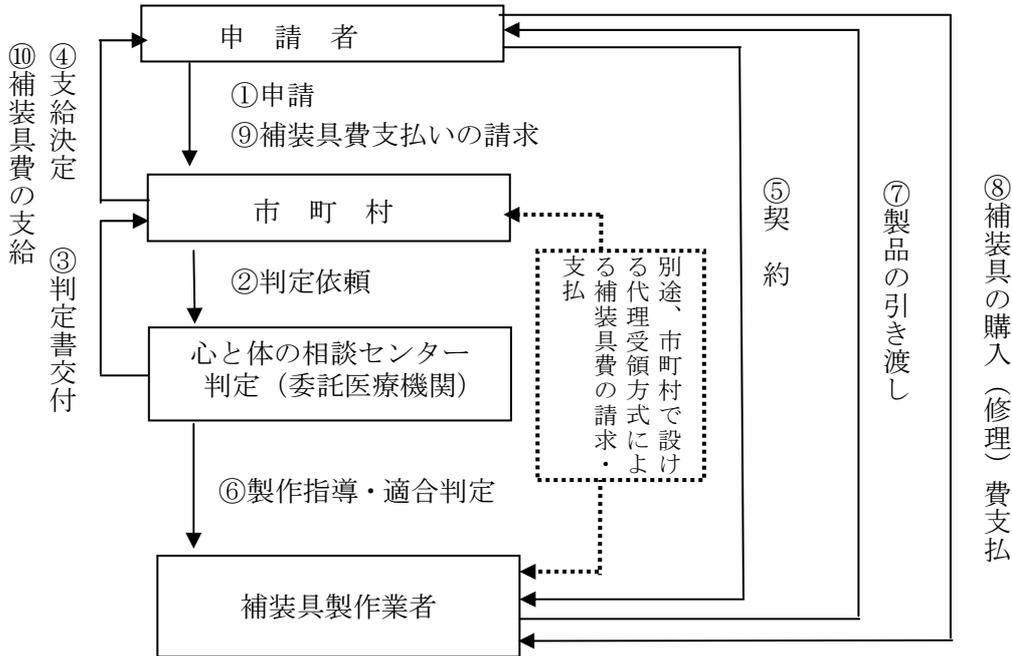
障害別の判定状況

Ⅲ 資料の4の障害別補装具・更生医療の判定状況のとおり
（61ページ）

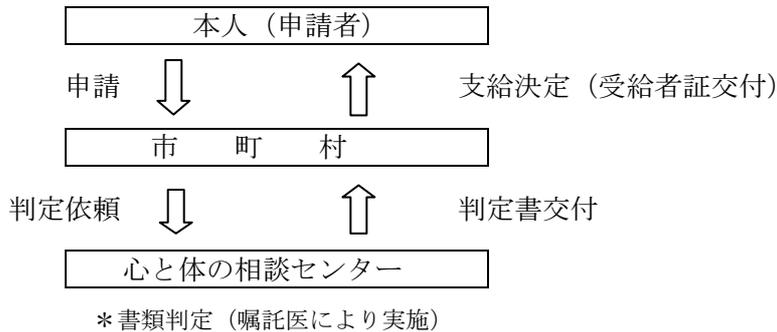
(3) 補装具判定事務処理及び自立支援医療（更生医療）判定事務の流れ

補装具判定及び自立支援医療（更生医療）判定に係る事務処理の流れは次のとおりである。

◆ 補装具判定事務処理の流れ



◆ 自立支援医療（更生医療）判定事務の流れ



○ 書類判定の内容

◇ 補装具

区 分	判定回数
・ 補聴器	月に2回
・ 重度障害者用意思伝達装置	月に1回

◇ 自立支援医療（更生医療）

区 分	判定回数
・ 腎臓機能障害、免疫機能障害	月に3～4回
・ 心臓機能障害	月に3～4回
・ 肝臓機能障害	月に1回
・ 肢体不自由	月に1回
・ 音声・言語・そしゃく機能障害・聴覚障害	月に2回
・ 視覚障害	月に1回

2. 身体障害者手帳の交付状況

(1) 身体障害者手帳交付件数の年度別推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
総件数	3,467	3,471	2,938	2,682	2,676
月平均	289	289	245	224	223

県本庁からの事務移管により、平成5年度から身体障害者手帳の交付事務を行っている。
身体障害者手帳所持者数・障がい別推移については、別添資料のとおり。(49～53ページ)

(2) 平成28年度の身体障害者手帳処理状況

平成28年度は、新規手帳の交付数が1,684件、死亡等による返還数が2,986件、県内転入が96件、県外転出が98件あった。

なお、平成28年度に発行した手帳の内訳は以下のとおりであるが、この他に19件を「非該当」として決定した。非該当となった理由は、肢体不自由の7級の障がい1つのみのもの、障がい程度に該当しないもの及び再認定により障がい程度に該当しなくなったものなどであった。(再認定の結果、障がい程度に該当しないものとしての「非該当決定」2件を含む。)

月	発行日	新規	障害変更	破損ほか	再認定	合計
4月	4/15	64	17	11	9	101
	4/28	65	16	11	9	101
5月	5/13	70	13	17	4	104
	5/31	75	17	27	11	130
6月	6/15	80	14	14	9	117
	6/30	90	32	14	5	141
7月	7/15	74	17	12	12	115
	7/29	62	23	13	8	106
8月	8/15	65	16	13	10	104
	8/31	86	34	17	8	145
9月	9/15	90	16	15	10	131
	9/30	87	24	18	4	133
10月	10/14	70	18	14	8	110
	10/31	82	29	13	8	132
11月	11/15	59	14	9	4	86
	11/30	60	23	11	8	102
12月	12/15	72	18	16	8	114
	12/28	52	16	10	5	83
1月	1/13	47	16	12	5	80
	1/31	67	21	8	5	101
2月	2/15	72	20	12	5	109
	2/28	60	14	13	9	96
3月	3/15	65	12	21	15	113
	3/31	70	22	18	12	122
合計		1,684	462	339	191	2,676

(3) 平成28年度の市町村別発行件数

平成28年度に発行した市町村別・事由別・障がい別内訳は以下のとおりである。

それによると、8市合計の手帳発行数は全体の約88%を占めている。

また、障がい別では視覚障害が5%、聴覚障害が15%、肢体不自由が36%、内部障害が44%となっている。

市町村名	発行件数	事由別				障害別			
		新規	障変	破損等	再認定	視覚	聴覚	肢体	内部
松江市	715	428	99	124	64	32	113	279	291
浜田市	237	151	41	37	8	6	28	106	97
出雲市	645	407	133	49	56	36	82	215	312
益田市	234	152	43	20	19	13	47	80	94
大田市	151	93	31	19	8	8	20	54	69
安来市	161	114	31	11	5	3	34	46	78
江津市	83	55	16	10	2	8	14	23	38
雲南市	138	78	29	17	14	10	15	45	68
奥出雲町	52	38	3	9	2	2	10	25	15
飯南町	19	10	5	4	0	1	0	6	12
川本町	19	9	4	4	2	0	9	4	6
美郷町	35	23	4	7	1	4	1	11	19
邑南町	30	19	4	6	1	0	0	17	13
津和野町	40	25	3	7	5	2	5	15	18
吉賀町	45	31	6	6	2	0	10	15	20
海士町	9	8	0	1	0	2	1	4	2
西ノ島町	10	7	1	1	1	3	1	3	3
知夫村	3	2	1	0	0	0	0	0	3
隠岐の島町	50	34	8	7	1	6	9	16	19
合計	2,676	1,684	462	339	191	136	399	964	1,177

(4) 平成28年度末の所持者数

詳細は別添資料のとおり(49～53ページ)

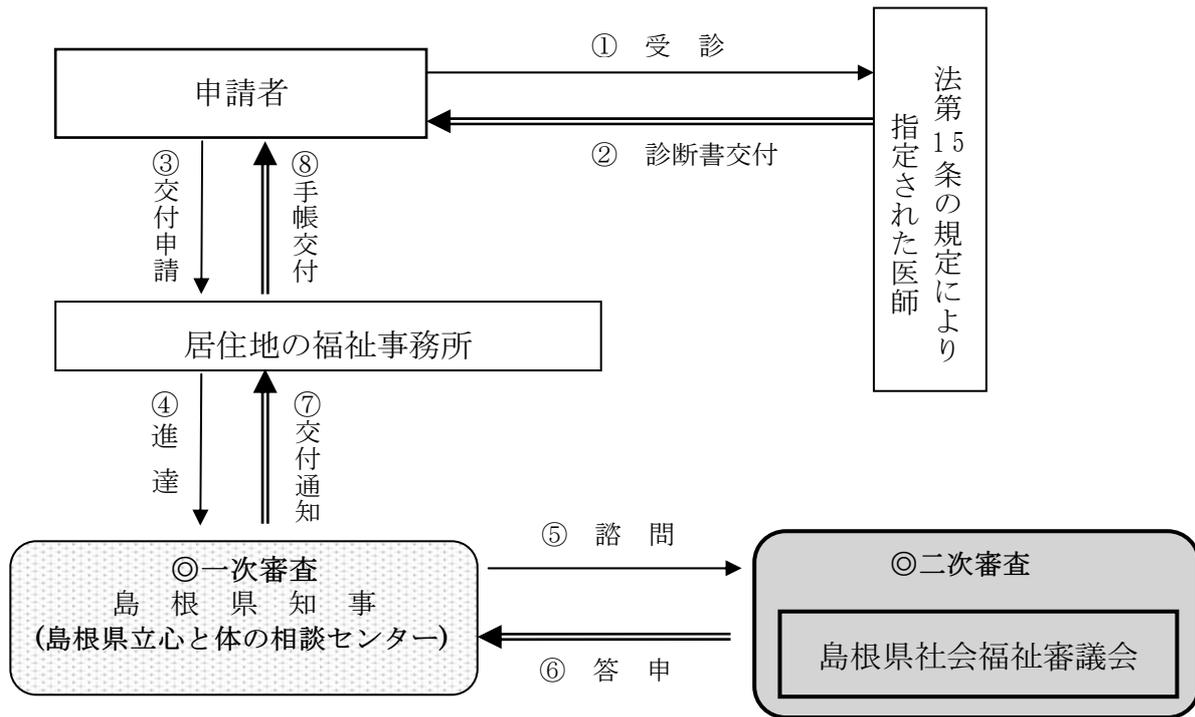
- ① 市町村別：等級別：年齢別(18歳未満・65歳以上)身体障害者手帳所持者数
- ②-1 市町村別：障がい別：年齢別(18歳未満・65歳以上)身体障害者手帳所持者数
- ②-2 市町村別：障がい別：男女別 身体障害者手帳所持者数
- ③ 障がい別：等級別：年齢別(18歳未満・65歳以上)身体障害者手帳所持者数
- ④ 身体障害者手帳所持者数・障がい別推移(H8年度～H28年度)

(5) 法第15条の規定による医師の指定について

平成28年度においては、法第15条の規定による新規指定が36名であった。

3月31日現在の指定医師の総数は、辞退届等の提出もあり、1,032名となった。

(6) 手帳申請から発行までの流れ



一次審査…身体障害者福祉法及び身体障害認定基準等に基づき、心と体の相談センターにおいて行う審査をいう。

専門的知識及び技術を必要とする申請については、「身体障害者手帳障害等級認定業務」について委託している専門的医療機関に審査を依頼している。

二次審査…非該当相当の案件については、島根県社会福祉審議会（身体障害者福祉専門分科会審査部会）に諮問し答申を受けて決定している。

なお、2つ以上が重複する障害等級の認定にあたって、認定基準によるものと著しく均衡を欠くと認められるものについても意見を聞くこととしている。

法第15条の規定による医師の指定に関しても諮問を行っている。

3. 市町村障がい者福祉業務担当職員研修会

市町村職員を対象に、身体障害者手帳関係及び補装具・更生医療関係業務等に関する制度説明、事務手続き等について理解を深め、適切に事務処理を行っていただくことを目的として次の研修会を開催した。

- (1) 東部会場 参加人員：36名
 日 時：平成28年 5月19日（木） 9時30分～16時
 場 所：県松江合同庁舎 601会議室

- (2) 西部会場 参加人員：27名
 日 時：平成28年 5月25日（水） 9時30分～16時
 場 所：県浜田合同庁舎 中会議室

「知的障害者更生相談所編」

◇ 知的障害者更生相談所編

1. 相談と判定

(1) 相談

① 来所相談

電話・来所により知的障がい者から療育手帳、各種援護制度の利用方法、生活・進路・就労等の相談を受け、知的障がい者の福祉の向上を図っている。平成28年度の受付は320件であり、そのうち療育手帳判定に関する相談が169件（52.8%）、職業に関する相談が1件（0.3%）、その他相談（成年後見人制度利用、障害年金申請に係る情報提供）が150件（46.9%）であった。療育手帳に関するものが全体の約5割を占めており、各種申請に係る情報提供の依頼とあわせ、主な相談となっている。（別表参照）

② 巡回相談

当センターは県内全域を所管しているため、松江圏域を除く障害保健福祉圏域へは定期的に各地区を巡回し、相談を受けている。その他、ケースの状況により障がい者支援施設、病院、家庭等への訪問を実施している。それらもあわせ、平成28年度は60回（延べ派遣スタッフ60人）の巡回相談で151件の相談を受けており、そのほとんどが療育手帳判定に関する相談である。（別表参照）

(2) 判定

① 医学的判定

療育手帳判定等の際、必要に応じて精神医学的立場から臨床診断を行っている。

② 心理学的判定

知能検査、面接等により、知的能力、生活適応能力、生活介護度、行動指導度、治療看護度等を把握し、知的障がいの程度を総合的に判定している。

③ 職能的判定

職業適性、職能を検査により判定している。

平成28年度は499件の判定を行い、そのうち医学的判定が47件、心理学的判定が452件であった。

2. 判定書交付

本人の生活援助方針や進路決定等に役立てるため、本人・家族・市町村からの依頼に応じ、判定書を交付している。療育手帳の交付が288件（63.9%）と最も多く、成年後見人制度利用や障害年金申請に係る情報提供の判定書交付が163件（36.1%）である。

また、障害者総合支援法に基づいて市町村が行う支給要否決定等に関して、当センターは必要な援助を行うこととなっているが、平成28年度は0件であった。

平成28年度判定書交付種別件数（別表の再掲）

項目	件数	備考
障害支援区分に関する判定	0件	
療育手帳に関する判定	288件	
その他	163件	（成年後見制度申し立て、年金診断に関するもの）
計	451件	

平成27年度に療育手帳再判定期日の見直しを行い、平成28年4月1日から18歳以上については次期判定年月日を10年後または再判定不要とした。そのため療育手帳交付件数は例年と比較して減少している（平成27年度の療育手帳の交付は697件）。

3. 会議、研修会

○市町村障がい者福祉業務担当職員研修会

市町村職員を対象に、療育手帳の判定及び交付事務手続き等について理解を深め、適切に事務処理を行っていただくことを目的として次の研修会を開催した。

(1) 東部会場 参加人員：36名

日 時：平成28年5月19日（木） 9時30分～16時

場 所：県松江合同庁舎 601会議室

(2) 西部会場 参加人員：27名

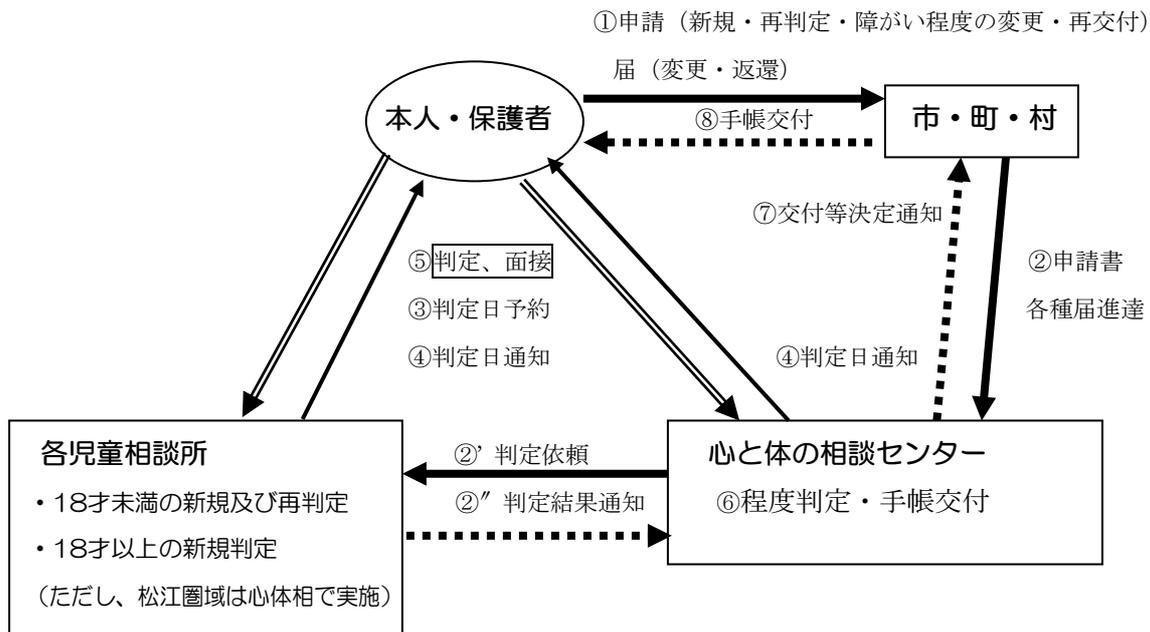
日 時：平成28年5月25日（水） 9時30分～16時

場 所：県浜田合同庁舎 中会議室

別表 平成28年度相談・判定実績（出典：厚生労働省福祉行政報告例）

取 扱 実 人 数	相 談 内 容									判 定 内 容					判定書交付件数				
	施 設	職 親 委 託	職 業	医 療 保 健	生 活	教 育	療 育 手 帳	そ の 他	計	医 学 的 判 定	心 理 学 的 判 定	職 能 的 判 定	そ の 他 の 判 定	計	障 害 支 援 区 分	療 育 手 帳	そ の 他 計	計	
来 所	320	0	0	1	0	0	0	169	150	320	47	301	0	0	348	0	138	162	300
巡 回	151	0	0	0	0	0	0	150	1	151	0	151	0	0	151	0	150	1	151
計	471	0	0	0	0	3	0	319	151	471	47	452	0	0	499	5	288	163	451

4. 療育手帳判定・手帳交付事務の流れ



No.	事 項	様 式	備考・留意事項
①	<ul style="list-style-type: none"> 相談 手帳交付申請（新規・再判定・障がい程度の変更・再交付） 記載事項変更届 返還届 	様式第1号 様式第6号 様式第7号	<ul style="list-style-type: none"> 申請者への制度・必要書類等の説明 判定日予約、判定会場の説明 松江地区以外の新規判定は各児相 書類判定あり
②	<ul style="list-style-type: none"> 申請書進達 各種届進達 	要領様式1	<ul style="list-style-type: none"> 住所、氏名等の確認
②'	<ul style="list-style-type: none"> 児童の判定依頼 	要領様式2	<ul style="list-style-type: none"> 各管轄児童相談所への判定依頼
②''	<ul style="list-style-type: none"> 判定結果通知 	要領様式3	
③	<ul style="list-style-type: none"> 判定日予約 		<ul style="list-style-type: none"> 申請者への案内
④	<ul style="list-style-type: none"> 判定日通知 		<ul style="list-style-type: none"> 申請者への通知
⑤	<ul style="list-style-type: none"> 判定、面接 		<ul style="list-style-type: none"> 心理検査及び状況聴取 新規判定は家庭環境、生育歴等の聴取
⑥	<ul style="list-style-type: none"> 程度判定 手帳交付等決定 		
⑦	<ul style="list-style-type: none"> 交付等決定 非該当通知 障がい程度確認通知 	要領様式4 様式第4号 様式第5号	<ul style="list-style-type: none"> 申請者への連絡
⑧	<ul style="list-style-type: none"> 手帳交付 		<ul style="list-style-type: none"> 該当者への交付

(注) 1. 療育手帳交付に係る各種様式は「島根県療育手帳交付要綱」「島根県療育手帳制度事務取扱要領」を参照。

2. 手帳は1週間に1回の頻度で交付。

「精神保健福祉センター編」

◇ 精神保健福祉センター編

1. 技術指導・技術援助

精神保健福祉活動の推進を図るために、保健所や関係機関からの要請を受け、当センター職員が専門的立場から研修会の講師を務めている。また、会議等への参加も行っている。

(1) 事業実績

	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	心の健康づくり	ひきこもり	自死関連	犯罪被害	その他	計
保健所	4	1				1	1		1	8
市町村						5				5
医療施設						2			7	9
障害者支援施設				1		1			17	19
社会福祉施設	1			1					7	9
その他	2		5	6	1	9	3		3	29
計	7	1	5	8	1	18	4		35	79

(2) 精神保健福祉業務担当者連絡会議

当センターと保健所、県障がい福祉課（主催）との連絡会に参加し、精神保健福祉業務に関する意見・情報交換を行い連携を深めた。

年月日	内容
平成28年6月20日	<ul style="list-style-type: none"> 精神障がい者の地域生活移行・地域定着支援事業について 自死対策について ひきこもり対策について 依存症対策について
平成29年1月13日	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度心と体の相談センター事業について（ひきこもり支援、自死対策、精神医療審査会、依存症対策、療育手帳） 措置入院者に対する退院後の支援について

(3) 講師の派遣

関係機関からの依頼により、関係機関の職員研修会や講演会に講師の派遣を行った。

月日	派遣内容
平成28年4月16日	島根県精神保健福祉士会研修会（ギャンブル）
4月27日	松江市島根地区民生児童委員研修会（ひきこもり）
5月19日	サポートステーション絆相談支援専門員研修会（ひきこもり）
6月7日	アルコール依存症勉強会・事例検討会（アルコール）
6月11日	松江地区保健師・精神保健福祉士等合同事例検討会（ギャンブル）
7月28日	警察学校授業講師（知的障がい）
7月29日	美郷町民生児童委員研修会（心の健康）
8月1日	出雲養護学校職員研修会（ひきこもり）
8月4日	松江保護観察所勉強会（ギャンブル）
8月17日	労働局総合労働相談員研修（自死関連）
8月23日	新規採用養護教諭研修（自死関連）
9月26日	雲南市ひきこもり支援研修会（ひきこもり）
10月3日	島根公民館ひきこもり支援研修会（ひきこもり）
10月7日	島根県生活困窮者自立支援制度連絡会議・研修会（ひきこもり）
10月17日	生活困窮者支援担当者ひきこもり研修（ひきこもり）

月 日	派 遣 内 容
10月20日	松江市家庭相談室ひきこもり支援説明会（ひきこもり）
10月21日	益田教育事務所「子縁会」支援者研修会
10月22日	益田教育事務所「子縁会」保護者研修会
11月 2日	警察学校授業講師（知的障がい）
11月28日	松江地区安全衛生活動活性化事業（自死関連）
12月 7日	中国ブロック保護観察所研修会（ギャンブル）
12月26日	雲南圏域子どもの心の診療ネットワーク事業（自死関連）
平成29年 1月23日	日常生活自立支援事業生活支援員研修会（ギャンブル）
2月 8日	障がい者虐待防止・権利擁護研修（社会復帰）
2月27日	安来地区保護司会定例研修会（薬物）
2月28日	鳥取SAT-G研修会（ギャンブル）
2月28日	精神保健関係職員研修（司法面接）

2. 普及啓発

一般住民に対して、精神保健福祉の知識、精神障がい者についての正しい知識、精神障がい者の権利擁護等についての普及啓発を行った。また、保健所及び市町村が行う普及啓発活動について、専門的立場から協力・援助を行った。

【事業内容】

（1）講演会

○ アルコール関連問題地域セミナー（再掲）

- 日 時 平成29年 2月 9日（木） 13：30～14：30
 会 場 いきいきプラザ島根（松江市東津田町）
 参加者 松江圏域健康長寿しまね推進会議委員
 まめなサポーター（健康づくりボランティア）（29名）
 内 容 ・体験談「アルコール依存症と回復へのみちのり」
 発表者 公益社団法人島根県断酒新生会 会員
 会員家族
 ・講義「アルコールの心身への影響」
 講 師 こなんホスピタル 院長 福田 賢司 氏

○ アルコール関連問題学校セミナー（再掲）

【第1回】

- 日 時 平成28年 7月11日（月） 13：15～14：05
 会 場 隠岐高等学校
 参加者 全生徒（221名）、教職員等
 内 容 ・隠岐圏域での飲酒予防に関する取り組み
 報告者 隠岐保健所 保健師 佐藤 良介 氏
 ・体験談「アルコール依存症と回復へのみちのり」
 発表者 公益社団法人島根県断酒新生会 会員
 ・講義「アルコールが心と体に与える影響」
 講 師 隠岐病院 精神保健福祉士 金阪 幸之 氏

【第2回】

- 日 時 平成28年10月 4日（火） 13：35～14：35
 会 場 三隅中学校
 参加者 全生徒（129名）、教職員等
 内 容 ・体験談「アルコール依存症と回復へのみちのり」
 発表者 公益社団法人島根県断酒新生会 会員

・講義「アルコールはわたしたちに何をするのか？」
 講師 西川病院 精神保健福祉士 村上 幸奈 氏

(2) ビデオ・DVDの貸し出し

	保健所	医療機関	社会復帰施設	その他関係機関	一般	計
依存症				3		3
心の健康				12		12
精神保健一般	4			1		5
ひきこもり						
計	4			16		20

(当センターホームページに貸出ビデオ・DVD一覧掲載)

3. 精神保健福祉相談

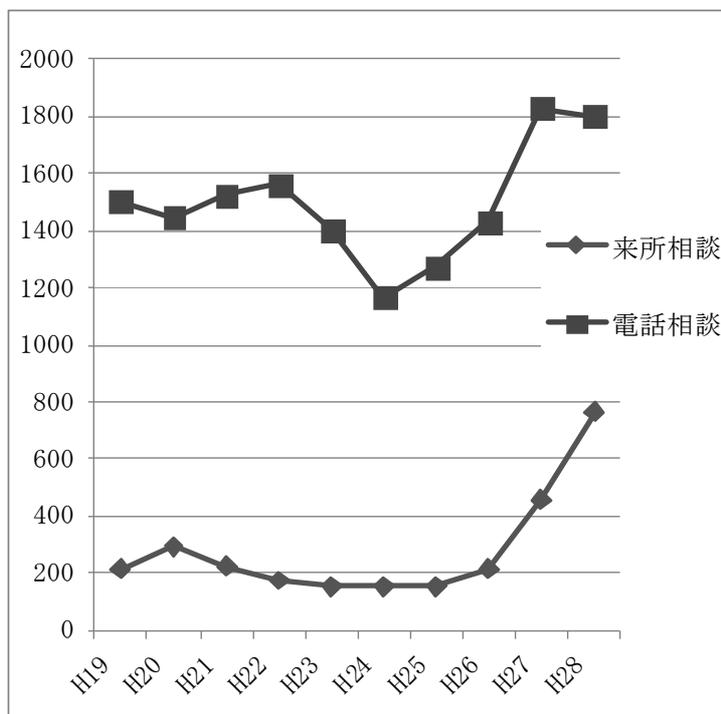
精神保健福祉相談として、当センターにおいて精神保健及び精神障害者福祉に関する相談を次のとおり実施した。

【事業内容】

- (1) 来所相談
- (2) 電話相談 「心のダイヤル」

相談件数の推移（診療を含む）

年度	来所相談	電話相談
H19	95 (延213)	1502
H20	113 (延294)	1443
H21	87 (延226)	1522
H22	76 (延175)	1561
H23	106 (延154)	1404
H24	102 (延153)	1166
H25	96 (延152)	1255
H26	103 (延217)	1431
H27	165 (延458)	1826
H28	207 (延763)	1801



(1) 来所相談

①相談対象者内訳

	相 談			診 療 (再掲)	
	男性	女性	合計	男性	女性
実人数	172	35	207	1	0
延べ人数	645	118	763	1	0

②来所経路

直接	保健所	市町村	医療機関	教育機関	その他	合計
151	10	6	10	5	25	207

③相談内容

相 談 内 容		実人数	延べ人数
老人精神保健		0	0
社会復帰		3	5
アルコール関連問題		2	2
薬物関連問題		12	26
ギャンブル関連問題		49	159
思春期精神保健	不登校	8	36
	精神症状・身体症状	2	10
	その他	2	15
心の健康	精神症状・身体症状	60	245
	仕事や職場に関すること	14	43
	家族や家庭に関すること	33	105
	性格、行動に関すること	8	81
	恋愛、結婚、離婚のこと	0	0
	その他	4	23
うつ・うつ状態		4	7
その他の相談		6	6
合 計		207	763

④処 遇

処 遇	実人員
新規来所終結	38
医療機関紹介	3
保健所紹介	1
その他の機関紹介	5
センターで援助	146
他機関と並行で援助	14
合 計	207

(2) 電話相談 「心のダイヤル」

①相談者別件数

内 訳	男性	女性	合計
本 人	678	729	1407
親	38	157	195
配 偶 者	7	38	45
子	5	14	19
同 胞	10	17	27
その他の親族	7	19	26
友人・同僚等	2	9	11
関 係 機 関	22	33	55
そ の 他	11	5	16
合 計	780	1021	1801

②相談内容別件数

相 談 内 容		件数	割合 (%)
老人精神保健	一般	1	0.1
	認知症について	1	0.1
社会復帰		14	0.8
アルコール関連問題		29	1.6
薬物関連問題		27	1.5
幼児・児童期に関する問題		2	0.1
ギャンブル関連問題		162	9.0
思春期精神保健	不登校	21	1.2
	不登校以外の学校に関する問題	4	0.2
	精神症状・身体症状	8	0.4
	その他	8	0.4
心の健康	精神症状・身体症状	576	32.0
	仕事や職場に関すること	109	6.1
	家族や家庭に関すること	206	11.4
	職場や家庭以外の問題について	34	1.9
	恋愛・結婚・離婚	30	1.7
	嗜癖行動	9	0.5
	その他	279	15.5
うつ・うつ状態		26	1.4
摂食障害		0	0.0
精神科受診に関すること		14	0.8
その他の相談		241	13.4
合 計		1801	100.0

4. 組織育成

(1) 島根県精神保健福祉会連合会

島根県精神保健福祉会連合会は、昭和50年に島根県精神障害者家族会連合会として事務局を県立中央病院内において発足。その後事務局を県立湖陵病院（現 県立こころの医療センター）、県立精神保健福祉センター（現 県立心と体の相談センター）へと移している。

平成10年に社団法人化され、島根県精神保健福祉会連合会となり、県立精神保健福祉センターの一角に事務局を置いて事業を展開してきた。平成17年からは、いきいきプラザ2階にある当センター前に事務所を置き、精神障がい者に対する差別・偏見の除去、地域福祉の向上を目指して活動を展開している。平成26年4月からは新公益法人制度に伴い一般社団法人となった。

平成29年6月現在の会員数は36団体328人である。

当センターは理事会に出席し、活動への情報提供を行っている。

(2) 島根県精神保健福祉協会

昭和44年7月に島根県精神衛生協会として、事務局を県庁医務予防課に置いて発足。

昭和56年6月からは精神保健福祉センターに事務局を置いていたが、県の組織改編により平成17年4月から心と体の相談センター内に移った。

協会の主な事業は、精神保健福祉大会の開催、功労者の表彰、機関誌の発行、精神保健福祉関係団体・組織の啓発普及活動等に対する助成である。

平成28年度の会員数は、1,423（団体45、個人1,378）であった。

【事業実績】

①第48回島根県精神保健福祉大会の開催

日時 平成28年11月8日（火） 13:00～16:30

場所 島根県立男女共同参画センターあすてらす（大田市）

内容 式典、記念講演、活動発表

○記念講演 演題 「産業低迷、過疎高齢化の地域で 精神医療保健福祉はどう貢献していくか」

講師 NPO法人ハートinハートなんぐん市場 理事
公益財団法人正光会 御荘診療所 所長 長野敏宏氏

○体験・活動発表 「このまちで支え合って生きる」

大田圏域の当事者・事業主及び利用者と支援者の立場からの体験・活動発表

参加者 約280名

②精神保健福祉功労者の表彰（会長表彰）

33名（個人33）を島根県精神保健福祉大会の席上で表彰

③「しまねの精神保健福祉 VOL. 45」の発行

発行 平成28年12月 2,000部

特集 「依存症への対応」

配布先 会員、関係機関・団体・医療機関

④助成金の交付

助成対象 7団体7事業の啓発普及活動

助成額 498,019円

(3) 精神保健ボランティア組織

①組織育成の経過と今後の方向について

平成5年からボランティア養成講座を開催し、平成6年2月に「ほほえみの会」が発足して松江・出雲地域で活動が展開された。平成10年からは、県内の各健康福祉センターでボランティア養成講座が開催され、これをきっかけに15年までに8組織が結成され、県内においてボランティア活動が展開されている。

また、平成16年9月には「島根県精神保健ボランティア連絡協議会」が設立され、精神保健福祉の向上を目指して、地域住民への精神障がいの正しい理解と心の健康づくりやボランティア活

動への参加を呼びかけている。各ボランティア組織間の連携と相互交流を重ねながら、ボランティア活動のさらなる拡充が期待されるところであり、当センターはボランティア組織活動への協力を行っている。

②県内精神保健ボランティア組織結成年

「ほほえみの会」	平成6年2月	松江・木次・出雲地域（平成15年に松江と出雲に分離）
「うさぎの会」	平成11年6月	県央保健所管内
「のぞみの会」	平成11年6月	浜田保健所管内
「七色の会」	平成12年2月	県央保健所管内
「さくらんぼの会」	平成12年5月	隠岐保健所管内
「こもれび」	平成12年10月	益田保健所管内
「つくしの会」	平成14年3月	雲南保健所管内
「松江ほほえみの会」	平成15年5月	松江保健所管内
「出雲ほほえみの会」	平成15年5月	出雲保健所管内

(4) ソーシャルクラブ（当事者による自助グループ）

平成29年4月1日現在、県内のソーシャルクラブは11カ所ある。現在、自主的に当事者の中で活動交流等の取り組みが進められている。平成18年5月に発足した「島根県精神当事者連絡会」は各ソーシャルグループ間の交流、家族会・ボランティア組織との交流、研修会等の開催を行っている。当事者による活動は地域住民への理解・啓発にも重要な役割を担っており、当センターは当事者活動への協力を行っている。

(5) 精神当事者連絡会・精神保健福祉会連合会交流会（しまねこころの交流会）

当事者、家族が自由におもいを語ることによって、相互の理解を深めること、地域への啓発を目的に、平成22年度から開催された。平成22年度は出雲市のパルメイト出雲、平成23年度は大田市のアステラス、平成24年度からは“しまねこころの交流会”と改称し、雲南市チェリバホールで開催した。当センターは平成22～23年度は実行委員会に参加し、交流会の開催支援を行い、平成24年度からは開催地の当事者、家族、地域活動支援センター等を中心に開催され、平成26年度は松江市、平成27年度は益田市、平成28年度は出雲市で開催された。

(6) ほほえみの風イベント

精神障がい者に対する偏見や差別をなくし、障がいのある方が地域であたり前に生活できることを目指して活動をしている島根県精神当事者連絡会と島根県精神保健ボランティア連絡協議会の合同イベントとして、当センターの提案により平成19年度から事業が開始された。

当事者とボランティア会員がチラシの作成・配布、打ち合わせのために地域へ出むいて活動することにより、精神障がい者に対する地域の偏見を取り除く活動の一環となっている。

年度	開催地	場所	主な内容
19	出雲市	パルメイト出雲	活動紹介・フリーマーケット・ミニコンサート
20	大田市	ファミリーデパート	活動紹介・詩とトーク・劇・ゲーム
21	松江市	総合福祉センター	活動紹介・ミニライブ・体験コーナー
22	益田市	駅前ビル	活動紹介・ミュージックセラピー
23	雲南市	下熊谷交流センター	活動紹介・ハーモニカ演奏・交流会
24	出雲市	パルメイト出雲	バンド演奏・パネルディスカッション・交流会
25	松江市	いきいきプラザ	当事者による発表・講演とワークショップ「自分を助ける技術を身につけよう！—北海道・べてるの家、そして広島での取り組みから—」
26	大田市	大田市民センター	当事者による演劇・詩の朗読、講演とワークショップ
28	雲南市	チェリヴァホール	講演「こころに寄り添う看護とは」 ミニコンサート・交流会

5. 特定相談指導事業

「精神保健福祉センターにおける特定相談指導事業実施要領（健医発第3号昭和64年1月5日）」に基づき、アルコール関連問題に関する事業及び思春期精神保健に関する事業を実施している。

(1) アルコール関連問題

適正飲酒及びアルコール関連問題に関する知識の普及、技術指導及び技術支援、関係機関との連携、断酒会等自助組織の育成を図る目的で、アルコール関連問題地域セミナー・同学校セミナー・同学校セミナー講師人材育成研修・同関係者会議を開催した。

①アルコール関連問題地域セミナー

- 目的 アルコールが及ぼす心身の害についての理解を深め適正飲酒への動機付けを行うことを目的として開催した。
- 主催 松江保健所 心と体の相談センター
- 共催 公益社団法人島根県断酒新生会 山陰嗜癮行動研究会
- 日時 平成29年2月9日（木） 13：30～14：30
- 会場 いきいきプラザ島根（松江市東津田町）
- 参加者 松江圏域健康長寿しまね推進会議委員
まめなサポーター（健康づくりボランティア）（29名）
- 内容 ・体験談「アルコール依存症と回復へのみちのり」
発表者 公益社団法人島根県断酒新生会 会員
会員家族
- ・講義「アルコールの心身への影響」
講師 こなんホスピタル 院長 福田 賢司 氏

②アルコール関連問題学校セミナー

- 目的 アルコールが心身に及ぼす影響について学ぶことで、未成年者の飲酒を防ぎ、成人後の適正飲酒とアルコール関連問題の発生予防を図ることを目的として開催した。
- 主催 隠岐高等学校（第1回） 三隅中学校（第2回） 心と体の相談センター
- 共催 隠岐保健所（第1回） 公益社団法人島根県断酒新生会 山陰嗜癮行動研究会
- 【第1回】
- 日時 平成28年7月11日（月） 13：15～14：05
- 会場 隠岐高等学校
- 参加者 全生徒（221名）、教職員等
- 内容 ・隠岐圏域での飲酒予防に関する取り組み
報告者 隠岐保健所 保健師 佐藤 良介 氏
- ・体験談「アルコール依存症と回復へのみちのり」
発表者 公益社団法人島根県断酒新生会 会員
- ・講義「アルコールが心と体に与える影響」
講師 隠岐病院 精神保健福祉士 金阪 幸之 氏

【第2回】

- 日時 平成28年10月4日（火） 13：35～14：35
- 会場 三隅中学校
- 参加者 全生徒（129名）、教職員等
- 内容 ・体験談「アルコール依存症と回復へのみちのり」
発表者 公益社団法人島根県断酒新生会 会員
- ・講義「アルコールはわたしたちに何をしてくれるのか？」
講師 西川病院 精神保健福祉士 村上 幸奈 氏

③アルコール関連問題学校セミナー講師人材育成研修

- 目的 本学校セミナーを各地域で開催できる環境をつくるため、学校セミナーの講師を担う人材の育成を図ることを目的として開催した。

- 主催 心と体の相談センター
 共催 公益社団法人島根県断酒新生会 山陰嗜癖行動研究会
 日時 平成28年8月5日(金) 13:30~16:00
 会場 大田集合庁舎
 参加者 関係機関等(46名)
 内容 1) 講義「アルコール関連問題学校セミナーの講義における指導のポイント」
 こなんホスピタル 精神保健福祉士 稲田 昌史 氏
 2) 学校セミナーの実演
 ・体験発表Ⅰ～依存症当事者の立場からのメッセージ～
 公益社団法人島根県断酒新生会 会員
 ・体験発表Ⅱ～依存症家族の立場からのメッセージ～
 公益社団法人島根県断酒新生会 会員家族
 ・講義「アルコールが心と体に与える影響」
 ビ・フレンジング 精神保健福祉士 荒内 佑輔 氏
 3) グループに分かれての意見交換

④アルコール関連問題関係者会議

- 目的 アルコール依存症への支援に関わる支援者が、アルコール依存症支援の基礎知識と地域連携の視点を学ぶことを通じて、関係機関がより一層連携して支援にあたっていく機会の一助となることを目的として開催した。
- 主催 公益社団法人島根県断酒新生会 山陰嗜癖行動研究会 心と体の相談センター
 日時 平成28年8月26日(金) 14:00~17:00
 会場 玉湯公民館 2階大会議室
 参加者 101名(断酒会、医療機関、福祉関係機関、市町村、保健所等)
 内容 テーマ「アルコール健康障害(依存症)への支援
 ～基本的な関わりと地域連携の工夫～」
 講師 渡辺病院 診療部長 山下 陽三 氏
 座長 安来第一病院 名誉院長 竹下 久由 氏

(2) 思春期精神保健

思春期精神保健に関する相談指導として、来所・電話による相談、小集団グループ活動クローバーを行った。H28の実績は、精神保健福祉相談(20~21ページ)、島根県ひきこもり支援センター編(41ページ)に掲載している。

6. ギャンブル依存症相談関連事業

当センターでは、平成18年度からギャンブル関連問題に関する問題や対応などについて知識の普及・啓発の場として一般市民や関係者を対象とした研修会や、家族支援の一環として家族教室を実施してきた。

更に、ギャンブル障がい当事者への支援のため、島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム SAT-G(以下、SAT-G)を開発し、平成27年11月から運用を開始した。

平成28年度は、ギャンブル関連問題の相談に関わる関係機関を対象に研修会の開催及び、SAT-Gを集団プログラムとして開始した。

【ギャンブル関連問題関係者セミナー】

- 目的 ギャンブル関連問題に関わる相談対応及び関係機関の連携がより充実していくために、ギャンブル障がいの初期介入の方法と具体的支援の方法を学び、普段のギャンブル障がいへの支援の一助となることを目的とした研修会を開催した。
- 日時 平成28年9月30日(金) 13:00~16:00
 会場 出雲市民会館 301会議室
 参加者 73名
 内容 講義1:「ギャンブル障がいの基礎知識」

講義 2 : 「SAT-Gを活用したギャンブル障がいへの支援」

実 技 : 「SAT-Gのロールプレイ」

講師 佐藤 寛志

(島根県立心と体の相談センター 主任精神保健福祉士)

【SAT-G集団プログラム】

目 的	ギャンブル障がい当事者の回復支援に資することを目的に本プログラムを実施した。					
日 時	平成28年9月～平成29年2月 第3火曜日(11月のみ第5火曜日) 13:30～15:30					
会 場	心と体の相談センター 多目的室					
内 容	島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム SAT-Gの集団プログラム					
参 加	第1回	4名	第2回	4名	第3回	4名
	第4回	5名	第5回	4名	第6回(サブセッション)	6名

7. 調査・研究事業

(1) 「島根県の精神保健福祉センターにおけるギャンブル障がいの相談状況と支援の取り組み」

① はじめに

当センターでは、近年依存症等の専門相談において、ギャンブル障がいの相談件数が増加傾向にある。そこで、当センターのこれまでのギャンブル障がいの取り組みと相談状況をまとめ、今後の取り組みを考察していく。なお、本稿で使用する「ギャンブル」とは、「可能性の大小を問わず、偶然が結果を左右するようなゲーム、競技、その他の催事において、金銭や所有財産の損害リスクをはらんでいるような行為」を指すこととする。

② ギャンブル障がいへの支援の取り組み

<1>支援の取り組み経過

平成18年度 ギャンブル障がいに特化した研修会を開始。

平成25年度 物質使用障害治療プログラムSMARPPを参考に、相談対象者とのつながりを重視したギャンブル障がいの相談における所内対応マニュアルを作成。
ギャンブル障がいの普及啓発リーフレットを作成し、関係機関への配布に加えセンターホームページにも掲載。さらに、ホームページで気軽に相談いただきたい旨を情報発信。

平成27年度 島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラムSAT-G
(Shimane Addiction recovery Training program for Gambling disorder) を作成、運用開始。

<2>SAT-Gについて

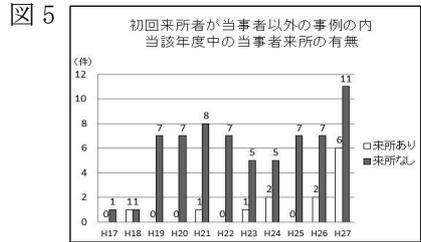
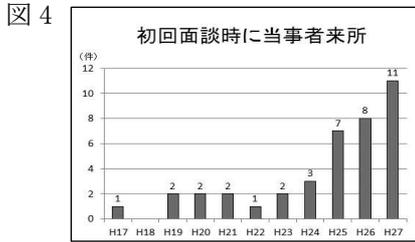
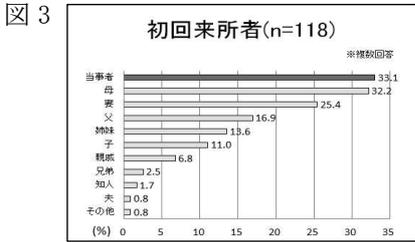
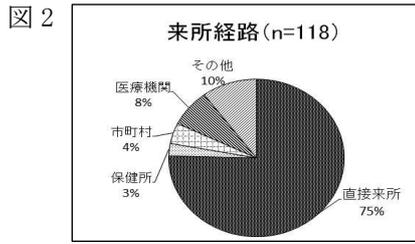
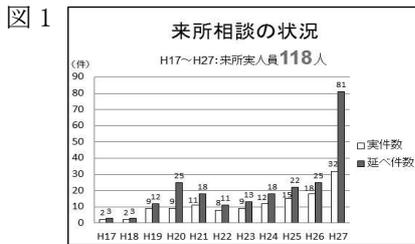
- ・ギャンブル障がい当事者(以下、当事者と記す)の回復をサポートすることを目的としたプログラム。
- ・SMARPPを参考とし、ワークブックを用いて全5回のセッションを個別面接で月1回程度実施。
- ・平成27年11月～平成28年6月末時点で15名実施(修了者2名、実施中13名、離脱者0名)。

③ ギャンブル障がいの相談状況

<1>来所相談状況

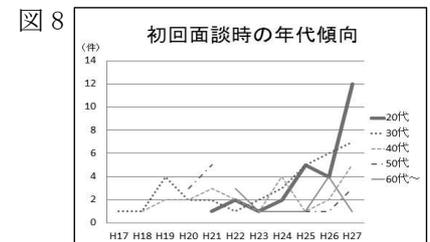
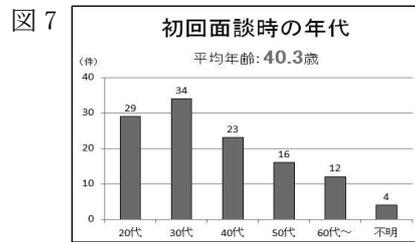
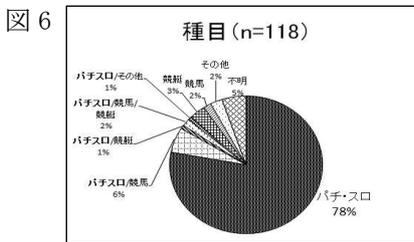
当センターのギャンブル障がいに関する来所相談は、当センターが開所した平成17年度～27年度までの11年間で、実数で118件あり、近年は相談実件数・継続相談件数共に増加傾向にある(図1)。来所者の多くは他機関からの紹介なしで、自らインターネット等で調べて相談につながっている(図2)。

初回面談時から当事者が訪れるのは全体の約3割に留まるが(図3)、近年は初回から当事者が来所する事例が増加している(図4)。更に初回は家族等の当事者以外の方が来所したが、支援の経過中に当事者が相談に繋がった事例は、SAT-Gを開始した平成27年度に大きく増加した(図5)。

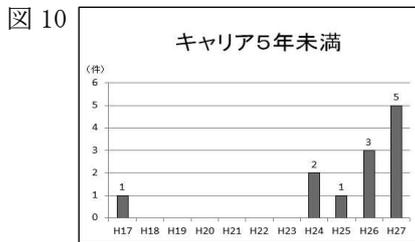
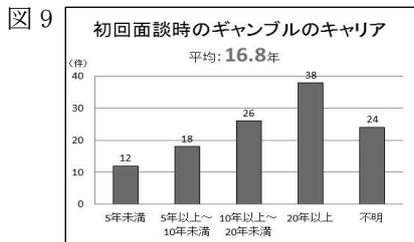


〈2〉来所相談の当事者の特徴

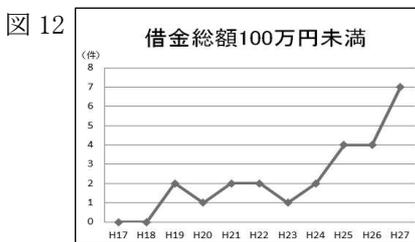
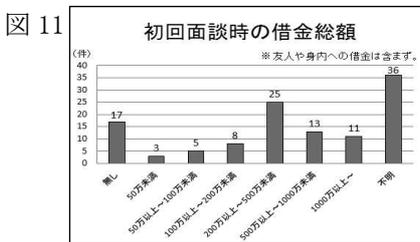
当事者の約9割が男性で、対象種目の約9割は、「パチンコ・スロット」が関連していた(図6)。初回面談時の平均年齢は40.3歳であったが(図7)、近年は20代の相談の増加が顕著である(図8)。



初回面談時のギャンブル経験年数は平均16.8年であるが(図9)、近年は経験年数5年未満といった経験が浅い層も相談につながっている(図10)。



初回面談時のギャンブルに伴うこれまでの借金総額(身内や知人への借金は含まず)は、200万以上500万円未満が最も多いが(図11)、近年は100万円未満といった比較的少額な層も相談につながっている(図12)。



④ 考察

・ギャンブル障がいに関する相談は増加傾向にあり、中でも当事者の来所が増加している。更に近年の相談傾向で、「若い年齢層」「借金が少額」「ギャンブル経験が浅い」といった、問題が比較的早期と思われる事例もつながるようになってきている。来所者の多くは、紹介なしで当センターにつながっている。このことは、近年メディアでギャンブル障がいの取り上げられる機会が増え、対象者の関心に触れる機会が増したことで、当センターホームページ上においても情報発信に工夫を加えたことや、近年スマートフォンの普及にともない、インターネットを通じた情報

収集が容易となってきたことが少なからず影響していると考える。

- ・近年継続相談が増加していることは、相談対象者とのつながりを重視した相談対応マニュアルと、それを発展させて平成27年度から支援プログラムのSAT-Gを開始したことによるものと考える。
- ・平成27年度は家族相談を経て当事者が相談につながる事例が増えたが、これはSAT-G開始により、家族へ当センターの当事者への支援を具体的に示すことができるようになったことと、これまでのギャンブル障がいへの取り組みで蓄積されたノウハウを生かし、当事者の誘い出し方や対応方法を家族と一緒に考えた結果であると考える。

⑤ 今後の課題と取り組み

- ・当センターの相談は他機関からの紹介なしの直接相談が多いことから、ギャンブル障がいの普及啓発を引き続き関係機関へ実施していくことが課題になってくる。
- ・更に、当事者がより身近なところで相談できる環境としては、当センターのみでなく関係機関においても一定程度の相談対応をできる体制が必要になると考える。これについては、平成28年度にSAT-Gの使い方研修の開催を予定している。
- ・今後は、SAT-Gの効果を検証することと合わせ、より効果的なプログラムの実施も課題となる。これについては、平成28年度より集団でのプログラムを試行的に実施している。

⑥ 研究発表 第57回（平成28年度）島根県精神保健福祉環境研究発表会にて発表した。

第62回（平成28年度）中国地区公衆衛生学会にて発表した。

第52回（平成28年度）全国精神保健福祉センター研究協議会にて発表した。

（2）島根県ひきこもり支援センターにおける取り組みと相談実績について

1. はじめに

平成25年度に県内の民生委員・児童委員に対して行ったひきこもり等に関する実態調査では「ひきこもり状態等」の該当者は1,040人であった。また、男性が多く40歳代以上が過半数であり、何の支援も受けていない方が最多だった。このような調査結果を踏まえ、平成27年4月に島根県立心と体の相談センター内に「島根県ひきこもり支援センター」を設置し、面接相談や電話相談、家族教室の開催や関係機関との連携・情報発信など、さまざまな取り組みを行ってきた。この1年間の取り組みと個別相談の実績について報告する。

2. ひきこもり支援センターの取り組み

（1）電話相談・来所相談 ※ 実績は次項

（2）小集団グループ活動クローバー

（3）家族教室

- ・7圏域8会場、計20回実施（77家族、実98人、延223人参加）

（4）家族会支援

- ・島根家族会への運営支援（職員の例会出席、他県視察）
- ・家族のつどい（松江・出雲・浜田）開催 → 家族会への進展を期待

（5）市町村等への技術支援・研修の実施

- ・困難事例に関する市町村への出張相談
- ・ひきこもり支援マニュアルの作成
- ・支援者向け研修の開催（専門人材の育成）

（6）圏域ネットワークの立ち上げ

- ・圏域ごとに各機関の連携・分担の仕組みづくり ・事例検討等の研修 ・社会資源把握→創出

（7）広報啓発

- ・リーフレット作成
- ・1/25ひきこもり支援研修会（斎藤環氏）、3/11ひきこもりライフプラン研修会（浜田裕也氏）

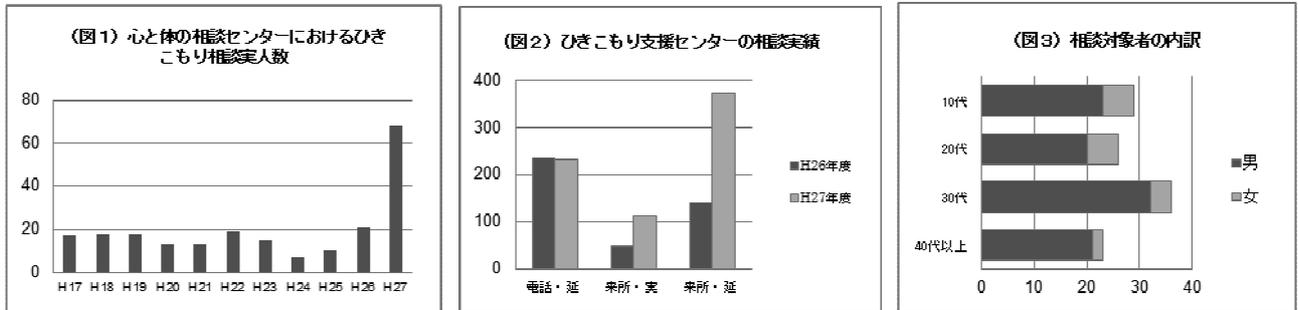
3. 相談実績

（1）ひきこもり支援センターにおける相談実績

- ・(図1)は、当センターにおけるひきこもり相談実人数の過去10年間の実績である。過去の相談実人数は20人に満たないことが多かったが、ひきこもり支援センターを開設してから、H27年度は例年

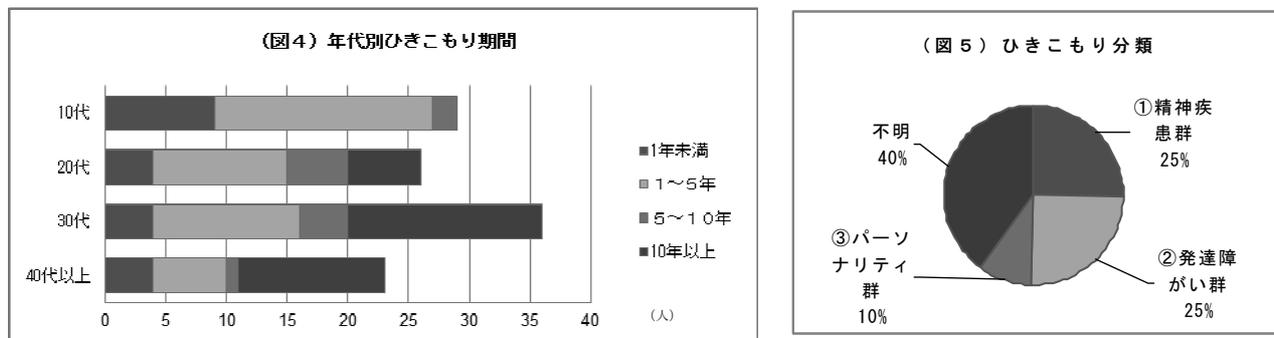
の約3倍以上の相談を受けている。

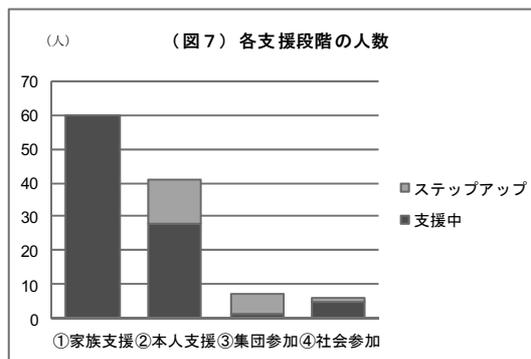
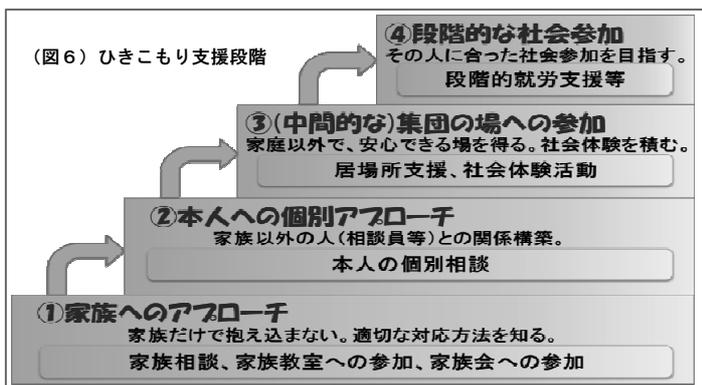
- ・(図2)は、ひきこもり支援センター（心と体の相談センターと保健所）の電話相談・来所相談の相談実績である。合計の件数は、電話相談は大きな違いはないが、来所相談ではH26年度と比べて約2倍近く相談が増えている。
- ・(図3)より、ひきこもっている相談対象者の内訳として、男性が約8割以上を占めており、10～30代の相談が多い。また、40代以上の相談も少なくない。



(2) ひきこもりケースの特徴

- ・(図4)は、年代別のひきこもり期間を表したグラフである。年齢が上がるにつれて、ひきこもる期間も長くなっているケースが多い。しかし、どの年代も1年未満や1～5年のケースも多く、早めに相談につながる方も多くなっている。
- ・(図5)は、ひきこもり分類であり、各ケースの背景となる特性を分けたものである（疑いも含む）。①精神疾患群と②発達障がい群がそれぞれ1/4を占めている。③パーソナリティ群は低くなっているが、不明ケースの中にもそれぞれの群に分けられるとすると、厚生労働省（2010）が示しているように、島根県でも3群が1/3ずつ占めている可能性が高い。
- ・(図6)は、ひきこもり支援段階について示した図である。ひきこもり支援は、通常①家族へのアプローチから②本人への個別アプローチへ、そして③集団の場合への参加を経験し、④段階的な社会参加が可能となる。これは、諸段階を一段一段ずつ登っていく過程である。
- ・この支援段階を踏まえ、(図7)は、相談対象者の各支援段階の人数を示したグラフであり、①家族支援段階が一番多いことが分かる。また、この1年で次段階にステップアップした方については、今年度21名（約18%）が該当し、支援を行うことで次段階に進んだケースも多く見受けられる。よって、まずは家族が相談につながることで、本人への支援につながっていくことが言える。しかし、段階を踏んでいくのにかかる時間はケースそれぞれによって違うため、根気強く対応していくことが必要である。





4. まとめ

平成27年度からひきこもり支援センターを立ち上げたことにより相談が増え、ひきこもり期間や背景となる特性について明らかになった。そして、まずは家族からの相談を受けることで、本人への支援につながっていくことが示された。

また、いくつか見えてきた課題として、①居場所の確保・充実（本人が参加できる集団の場が本県では極めて不足している状況。心体相「クローバー」、一部民間支援機関が開設）、②地域での相談支援体制の充実（より身近な地域で相談支援を受けることができることが望ましい。市町村等関係機関への研修、支援等を通じてひきこもりへの支援を行える体制づくりを進める。）の2点がある。

* 研究発表 第57回（平成28年度）島根県精神保健福祉環境研究発表会にて発表した。

8. 自死対策推進センター事業

(1) 事業の概要

① 目的

自死の高止まり状態に対応するため、自死と関連のある多領域の関係機関との連携を図り、相談対応や啓発、研修等を行い、自死を考えている者や未遂者、自死遺族等への支援の充実を図る。

② 事業内容

- ・ 自死予防や対策に関する情報の収集・整理、関係機関への提供を行う自死対策連携推進員の配置
- ・ 関係機関のネットワーク強化を目的とした連絡調整会議の開催
- ・ 自死を考えている者や自死遺族支援に携わる者の専門性向上のための人材育成研修の実施

(2) 事業の実績及び成果

① 情報メール配信

自死対策連携推進員が情報の収集を行い、週に1回メールを利用して関係者に向けて情報発信する。

ホームページ内での情報発信の充実。

② 圏域連絡調整会議

平成28年11月1日（火）10：00～12：30（松江）参加者31名

③ 人材育成研修

<主催>

1) 「自死対策等関係機関研修会」

日時：平成28年11月1日（木） 13：30～16：00

会場：ホテル宍道湖 鳳凰の間

対象：行政、医療、心理、福祉、教育などの分野において自死対策に関わる相談業務に従事する者

内容：講演「ひとと違うと生きづらい？～LGBTとその家族の相談支援の“いろは”」
講師 NPO法人 共生社会をつくるセクシャル・マイノリティ支援全国ネットワーク
代表理事 原 ミナ汰 氏

2) 「ゲートキーパー・スキルアップ研修指導者養成講習会」

日時：1日目 平成28年11月19日(土) 10:00～16:30

2日目 平成28年11月20日(日) 9:00～16:00

会場：出雲保健所 大会議室

対象：精神保健福祉領域の専門職、行政のゲートキーパー養成研修担当者

内容：メンタルヘルス・ファーストエイドを学び、「気づく」ゲートキーパーを養成する指導者として必要な知識と技術を身に付ける

講師：平成28年度科学研究費助成事業 学術研究助成基金（基盤研究(C)）「精神保健従事者への遠隔教育モデルを含めた教育システムの構築」研究班の班員

<講師派遣>

○総合労働相談員研修

主催：島根労働局

日時：平成28年8月17日(水)

対象：総合労働相談員

○新規採用養護教諭研修

主催：島根県教育センター

日時：平成28年8月23日(火)

対象：新規採用養護教諭

○松江地区安全衛生活動活性化事業（メンタルヘルス研修）

主催：島根県東部県民センター

日時：平成28年11月28日（月）

対象：島根県職員（松江地区）

○雲南圏域子どもの心の診療ネットワーク事業・自死予防対策事業

主催：雲南圏域子どもの心の診療ネットワーク会議、雲南圏域自死予防対策連絡会

日時：平成28年12月26日（月）

対象：子どもの心の相談に関わる教育・保健・医療・福祉機関の職員等

④ 普及啓発

○リーフレット作成・配布

①ストレスチェックリーフレット『『助けて』って言っているんだよ。』を作成・配布した。

②自死予防リーフレット「大切な人・身近な人に心を開いてもらう方法～自死を防ぐためにあなたができること～」を配布した。

島根県では、『自殺・自死』用語の取り扱いについて、平成25年4月1日から、「県行政における一般的な取り扱いとしては、『自死』を基本としつつ、2つの言葉を状況に応じて使用する。」こととしております。本書においても、原則として『自死』を用いていますが、事業名など改めることが不適切なものについては『自殺』と表記しております。

9. 自死遺族支援

平成20年3月策定の「島根県自殺対策総合計画」、平成25年3月改訂の「島根県自死対策総合計画」に基づき、当センターでは以下の自死遺族支援を実施している。

(1) 「自死遺族のつどい」、「自死遺族のための相談会」の経緯

- ・平成19年8月 島根県自殺総合対策庁内連絡会設置
所長が構成員として参画し、自殺対策の推進及び県計画策定並びに島根県自殺総合対策連絡協議会の運営等に関する検討を実施
- ・平成19年12月22日 島根県及び島根県自殺総合対策連絡協議会の主催により「自殺対策シンポジウム in しまね」を開催
- ・平成20年1月28日 同シンポジウムに参加した自死遺族等を対象として、障害者福祉課と心と体の相談センターが共催し、「自死遺族の会準備会」を開催
- ・平成20年3月22日 「自死遺族の会準備会」をベースとして、第1回目の「自死遺族のつどい」を開催
- ・平成24年4月 遺族の要望を踏まえ、「自死遺族のつどい（分かち合いの会）」の標記を、「自死遺族のつどい」に変更

※ 平成20年3月から平成24年度末まで実施した「自死遺族のつどい」の実績、県内で活動する自死遺族自助グループの活動状況を踏まえ、当センターにおける「自死遺族のつどい」の果たす役割は終了したと考えられたため、「自死遺族のつどい」は平成24年度で終了とした。

※ 平成25年度からは試行的な取組みとして、司法書士と連携し、法的な相談に対応する「自死遺族のための相談会」を開催している。平成27年度からは相談者の希望に沿った日時・場所での個別開催としている。

(2) 「自死遺族のための相談会」開催状況

目的 自死により大切な家族を亡くされた後、法的な問題等様々なトラブルに巻き込まれる場合があるため、法律の専門家である司法書士と協力して遺族の相談に応じ、遺族支援の充実を図る。

会場 いきいきプラザ島根内相談室・各保健所ほか（相談者の希望に応じて調整）

主催 心と体の相談センター

相談員 司法書士1名、相談判定課職員1～2名

開催日 随時（相談者の希望に応じて調整）

実績 相談件数1件（平成28年度）

(3) 相談専用電話「自死遺族相談ダイヤル」

・開設時期 平成20年2月

・受付時間 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）の午前8時30分～午後5時15分

・実績 9件（平成28年度）

(4) 平成28年度自死遺族支援研修会

日時：平成29年3月1日（水）13：30～16：00

場所：島根県民会館 大会議室

対象：行政、医療・精神保健分野の専門家、法律の専門家、各種相談機関に従事する者、自死遺族支援に関連する団体の関係者（参加者54名）、その他報道機関1社

内容：講演「分かち合うことの意義について」

講師：しまね分かち合いの会・虹 代表 桑原 正好 氏

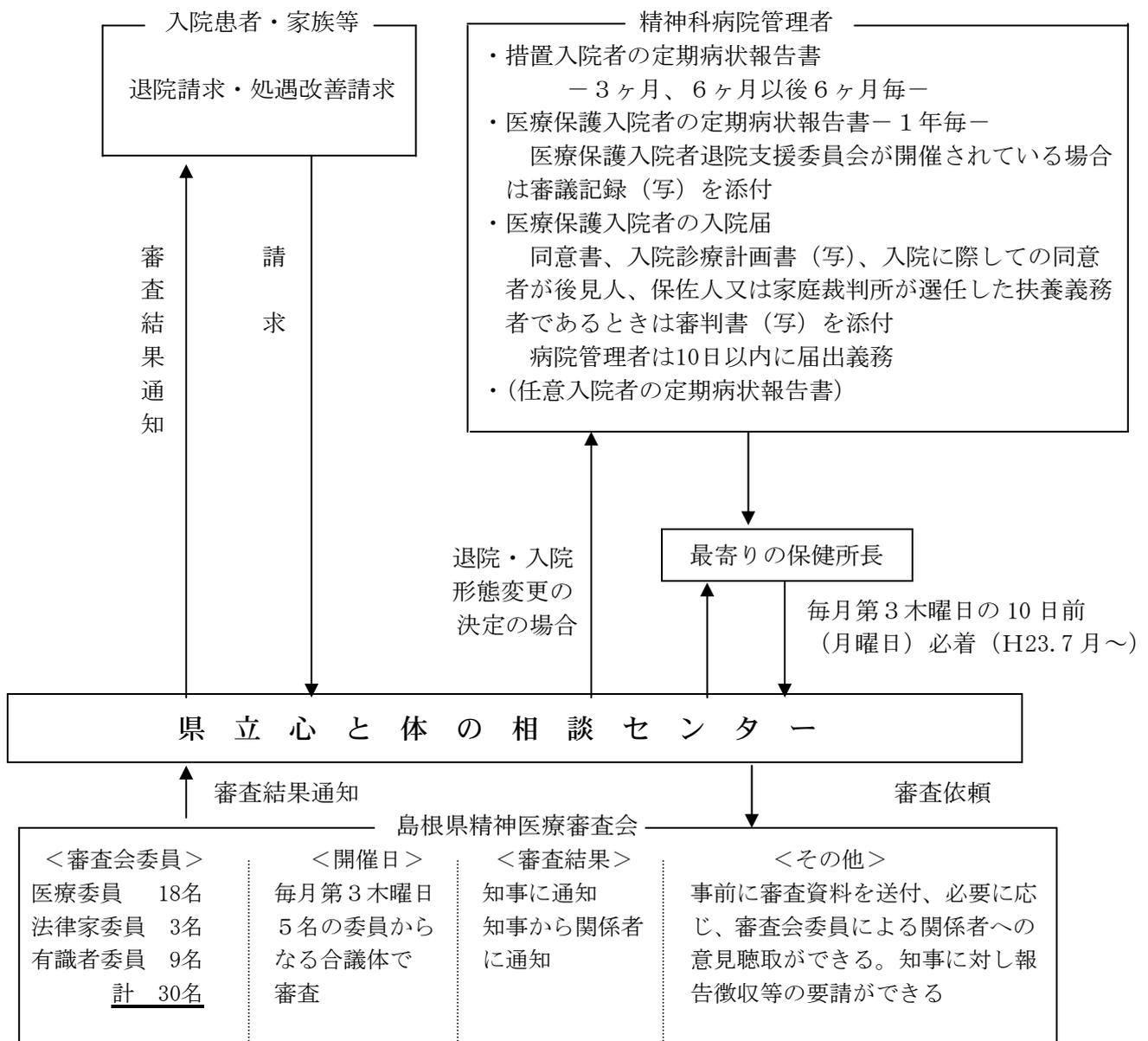
10. 精神医療審査会

精神医療審査会は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条の規定により、精神障がい者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保する観点から設けられたもので、精神障がい者の入院の要否及び処遇の適否に関する審査を行うため県に設置されている。

(1) 精神医療審査会における審査事項

- ア. 措置入院者に係る定期の報告（措置入院者の定期病状報告書）
- イ. 医療保護入院者に係る定期の報告（医療保護入院者の定期病状報告書）
- ウ. 医療保護入院者の入院届（法第33条第1項の規定によるもの）
- エ. 入院患者又はその家族等からの退院等の請求（法第38条の4）
- オ. 任意入院者に係る定期の報告（改善命令等を受けた精神科病院のみ）

(2) 事務処理の流れ



(3) 精神医療審査会の審査状況

① 定期の報告等

	審査件数	審査結果件数			
		現在の入院 形態が適当	他の入院形態へ の移行が適当	入院継続 不 要	
医療保護入院時の届出					
24年度	1,250	1,250	0	0	
25年度	1,214	1,214	0	0	
26年度	1,210	1,210	0	0	
27年度	1,208	1,208	0	0	
28年度	1,325	1,325	0	0	
入院中の定期病状報告	医療保護入院				
	24年度	890	890	0	0
	25年度	832	832	0	0
	26年度	857	857	0	0
	27年度	854	854	0	0
	28年度	898	898	0	0
	措置入院				
	24年度	18	18	0	0
	25年度	18	18	0	0
	26年度	19	19	0	0
27年度	8	8	0	0	
28年度	13	13	0	0	
合計					
24年度	2,158	2,158	0	0	
25年度	2,064	2,064	0	0	
26年度	2,086	2,086	0	0	
27年度	2,070	2,070	0	0	
28年度	2,236	2,236	0	0	

② 退院等の請求

	請求件数	審査件数	審査結果件数		
			入院又は 処遇が適当	他の入院形態へ の移行が適当	入院又は処 遇は不適当
退院の請求					
24年度	29	21	21	0	0
25年度	26	24	24	0	0
26年度	25	22	22	0	0
27年度	22	22	22	0	0
28年度	20	17	17	0	0
処遇改善の請求					
24年度	8	7	7	0	0
25年度	7	6	6	0	0
26年度	11	9	9	0	0
27年度	7	6	6	0	0
28年度	4	4	4	0	0
合計					
24年度	37	28	28	0	0
25年度	33	30	30	0	0
26年度	36	31	31	0	0
27年度	29	28	28	0	0
28年度	24	21	21	0	0

11. 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）の判定

（１）平成28年度精神障害者保健福祉手帳等判定審査会

平成11年の精神保健福祉法改正により、精神障害者保健福祉手帳の交付判定と通院医療の支給認定が精神保健福祉センターの行う業務と位置づけられた。これに伴い、当センターでは「島根県精神障害者保健福祉手帳等判定審査会運営要領」により、複数の精神保健指定医による審査会を月2回開催し、診断書を添付して申請のあった手帳、自立支援医療（精神通院医療）については、その判定を経て交付を行っている。

なお、精神通院については、平成18年度に施行された障害者自立支援法に基づき自立支援医療（精神通院医療）へと、根拠法及び名称が変更されている。

（２）平成28年度月別承認状況

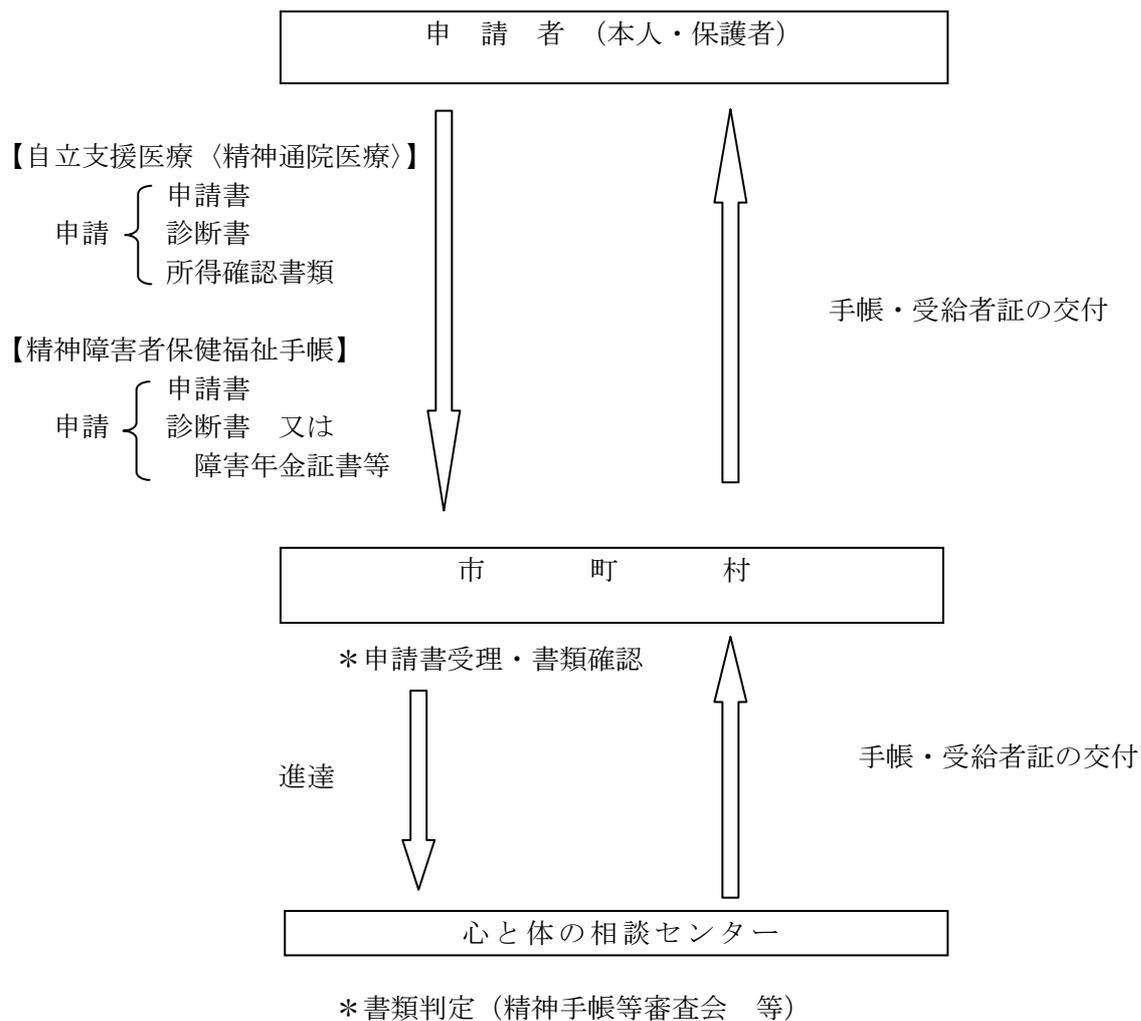
下表のとおり、手帳及び受給者証を交付している。

精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院医療） 月別承認件数

月	手帳		精神通院医療
	承認件数	うち診断書	承認件数
4月	280	155	1,425
5月	321	158	1,506
6月	256	146	1,327
7月	233	140	1,213
8月	245	173	,1404
9月	332	153	1,103
10月	246	179	1,410
11月	336	153	1,107
12月	255	152	1,109
1月	230	163	1,460
2月	341	171	1,382
3月	319	179	1,503
計	3,394	1,922	15,949

（平成29年6月30日作成）

(3) 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）事務の流れ



「高次脳機能障がい県支援拠点編」

◇ 高次脳機能障がい県支援拠点編

平成19年度から新規事業として高次脳機能障がい者支援事業が立ち上げられた。

当センターは県支援拠点として、関係機関等との連携確保・連絡調整の役割を受け持ち、支援コーディネーター連絡会議の開催、関係機関へ向けた啓発を行っている。

あわせて、相談支援コーディネーター業務及び圏域相談支援拠点業務を委託して、次のような活動を行っている。

1. 相談支援コーディネーター業務

(1) 圏域拠点会議への参加

県支援コーディネーター（エスポアール出雲クリニック）がネットワーク会議に参加して、国の動向及び県の施策等について情報提供を行うとともに、事例を通して、各関係機関のネットワークのあり方について助言を行った。

また、ケース・カンファレンスに参加して、事例を掘り下げて検討することで、高次脳機能障がい者への有効な支援を探った。

<ネットワーク会議>

各圏域ネットワーク会議（2－（3）参照）へ参加

<ケース会議>

各圏域ケース会議（2－（4）参照）に参加し、助言を行った。

(2) 普及啓発

関係機関の職員等を対象にした研修会へ、県支援コーディネーターを講師等として派遣を行った。

と き	名称（主催者）	対象者	人数
5月6日	高次脳機能障がい研修会（あさひ乃苑）	施設職員	19名
7月23日	平成28年度島根県高次脳機能障がい者支援研修会（東部島根医療福祉センター島根県）	行政・保健・医療・福祉・教育関係者・当事者・家族	181名
7月29日	大田圏域高次脳機能障がい支援者研修会（社会福祉法人亀の子）	障がい福祉関係者・高齢者福祉関係者・行政職員	40名
8月20日	大田圏域高次脳機能障がい支援者研修会（社会福祉法人亀の子）	保育所関係者・小学校関係者・障がい者児福祉関係者・行政職員等	31名
8月23日	雲南圏域高次脳機能障がい者支援研修会（社会福祉法人雲南広域福祉会 相談支援事業所そよかぜ館）	教育・保育関係職員、福祉関係職員、保健師等	19名
8月27日	松江圏域高次脳機能障がい研修会（厚生センター相談支援事業所）	当事者・家族・保健師・医療機関等	27名
9月16日	高次脳機能障がい・職員研修会（みずうみの里）	施設職員	8名
9月30日	松江圏域高次脳機能障がい研修会（厚生センター相談支援事業所）	相談支援事業所・障がい福祉サービス事業所・介護保険関係機関・当事者・家族	62名
10月10日	しまね高次脳機能障がいリハビリテーション講習会（しまね高次脳機能障がいリハビリテーション講習会実行委員会）	支援関係者	46名
12月2日	松江圏域高次脳機能障がい研修会（厚生センター相談支援事業所）	障がい福祉サービス事業所・医療機関・介護保険関係機関・当事者・家族等	42名

と き	名称（主催者）	対象者	人数
1月14日	松江圏域高次脳機能障がい研修会 （厚生センター相談支援事業所）	保育士・幼稚園教諭・ 障害福祉サービス事業所・ 当事者・家族	25名
2月21日	雲南圏域高次脳機能障がい者支援研修会 （社会福祉法人雲南広域福祉会 相談支援 事業所そよかぜ館）	介護保険関係事業所・ 障がい福祉関係事業所・ 医療機関・行政機関等	40名
3月28日	高次脳機能障がい研修会 （生活介護事業所野の花）	施設職員	12名

（3）家族支援

県支援コーディネーターとして家族会活動、家族のつどい、サロン相談会等に参加した。

と き	ところ	内 容
5月16日 7月4日 8月8日	松江市	らぶらぶコンサート 実行委員会
5月29日	出雲市	脳外傷友の会 通常総会
6月8日 9月14日	大田市	つどい
7月6日	雲南市	つどい

と き	ところ	内 容
7月18日	松江市	らぶらぶコンサート
10月1日 2月25日	出雲市	つどい
10月7日～8日	高知市	日本脳外傷 友の会全国大会
11月8日 12月8日	松江市	つどい

2. 圏域相談支援拠点業務

（1）圏域相談支援拠点の新規相談者数

新規者	実人員	（再掲）新規者の相談経路						
		医療機関	障がい者支援事業所	介護保険事業所	保健所	市町村	その他	なし
人員	78	55	7	3	0	1	9	3

（2）相談のべ件数

	電話	来所	訪問	その他	計
本人・家族	613	1,275	299	322	2,509
関係機関	1,115	208	99	233	1,655
計	1,728	1,483	398	555	4,164

（3）ネットワーク会議

圏域名	開催月日	参加者
松江	5月18日	23人
	8月17日	22人
	11月16日	20人
	2月15日	20人
雲南	6月1日	32人
	12月7日	30人
出雲	4月20日	38人
	6月15日	42人
	8月17日	41人
	10月19日	37人
	12月21日	30人
	2月15日	36人

圏域名	開催月日	参加者
大田	5月20日	28人
	8月19日	21人
	1月27日	25人
浜田	7月5日	21人
	3月7日	21人
益田	5月13日	28人
	9月9日	24人
	2月10日	29人
隠岐	7月12日	11人
	7月13日	7人

(4) その他主催した会合・研修会等

研修会・講習会		ケース会議		家族会・交流会	
開催数	参加者数	開催数	参加者数	開催数	参加者数
21	806	166	837	19	254

3. 連携確保・連絡調整

(1) 支援コーディネーター連絡会議開催

各圏域相談支援拠点の支援コーディネーターの技術向上と均衡を図ることを目的として連絡会議を開催した。

(参加者) 圏域相談支援拠点の支援コーディネーター、県支援コーディネーター、保健所職員

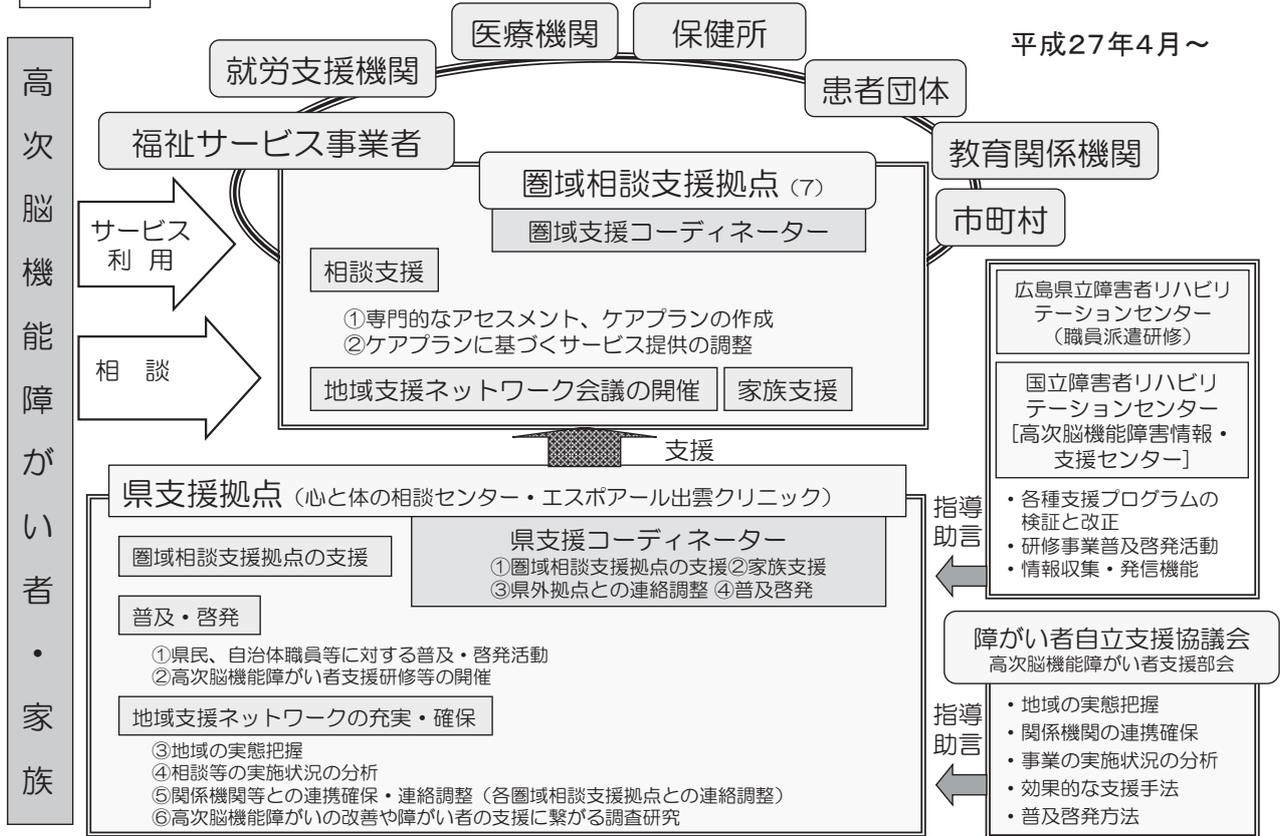
(内 容) 各圏域の状況報告等

第1回	平成28年5月11日(水)	場所：いきいきプラザ島根 401会議室 参加人数：25名
第2回	平成28年10月12日(水)	場所：いきいきプラザ島根 共用会議室 参加人数：23名

県

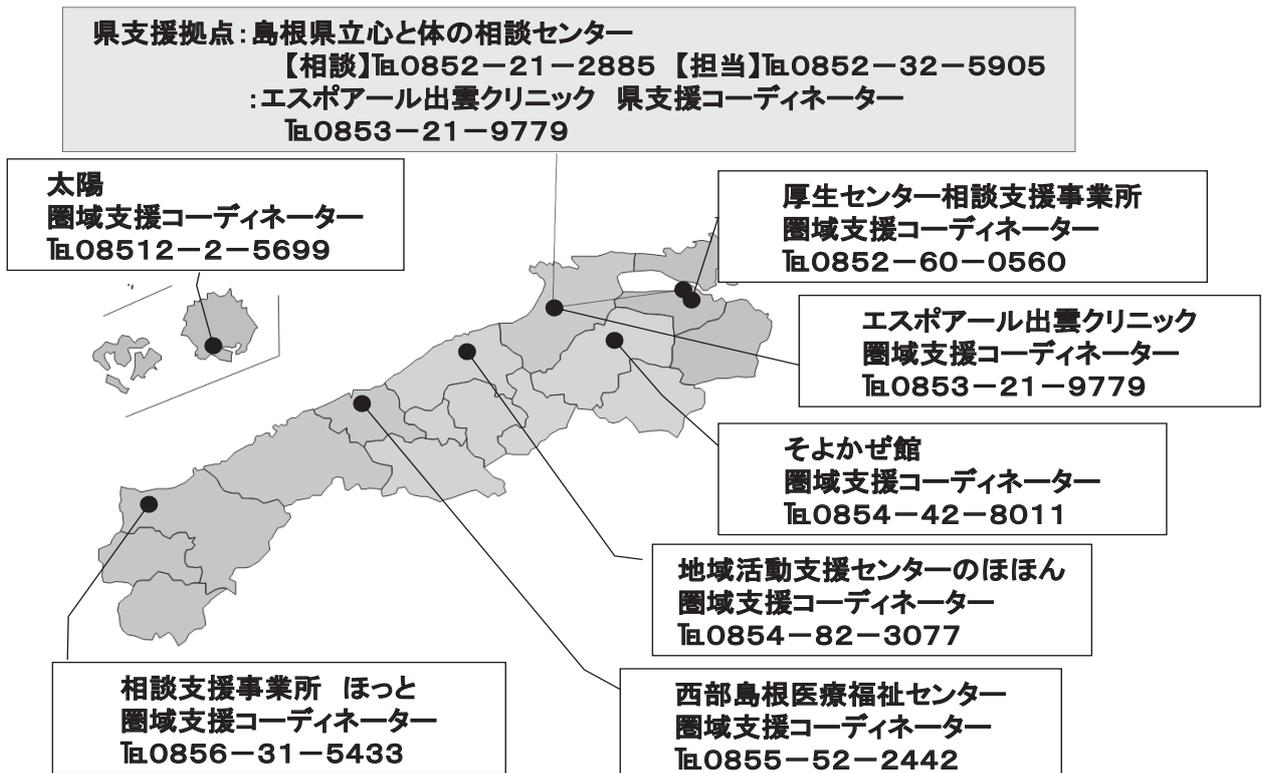
高次脳機能障がい者支援事業（島根版圏域毎の支援体制イメージ）

平成27年4月～



島根県高次脳機能障がい者支援事業

県支援拠点・圏域相談支援拠点の設置状況



「ひきこもり支援センター編」

◇ 島根県ひきこもり支援センター編

平成25年度に県内の民生委員・児童委員に対して行ったひきこもり等に関する実態調査では「ひきこもり状態等」の該当者は1,040人であった。また、男性が多く40歳代以上が過半数であり、何の支援も受けていない方が最多だった。このような調査結果を踏まえ、平成27年4月に島根県立心と体の相談センター内に「島根県ひきこもり支援センター」を設置し、面接相談や電話相談、家族教室の開催や関係機関との連携・情報発信など、さまざまな取り組みを行っている。

(1) 来所相談・電話相談

① ひきこもり相談件数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28
来所・実人数	7	10	21	69	88
来所・延人数	14	17	44	282	478
電話相談	12	16	31	96	103

- ・平成27年度に島根県ひきこもり支援センターを開設。
- ・精神保健福祉相談の中でひきこもり状態にある者に関する相談について、ひきこもり相談として計上。
- ・ひきこもりとは、自宅を中心とした生活で、就学・就労といった社会参加をしていない状態が概ね6ヶ月以上続いている状態をさす。なお、統合失調症等明らかな精神疾患の診断を受けている者に関する相談は除外している。

② 相談対象者の内訳

		来所・実人数			来所・延人数
		男性	女性	計	
年齢階層	10代	12	2	14	89
	20代	29	7	36	253
	30代	17	5	22	99
	40代	13	1	14	35
	50代以上	2	0	2	2
計		73	15	88	478

- ・ひきこもり支援センター開設前（H26年度）と比べて、H28年度は来所延人数が10倍強となっている。
- ・20代を中心とした若者の相談が多いが、40代以上の高齢層の相談も増えてきている。

(2) 小集団グループ活動クローバー

ひきこもりの悩みを抱える者が安心して定期的に通うことのできる場を提供し、集団活動を通じて自信の回復と社会適応の促進を図る目的で開催した。

対 象 主としてひきこもりの問題を抱え、社会参加が困難である中学校卒業以降の年齢にある者で、社会参加が困難なもの（但し、統合失調症、うつ病等の精神疾患に起因するものは除く）。

開催日 毎週木曜日 13:30～15:30

プログラム ストレッチ（3B体操）、レザークラフト、カードゲームなど

<開催状況>

開催回数	45回
登録実人数	7人
参加延人数	169人
平均参加人数	3.76人

<登録者の男女別、性別内訳>

	16～20歳	21～25歳	26～30歳	31歳～	合計
男性	2	3	1	1	7
女性	0	0	0	0	0
計	2	3	1	1	7

<来所経路>

前年度から継続参加	直接来所	医療機関	保健所	合計
2	4	1	0	7

(3) ひきこもり家族教室

ひきこもり当事者のいる家族の方が、当事者への理解や対応方法を学ぶとともに共通の悩みを分かち合うことで、家族自身の不安を軽減し、問題の解決に向けて取り組むことを目的として開催した。

対象者 中学校卒業後のひきこもり状態の当事者がいる家族

会場		開催日	参加人数	申込実人数	家族数
松江 (いきいきプラザ島根)	第1回	H28. 7. 4	25名	37名 (雲南、隠岐の 合流者除く)	27家族 (雲南、隠岐の 合流者除く)
	第2回	H28. 9. 13	28名		
	第3回	H28. 10. 11	27名		
	第4回	H28. 11. 15	28名		
出雲 (出雲保健所)	第1回	H28. 7. 19	26名	31名 (雲南、県央の 合流者除く)	27家族 (雲南、県央の 合流者除く)
	第2回	H28. 9. 16	18名		
	第3回	H28. 10. 21	16名		
	第4回	H28. 11. 18	19名		
浜田 (浜田保健所)	第1回	H28. 7. 1	10名	15名 (県央の合流者除く)	12家族 (県央の合流者除く)
	第2回	H28. 9. 2	6名		
	第3回	H28. 10. 7	8名		
	第4回	H28. 11. 11	7名		
益田 (益田合同庁舎)	第1回	H28. 8. 30	4名	11名	9家族
	第2回	H28. 9. 27	6名		
	第3回	H28. 10. 25	6名		
	第4回	H28. 11. 30	7名		
雲南 (雲南保健所)	第1回	H28. 8. 8	9名	11名	10家族
県央 (県央保健所)	第1回	H28. 8. 19	3名	3名	3家族
隠岐 (島前) (島前集合庁舎)	第1回	H28. 6. 7	1名	1名	1家族
隠岐 (島後)	第1回	H28. 6. 8	0名	0名	0家族
			参加延人数	申込実人数合計	申込実家族数合計
			254名	109名	89家族

(4) 家族会支援

① 島根家族会への運営支援

平成26年5月に立ち上がった「ひきこもり島根家族会」の活動支援をおこない、共に島根県におけるひきこもり支援の充実を図っている。

<職員の例会出席>

H28. 4. 16、5. 14、6. 18、7. 9、8. 20、9. 10、12. 17、
H29. 1. 14、2. 18、3. 11 計10回出席

② 家族のつどい開催

目的 ひきこもり家族教室参加者及びひきこもりに関する来所相談を利用した方が集い、それぞれの悩みを分かち合う中で不安の軽減を図るとともに、対応の工夫を学び、取り組みへの意欲を維持することを目的として開催した。

開催時間 各会場 13:30~15:30

<松江会場>いきいきプラザ島根2階 201研修室

日 程	H28. 4. 27	H28. 6. 22	H28. 12. 20	H29. 2. 21
参加人数	3名	4名	1名	1名

延人数9名 実人数5名

<出雲会場>出雲保健所2階 健康増進室

日 程	H28. 5. 20	H29. 1. 27	H29. 3. 10
参加人数	8名	5名	3名

延人数16名 実人数9名

<浜田会場>浜田合同庁舎別館(浜田保健所)3階 多目的室

日 程	H28. 5. 16	H29. 1. 23	H29. 3. 6
参加人数	3名	4名	4名

延人数11名 実人数5名

(5) 市町村等への技術支援・研修の実施

① 困難事例に関する市町村への技術援助等

出張相談：7回(5ケース)

ケース会議出席：7回(6ケース)

② ひきこもり支援マニュアル(平成28年10月改訂版)作成 700部作成

③ 支援者向け研修の開催（圏域ネットワーク研修会）

	場所	日付	参加人数
松江	いきいきプラザ島根	H29. 3. 27	29名
出雲	出雲保健所	H29. 2. 13	20名
雲南	雲南合同庁舎	H29. 2. 24	18名
県央	大田集合庁舎	H29. 3. 14	19名
浜田	浜田保健所	H29. 2. 7	26名
益田	益田合同庁舎	H29. 1. 16	17名
隠岐（島前）	隠岐島前集合庁舎	H29. 1. 31	11名
（島後）	隠岐合同庁舎	H29. 2. 1	17名

（6）支援会議等

① 島根県ひきこもり支援連絡協議会

目 的 社会生活を円滑に営む上で困難を有するひきこもりに対する支援の充実を図るため、島根県ひきこもり支援連絡協議会を設置し、教育・福祉・保健・医療・矯正・更生保護・雇用その他ひきこもり支援に関連する分野の関係機関等が連携することにより、総合的なひきこもり支援の取り組みを進める。（島根県子ども・若者支援地域協議会と合同開催）

構成機関 教育、福祉、保健・医療、矯正・更生保護、雇用、子ども・若者総合相談窓口など

	場所	日時	参加機関（人数）
代表者会議	ホテル宍道湖	H28. 8. 5（10:30～12:00）	44機関（58名）
実務担当者会議	島根県民会館	H29. 2. 20（13:15～14:45）	34機関（45名）

② 圏域支援ネットワーク会議

目 的 ひきこもり支援に関して各圏域において各関係機関が連携を深めていくこと、また相談支援体制の向上を目的に開催した。

	場所	日付	参加人数
松江	いきいきプラザ島根	H29. 3. 27	20名
出雲	出雲保健所	H29. 2. 13	12名
雲南	雲南合同庁舎	H29. 2. 24	10名
県央	大田集合庁舎	H29. 3. 14	16名
浜田	浜田保健所	H29. 2. 7	11名
益田	益田合同庁舎	H29. 1. 16	13名
隠岐（島前）	隠岐島前集合庁舎	H29. 1. 31	8名
（島後）	隠岐合同庁舎	H29. 2. 1	9名

（7）広報啓発

① ひきこもり支援研修会

日 時 平成29年1月9日（月・祝） 14:00～16:10

会 場 島根県民会館 大会議室

参加者 151名

内 容 第一部【講演】 14:00～15:00

演題：「ひきこもりと発達障がい」

鳥取県立精神保健福祉センター所長 原田 豊 氏

第二部【家族・当事者の立場から】 15：10～16：10

KHJ山口県「きらら会」・「みかんの会」

会長 上田 十太 氏、 元当事者 福田 典子 氏

② ひきこもり支援研修会～働けないお子さんのためのライフプランセミナー～

日 時 平成29年3月3日（金） 14：00～15：00

会 場 浜田合同庁舎 2階大会議室

参加者 76名

内 容 講演「ひきこもりの子を持つ親の生活設計」

講師：畠中 雅子氏（ファイナンシャルプランナー）

III 資 料

III 資 料

1. 島根県立心と体の相談センター条例

平成16年12月24日 島根県条例第82号
(改正 平成18年条例第16号)
(改正 平成20年条例第2号、第16号)

(趣旨)

第1条 この条例は、島根県立心と体の相談センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第11条第1項の規定に基づく身体障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条第1項の規定に基づく精神保健福祉センター及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項の規定に基づく知的障害者更生相談所として、島根県立心と体の相談センター(以下「センター」という。)を松江市に設置する。

(使用料等の納付)

第3条 センターにおいて診療を受けようとする者又は診断書若しくは証明書の複本の交付を受けようとする者は、別表に定める使用料又は手数料を納付しなければならない。

(使用料等の減免)

第4条 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料又は手数料を減免することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

【2～4】略

附 則(平成18年条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

【2】略

附 則(平成20年条例第2号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第16号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

種 別	使用料又は手数料
診察(健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による療養の給付その他法令の規定によりその給付に要する費用の額が同法第76条第2項の規定に基づく厚生労働大臣の定めにより算定されることとされている療養の給付を受けることができる場合又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による療養の給付を受けることができる場合)	診療報酬の算定方法(健康保険法第76条第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の規定に基づき療養の給付に要する費用の額の算に関して厚生労働大臣が定めるものをいう。)で定める医科診療報酬の点数表により算定した点数1点につき10円として計算した額
診断書又は証明書の複本の交付	1通につき 720円

2. 市町村の障がい者福祉担当窓口

平成29年4月1日現在

市町村名	課名	電話	F A X	管内		
				児童相談所	保健所	年金事務所
松江市	障がい者福祉課	0852-55-5304	0852-55-5309	中央	松江	松江
浜田市	地域福祉課	0855-25-9322	0855-23-4922	浜田	浜田	浜田
出雲市	福祉推進課	0853-21-6959	0853-21-6598	出雲	出雲	出雲
益田市	障がい者福祉課	0856-31-0251	0856-31-8120	益田	益田	浜田
大田市	地域福祉課	0854-83-8143	0854-82-9730	浜田	県央	出雲
安来市	福祉課	0854-23-3217	0854-32-9008	中央	松江	松江
		0854-23-3216				
江津市	健康医療対策課	0855-52-7934	0855-52-1374	浜田	浜田	浜田
雲南市	長寿障がい福祉課	0854-40-1042	0854-40-1049	出雲	雲南	松江
奥出雲町	福祉事務所	0854-54-2541	0854-54-2030			
飯南町	福祉事務所	0854-72-1773	0854-72-1775			出雲
川本町	健康福祉課	0855-72-0633	0855-72-0635	浜田	県央	浜田
美郷町	健康福祉課	0855-75-1931	0855-75-1505			
邑南町	福祉課	0855-95-1115	0855-95-0268			
津和野町	健康福祉課	0856-72-0673	0856-72-1650	益田	益田	
吉賀町	保健福祉課	0856-77-1165	0856-77-1891			
海士町	健康福祉課	08514-2-1823	08514-2-0208	中央	隠岐	松江
西ノ島町	健康福祉課	08514-6-0104	08514-6-0683			
知夫村	村民福祉課	08514-8-2211	08514-8-2093			
隠岐の島町	福祉課	08512-2-8561	08512-2-6630			

3. 各手帳及び自立支援医療（精神通院医療）受給者証の交付状況

(1) 身体障害者手帳

①市町村別：等級別（18歳未満・65歳以上） 身体障害者手帳所持者数

平成29年3月31日現在

	1級		2級		3級		4級		5級		6級		合計						
	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上					
	松江市	3,047	2,220	1,162	761	1,355	20	1,077	2,127	10	1,742	433	2	309	673	6	554	8,797	154
浜田市	926	724	423	322	491	3	410	756	3	627	203	0	163	243	2	204	3,042	25	2,450
出雲市	2,860	2,161	1,080	801	1,124	18	930	1,940	7	1,608	482	2	362	660	13	539	8,146	111	6,401
益田市	737	585	376	287	445	5	364	636	6	519	208	0	163	337	2	295	2,739	35	2,213
大田市	641	490	298	222	356	5	302	448	0	375	142	1	109	140	1	121	2,025	19	1,619
安来市	694	534	252	202	352	2	296	770	0	686	156	0	127	185	4	161	2,409	25	2,006
江津市	447	345	189	147	236	0	196	396	2	343	102	0	87	138	3	121	1,508	6	1,239
雲南市	747	594	277	206	361	5	314	597	1	526	96	0	78	201	1	161	2,279	27	1,879
奥出雲町	206	163	97	78	130	1	115	222	2	194	52	0	36	77	0	68	784	6	654
飯南町	127	100	47	40	66	0	57	117	1	104	42	0	34	36	1	30	435	5	365
川本町	74	59	46	34	41	0	38	61	0	57	24	0	20	29	0	24	275	1	232
美郷町	103	82	50	41	60	0	51	100	1	88	32	0	27	34	0	33	379	2	322
邑南町	186	148	103	89	130	0	108	181	1	154	62	0	49	70	0	59	732	3	607
津和野町	169	137	77	60	101	0	85	170	0	142	60	0	49	60	0	54	637	5	527
吉賀町	129	107	49	40	84	0	73	134	0	117	46	0	34	74	0	70	516	1	441
海士町	41	34	35	28	35	0	33	72	0	67	20	0	20	20	0	14	223	0	196
西ノ島町	48	37	26	21	45	1	42	62	0	57	18	0	15	25	0	22	224	1	194
知夫村	6	6	5	4	11	0	10	23	0	22	6	0	6	6	0	6	57	0	54
隠岐の島町	258	198	113	91	133	0	111	204	2	174	43	0	39	56	0	50	807	5	663
合計	11,446	8,724	4,705	3,474	5,556	60	4,612	9,016	36	7,602	2,227	5	1,727	3,064	33	2,586	36,014	431	28,725
構成比	31.8%	30.4%	13.1%	12.1%	15.4%	13.9%	16.1%	25.0%	8.4%	26.5%	6.2%	1.2%	6.0%	8.5%	7.7%	9.0%			

②-1 市町村別：障がい別：年齢別（18歳未満・65歳以上） 身体障害者手帳所持者数

平成29年3月31日現在

	視覚機能障害		聴覚・平衡機能障害		音声・言語・そしやく機能障害		肢 体 不 自 由		内 部 障 害		合 計							
	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上						
松江市	552	3	981	28	767	109	0	68	4,808	93	3,574	2,347	30	1,875	8,797	154	6,663	
浜田市	198	0	306	7	253	37	0	24	1,791	13	1,428	710	5	580	3,042	25	2,450	
出雲市	612	6	942	24	765	117	0	72	4,252	53	3,326	2,223	28	1,751	8,146	111	6,401	
益田市	191	2	396	6	341	23	0	16	1,576	16	1,257	553	11	445	2,739	35	2,213	
大田市	168	0	233	2	197	35	1	22	1,076	13	855	513	3	415	2,025	19	1,619	
安来市	133	1	416	4	388	30	0	22	1,252	18	1,004	578	2	483	2,409	25	2,006	
江津市	116	0	186	3	165	22	1	13	831	2	661	353	0	297	1,508	6	1,239	
雲南市	144	2	254	7	215	25	0	20	1,292	11	1,056	564	7	476	2,279	27	1,879	
奥出雲町	54	1	99	1	88	7	0	5	459	3	375	165	1	144	784	6	654	
飯南町	33	0	32	3	24	3	0	0	264	1	230	103	1	84	435	5	365	
川本町	18	0	41	0	38	4	0	4	153	1	121	59	0	54	275	1	232	
美郷町	31	0	47	0	46	2	0	2	216	1	179	83	1	70	379	2	322	
邑南町	41	0	72	0	65	15	0	9	443	3	360	161	0	142	732	3	607	
津和野町	46	0	71	0	65	7	0	3	356	4	281	157	1	137	637	5	527	
吉賀町	37	0	88	0	80	8	0	6	271	1	229	112	0	97	516	1	441	
海士町	20	0	22	0	18	2	0	2	148	0	130	31	0	28	223	0	196	
西ノ島町	19	0	34	0	29	4	0	4	132	1	115	35	0	29	224	1	194	
知夫村	2	0	8	0	8	1	0	1	33	0	32	13	0	12	57	0	54	
隠岐の島町	79	0	85	0	76	14	1	9	418	3	334	211	1	172	807	5	663	
合 計	2,494	15	4,313	85	3,628	465	3	302	19,771	237	15,547	8,971	91	7,291	36,014	431	28,725	
構成比	6.9%		12.0%		1.3%		54.9%		24.9%									

②-2 市町村別：障がい別：男女別 身体障害者手帳所持者数

平成29年3月31日現在

	視覚機能障害		聴覚・平衡機能障害		音声・言語・そしゃく機能障害		肢体不自由		内部障害		合計							
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女						
	松江市	552	260	292	981	401	580	109	76	33	4,808	1,963	2,845	2,347	1,229	1,118	8,797	3,929
浜田市	198	73	125	306	130	176	37	29	8	1,791	756	1,035	710	382	328	3,042	1,370	1,672
出雲市	612	267	345	942	435	507	117	75	42	4,252	1,918	2,334	2,223	1,265	958	8,146	3,960	4,186
益田市	191	81	110	396	147	249	23	16	7	1,576	702	874	553	295	258	2,739	1,241	1,498
大田市	168	70	98	233	103	130	35	26	9	1,076	469	607	513	276	237	2,025	944	1,081
安来市	133	58	75	416	186	230	30	24	6	1,252	581	671	578	311	267	2,409	1,160	1,249
江津市	116	52	64	186	77	109	22	20	2	831	362	469	353	183	170	1,508	694	814
雲南市	144	67	77	254	113	141	25	18	7	1,292	545	747	564	321	243	2,279	1,064	1,215
奥出雲町	54	18	36	99	38	61	7	6	1	459	170	289	165	98	67	784	330	454
飯南町	33	13	20	32	15	17	3	2	1	264	110	154	103	55	48	435	195	240
川本町	18	9	9	41	18	23	4	4	0	153	60	93	59	30	29	275	121	154
美郷町	31	11	20	47	17	30	2	2	0	216	92	124	83	47	36	379	169	210
邑南町	41	15	26	72	30	42	15	10	5	443	198	245	161	99	62	732	352	380
津和野町	46	19	27	71	21	50	7	5	2	356	163	193	157	82	75	637	290	347
吉賀町	37	18	19	88	39	49	8	4	4	271	114	157	112	68	44	516	243	273
海士町	20	11	9	22	11	11	2	1	1	148	56	92	31	17	14	223	96	127
西ノ島町	19	8	11	34	14	20	4	4	0	132	44	88	35	19	16	224	89	135
知夫村	2	1	1	8	3	5	1	1	0	33	7	26	13	8	5	57	20	37
隠岐の島町	79	29	50	85	35	50	14	9	5	418	170	248	211	117	94	807	360	447
合計	2,494	1,080	1,414	4,313	1,833	2,480	465	332	133	19,771	8,480	11,291	8,971	4,902	4,069	36,014	16,627	19,387

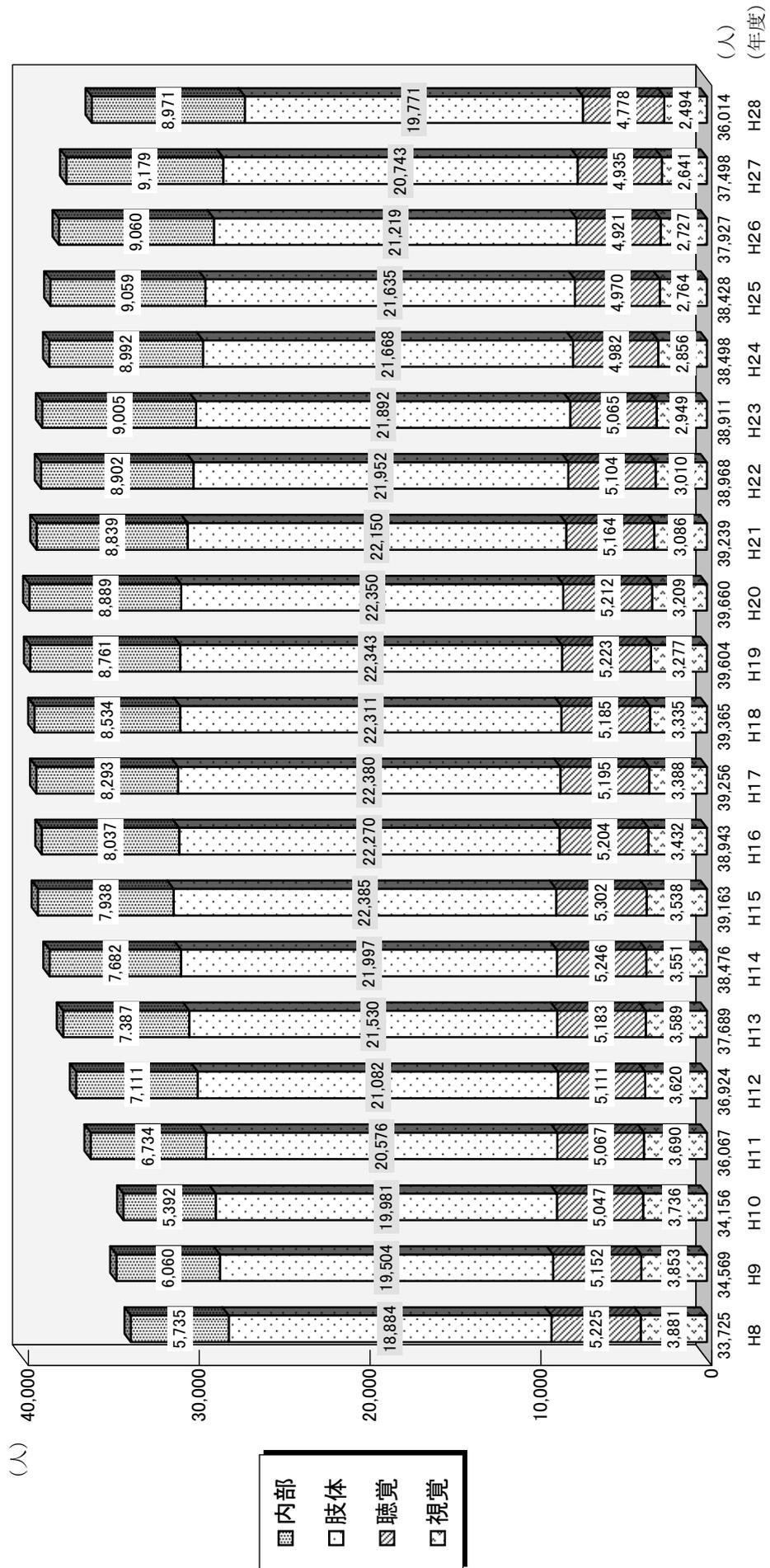
③ 障がい別：等級別（18歳未満・65歳以上） 身体障害者手帳所持者数

平成29年3月31日現在

	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		合 計					
	18歳 未満	65歳 以上																
	視覚機能障害	837	640	727	574	172	137	170	0	135	337	2	251	0	220	2,494	15	1,957
聴覚・平機能障害	203	131	775	523	538	454	861	9	779	22	0	1,914	29	1,726	4,313	85	3,628	
聴覚	203	131	771	520	522	444	861	9	779	4	0	1,914	29	1,726	4,275	85	3,604	
平衡機能	0	0	4	3	16	0	0	0	0	18	0	0	0	0	38	0	24	
音声・言語・そしやく機能障害	5	5	30	26	248	183	182	2	88	0	0	0	0	0	465	3	302	
肢体不自由	4,068	2,781	3,101	2,299	3,755	3,185	6,080	10	5,181	1,868	3	1,461	899	4	640	19,771	237	15,547
上肢	1,744	1,325	1,385	1,040	743	501	723	4	557	591	2	496	382	2	273	5,568	58	4,192
下肢	596	407	836	630	2,542	2,327	5,297	6	4,582	907	0	675	502	1	363	10,680	46	8,984
体幹	1,563	1,046	849	627	457	335	53	0	42	362	1	290	8	0	4	3,292	78	2,364
脳原性運動機能障害	165	46	31	2	13	2	7	0	0	8	0	0	7	1	0	231	55	7
上肢機能	112	34	18	2	12	2	6	0	0	7	0	0	4	1	0	159	38	7
移動機能	53	12	13	5	1	0	1	0	0	1	0	0	3	0	0	72	17	0
内 部 障 害	6,333	5,167	72	52	843	31	653	15	1,419	0	0	0	0	0	0	8,971	91	7,291
心臓機能障害	4,377	3,830	35	1	511	23	378	9	229	0	0	0	0	0	0	5,256	65	4,463
じん臓機能障害	1,758	1,198	8	8	58	0	46	13	12	0	0	0	0	0	0	1,837	3	1,264
呼吸器機能障害	149	117	14	12	185	1	174	92	86	0	0	0	0	0	440	6	389	
ぼうこう・直腸機能障害	8	7	3	1	72	6	51	1,271	5	1,092	0	0	0	0	1,354	12	1,151	
小腸機能障害	5	4	0	0	4	1	6	0	0	0	0	0	0	0	15	2	5	
免疫機能障害	4	0	6	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	0	0	
肝臓機能障害	32	11	6	5	5	0	3	0	0	0	0	0	0	0	43	3	19	
合 計	11,446	8,724	4,705	3,474	5,556	60	4,612	9,016	36	7,602	2,227	5	1,727	33	2,586	36,014	431	28,725

④ 身体障害者手帳所持者数・障がい別推移

平成29年3月31日現在



(2) 自立支援医療費（精神通院医療）精神障害者保健福祉手帳

① 市町村別自立支援医療（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手帳所持者数

平成29年3月31日現在

区分	自立支援医療費 対象者	手帳所持者			
		1級	2級	3級	合計
県計	15,710	1,462	3,588	1,319	6,369
松江保健所管内	5,859	451	1,371	475	2,297
松江市	5,024	369	1,154	393	1,916
安来市	835	82	217	82	381
雲南保健所管内	1,210	84	204	84	372
雲南市	840	53	131	48	232
奥出雲町	262	20	51	26	97
飯南町	108	11	22	10	43
出雲保健所管内	3,938	395	811	262	1,468
出雲市	3,938	395	811	262	1,468
県央保健所管内	1,075	144	357	111	612
大田市	700	105	246	66	417
川本町	77	11	25	6	42
美郷町	97	16	29	13	58
邑南町	201	12	57	26	95
浜田保健所管内	1,893	176	450	239	865
浜田市	1,290	131	319	157	607
江津市	603	45	131	82	258
益田保健所管内	1,281	140	299	122	561
益田市	972	111	230	88	429
津和野町	162	14	41	17	72
吉賀町	147	15	28	17	60
隠岐保健所管内	454	72	96	26	194
海士町	50	22	14	4	40
西ノ島町	44	10	11	2	23
知夫村	21	1	8	6	15
隠岐の島町	339	39	63	14	116

※平成28年度末に有効期間を有するものの数（平成29年6月30日作成）

② 精神障害者保健福祉手帳 月別承認状況

平成29年 3月31日現在

月	26年度		27年度		28年度	
	承認件数	うち診断書	承認件数	うち診断書	承認件数	うち診断書
4 月	204	99	286	142	280	155
5 月	204	98	248	118	321	158
6 月	236	132	267	192	256	146
7 月	192	108	265	122	233	140
8 月	212	123	274	166	245	173
9 月	277	157	209	107	332	153
10 月	282	164	217	124	246	179
11 月	316	180	232	140	336	153
12 月	233	129	298	136	255	152
1 月	169	98	234	144	230	163
2 月	320	202	306	179	341	171
3 月	323	185	213	157	319	179
計	2,968	1,675	3,049	1,727	3,394	1,922

※平成28年度末に有効期間を有するものの数（平成29年 6月30日作成）

③ 市町村別：年齢階層別：男女別 自立支援医療

平成29年3月31日現在

区分	性別	0歳～ 5歳未満	5歳～ 10歳未満	10歳～ 15歳未満	15歳～ 20歳未満	20歳～ 25歳未満	25歳～ 30歳未満	30歳～ 35歳未満	35歳～ 40歳未満	40歳～ 45歳未満	45歳～ 50歳未満	50歳～ 55歳未満	55歳～ 60歳未満	60歳～ 65歳未満	65歳～ 70歳未満	70歳～	合計
松江市	男		2	62	77	121	133	182	209	287	274	222	245	187	197	222	2,420
	女			16	81	122	172	183	243	278	284	240	201	185	217	382	2,604
	計	0	2	78	158	243	305	365	452	565	558	462	446	372	414	604	5,024
浜田市	男		2	7	30	23	37	44	49	64	55	47	57	58	57	77	607
	女	1	1	3	11	28	47	42	59	80	59	58	57	51	74	112	683
	計	1	3	10	41	51	84	86	108	144	114	105	114	109	131	189	1,290
出雲市	男		52	149	84	71	106	93	182	215	194	147	151	177	157	206	1,984
	女		21	55	74	93	110	137	164	183	211	157	132	168	163	286	1,954
	計	0	73	204	158	164	216	230	346	398	405	304	283	345	320	492	3,938
益田市	男		4	17	24	11	18	27	44	52	45	43	33	46	58	56	478
	女	1	1	9	18	17	26	38	42	52	44	27	38	48	50	83	494
	計	1	5	26	42	28	44	65	86	104	89	70	71	94	108	139	972
大田市	男		1	5	14	14	15	24	35	29	35	36	36	45	40	33	362
	女			1	18	7	18	26	28	35	20	34	25	33	45	48	338
	計	0	1	6	32	21	33	50	63	64	55	70	61	78	85	81	700
安来市	男		0	7	22	17	20	18	29	56	44	42	35	44	31	64	429
	女			2	11	18	22	22	23	56	52	38	39	28	47	48	406
	計	0	0	9	33	35	42	40	52	112	96	80	74	72	78	112	835
江津市	男		15	20	19	14	13	14	20	32	27	26	31	29	28	25	313
	女		7	7	13	10	12	24	31	21	36	24	28	17	20	40	290
	計	0	22	27	32	24	25	38	51	53	63	50	59	46	48	65	603
雲南市	男		1	8	17	11	18	22	38	45	34	36	43	44	48	51	416
	女			1	14	14	19	38	33	44	35	28	28	43	52	75	424
	計	0	1	9	31	25	37	60	71	89	69	64	71	87	100	126	840
奥出雲町	男			7	6	5	4	7	11	10	7	10	17	20	13	117	
	女			3	3	14	10	7	12	12	14	8	8	12	11	31	145
	計	0	0	3	10	20	15	11	19	23	24	15	18	29	31	44	262
飯南町	男			1	2	1	3	1	5	6	2	3	9	11	10	4	58
	女				5	3	3	3	7	6	4	5	1	8	5	5	50
	計	0	0	1	2	6	6	4	8	13	8	7	14	12	18	9	108
川本町	男		1	3		1	2	4	1	3	2	1	2	8	6	4	38
	女				1	3	3	2	1	3	6		6	6	2	6	39
	計	0	1	3	1	4	5	6	2	6	8	1	8	14	8	10	77
美郷町	男				3	3	2	2	6	4	5	3	2	11	3	2	46
	女			1	2	3	3	4	4	7	4	3	5	4	5	6	51
	計	0	0	1	5	6	5	6	10	11	9	6	7	15	8	8	97
邑南町	男	1		1	3	5	5	4	7	12	12	7	11	13	6	9	96
	女				6	1	4	1	9	14	17	11	8	10	9	15	105
	計	1	0	1	9	6	9	5	16	26	29	18	19	23	15	24	201
津和野町	男			1	2	2	4	6	4	8	7	11	9	15	6	8	83
	女				5	3	3	7	8	3	6	6	5	9	7	17	79
	計	0	0	1	7	5	7	13	12	11	13	17	14	24	13	25	162
吉賀町	男		1		3		2	7	5	9	2	3	7	5	6	16	66
	女			1	1		2	1	10	4	3	2	4	8	11	34	81
	計	0	1	1	4	0	4	8	15	13	5	5	11	13	17	50	147
海士町	男			1	3		1		1	1	2	1	1	4	3	5	23
	女					1	1		1	4	4	3	1	5	4	3	27
	計	0	0	1	3	1	2	0	2	5	6	4	2	9	7	8	50
西ノ島町	男					1		1	2	1	4	1		4	4	3	21
	女							1	1	4	4	2	3	3	2	3	23
	計	0	0	0	0	1	0	2	3	5	8	3	3	7	6	6	44
知夫村	男			1				2	1			1	1	2	1	3	12
	女						1			2			1	2	2	1	9
	計	0	0	1	0	0	1	2	1	2	0	1	2	4	3	4	21
隠岐の島町	男			2	3		5	5	13	14	12	13	27	24	33	29	180
	女			1	1	3	8	5	7	10	15	9	12	20	28	40	159
	計	0	0	3	4	3	13	10	20	24	27	22	39	44	61	69	339
合計	男	1	79	285	313	301	389	460	658	849	766	650	710	744	714	830	7,749
	女	2	30	100	259	342	464	541	679	819	820	654	606	653	757	1,235	7,961
	計	3	109	385	572	643	853	1,001	1,337	1,668	1,586	1,304	1,316	1,397	1,471	2,065	15,710

(注1) 平成28年度末に有効期間を有するものの数(平成29年6月30日作成)

(注2) 年齢は、年度末で計算

④市町村別・年齢区分別：等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数

平成29年3月31日現在

	18歳未満				18歳以上65歳未満				65歳以上				合計				特記事項
	1級	2級	3級	計	1級	2級	3級	計	1級	2級	3級	計	1級	2級	3級	計	
松江市	13	47	18	78	210	920	343	1,473	146	187	32	365	369	1,154	393	1,916	
安来市		11	6	17	40	166	59	265	42	40	17	99	82	217	82	381	
<松江圏域>	13	58	24	95	250	1,086	402	1,738	188	227	49	464	451	1,371	475	2,297	
雲南市		2	3	5	36	106	36	178	17	23	9	49	53	131	48	232	
奥出雲町		1	1	2	10	38	19	67	10	12	6	28	20	51	26	97	
飯南町					8	16	9	33	3	6	1	10	11	22	10	43	
<雲南圏域>		3	4	7	54	160	64	278	30	41	16	87	84	204	84	372	
出雲市	2	18	15	35	221	643	220	1,084	172	150	27	349	395	811	262	1,468	
<出雲圏域>	2	18	15	35	221	643	220	1,084	172	150	27	349	395	811	262	1,468	
大田市		6	3	9	52	179	49	280	53	61	14	128	105	246	66	417	
川本町		2	1	3	9	13	2	24	2	10	3	15	11	25	6	42	
美郷町		2		2	7	24	9	40	9	3	4	16	16	29	13	58	
邑南町			1	1	9	47	22	78	3	10	3	16	12	57	26	95	
<大田圏域>		10	5	15	77	263	82	422	67	84	24	175	144	357	111	612	
浜田市		5	10	15	66	227	119	412	65	87	28	180	131	319	157	607	
江津市			2	2	25	101	64	190	20	30	16	66	45	131	82	258	
<浜田圏域>		5	12	17	91	328	183	602	85	117	44	246	176	450	239	865	
益田市		6	6	12	63	184	78	325	48	40	4	92	111	230	88	429	
津和野町		1	2	3	9	33	13	55	5	7	2	14	14	41	17	72	
吉賀町			1	1	7	17	13	37	8	11	3	22	15	28	17	60	
<益田圏域>		7	9	16	79	234	104	417	61	58	9	128	140	299	122	561	
海士町					13	10	4	27	9	4		13	22	14	4	40	
西ノ島町					7	8	2	17	3	3		6	10	11	2	23	
知夫村					1	6	2	9		2	4	6	1	8	6	15	
隠岐の島町		1		1	22	42	13	77	17	20	1	38	39	63	14	116	
<隠岐圏域>		1		1	43	66	21	130	29	29	5	63	72	96	26	194	
県合計	15	102	69	186	815	2,780	1,076	4,671	632	706	174	1,512	1,462	3,588	1,319	6,369	

※平成28年度末に有効期間を有するものの数（平成29年6月30日作成）

(3) 療育手帳

① 市町村別・年齢区分及び障害程度別療育手帳所持者数

平成29年3月31日現在

	18歳未満			18歳以上65歳未満			65歳以上			合計	特記事項
	A	B	計	A	B	計	A	B	計		
松江市	147	256	403	523	903	1,426	184	124	308	2,137	
安来市	22	48	70	124	178	302	41	19	60	432	
<松江圏域>	169	304	473	647	1,081	1,728	225	143	368	2,569	
雲南市	5	35	40	119	217	336	62	36	98	474	
奥出雲町	5	7	12	35	49	84	19	6	25	121	
飯南町	3	6	9	14	36	50	8	2	10	69	
<雲南圏域>	13	48	61	168	302	470	89	44	133	664	
出雲市	82	139	221	410	721	1,131	140	71	211	1,563	
<出雲圏域>	82	139	221	410	721	1,131	140	71	211	1,563	
大田市	18	36	54	134	173	307	49	23	72	433	
川本町	4	7	11	13	22	35	4	6	10	56	
美郷町	2	5	7	26	28	54	15	2	17	78	
邑南町	4	11	15	47	64	111	26	13	39	165	
<大田圏域>	28	59	87	220	287	507	94	44	138	732	
浜田市	16	68	84	173	312	485	60	41	101	670	
江津市	12	26	38	106	119	225	34	13	47	310	
<浜田圏域>	28	94	122	279	431	710	94	54	148	980	
益田市	29	55	84	134	218	352	68	35	103	539	
津和野町	7	6	13	9	49	58	7	6	13	84	
吉賀町	5	10	15	25	39	64	9	1	10	89	
<益田圏域>	41	71	112	168	306	474	84	42	126	712	
海士町	0	4	4	9	13	22	4	2	6	32	
西ノ島町	0	0	0	9	14	23	3	6	9	32	
知夫村	0	0	0	2	2	4	0	1	1	5	
隠岐の島町	8	13	21	58	97	155	10	16	26	202	
<隠岐圏域>	8	17	25	78	126	204	17	25	42	271	
県合計	369	732	1,101	1,970	3,254	5,224	743	423	1,166	7,491	

② 相談・判定状況（過去5年間）

出典：厚生労働省福祉行政報告例

区分	取扱実人数	相談内容										判定内容					判定書交付件数			
		施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他の判定	計	障害程度区分	療育手帳	その他	計	
平成23年度	374	0	0	7	1	4	1	260	103	376	40	366	0	0	406	3	251	113	367	
	520	0	0	1	0	0	0	516	3	520	1	519	0	0	520	0	515	4	519	
計	894	0	0	8	1	4	1	776	106	896	41	885	0	0	926	3	766	117	886	
平成24年度	376	0	0	0	1	11	1	246	117	376	43	369	0	2	414	3	231	130	364	
	578	0	0	0	0	0	0	556	22	578	2	578	0	0	580	0	556	1	557	
計	954	0	0	0	1	11	1	802	139	954	45	947	0	2	994	3	787	131	921	
平成25年度	384	0	0	5	5	3	0	212	159	384	45	370	0	0	415	1	212	143	356	
	534	0	0	0	0	0	0	534	2	534	0	536	0	0	536	0	536	0	536	
計	918	0	0	5	5	3	0	746	161	918	45	906	0	0	951	1	748	143	892	
平成26年度	455	0	0	4	3	1	0	288	159	455	34	452	0	0	486	6	273	173	452	
	444	0	0	0	0	1	0	425	18	444	1	443	0	0	444	0	424	19	443	
計	899	0	0	4	3	2	0	713	177	899	35	895	0	0	930	6	697	192	895	
平成27年度	427	0	0	4	0	3	0	252	168	427	24	418	0	1	443	5	234	176	415	
	467	0	0	0	0	0	0	467	0	467	1	464	0	0	465	0	463	1	464	
計	894	0	0	4	0	3	0	719	168	894	25	882	0	1	908	5	697	177	879	
平成28年度	320	0	0	1	0	0	0	169	150	320	47	301	0	0	348	0	138	162	300	
	151	0	0	0	0	0	0	150	1	151	0	151	0	0	151	0	150	1	151	
計	471	0	0	1	0	0	0	319	151	471	47	452	0	0	499	0	288	163	451	

4. 身体障害者補装具・更生医療の判定

(1) 補装具判定業務委託医療機関

平成29年3月31日現在

	医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
1	東部島根医療福祉センター	690-0864	松江市東生馬町15-1	0852-36-8011	36-8992
2	玉造病院	699-0293	松江市玉湯町湯町1-2	0852-62-1560	62-2546
3	浜田医療センター	697-8511	浜田市浅井町777-12	0855-25-0505	28-7070
4	島根大学医学部附属病院	693-8501	出雲市塩冶町89-1	0853-23-2111	20-2264
5	島根県立中央病院	693-8555	出雲市姫原4丁目1-1	0853-22-5111	21-2975
6	出雲市立総合医療センター	691-0003	出雲市灘分町613	0853-63-5111	63-4228
7	出雲市民リハビリテーション病院	693-0033	出雲市知井宮町238	0853-21-2733	24-2906
8	益田赤十字病院	698-0003	益田市乙吉町イ103-1	0856-22-1480	22-3991
9	益田地域医療センター医師会病院	699-3676	益田市遠田町1917-2	0856-22-3611	22-0407
10	白根整形外科医院	692-0007	安来市荒島町1817-1	0854-28-7000	28-7725
11	安来市立病院	692-0404	安来市広瀬町広瀬1931	0854-32-2121	32-2125
12	生越整形外科クリニック	694-0064	大田市大田町大田1263-8	0854-82-6161	82-6162
13	済生会江津総合病院	695-8505	江津市江津町1016-37	0855-54-0101	54-0171
14	西部島根医療福祉センター	695-0001	江津市渡津町1926	0855-52-2442	52-0344
15	雲南市立病院	699-1221	雲南市大東町飯田96-1	0854-43-2390	43-2398
16	町立奥出雲病院	699-1511	仁多郡奥出雲町三成1622-1	0854-54-1122	54-1280
17	加藤病院	696-0001	邑智郡川本町川本383-1	0855-72-0640	72-1608
18	六日市病院	699-5513	鹿足郡吉賀町六日市368-4	0856-77-1581	77-1580
19	隠岐広域連立立隠岐病院	685-0016	隠岐郡隠岐の島町城北町355	08512-2-1356	2-6149
20	隠岐広域連立立隠岐島前病院	684-0303	隠岐郡西ノ島町美田2071-1	08514-7-8211	7-8702

(注) 補装具判定担当窓口は次のとおりである。

玉造病院

島根大学医学部附属病院

雲南市立病院

出雲市立総合医療センター

浜田医療センター

島根県立中央病院

出雲市民リハビリテーション病院

益田地域医療センター医師会病院

隠岐広域連立立隠岐島前病院

その他の医療機関

義肢室

リハビリテーション部

リハビリテーション科

リハビリテーション科

リハビリテーション科

リハビリテーション科

リハビリテーション科

リハビリテーション科

外科

整形外科

(2) 平成28年度障害別補装具・更生医療の判定状況

区分	肢体不自由										眼 疾 患	耳 疾 患	音 声 ・ 言 語 障 害	内部障害				計	
	脳 血 管 障 害	脳 性 麻 痺	神 経 ・ 筋 疾 患	脊 頸 損	上 肢 切 断	下 肢 切 断	リ ウ マ チ	骨 折	変 形 性 関 節 症	そ の 他				腎 臓	心 臓	肝 臓	免 疫 機 能		
義肢－殻構造－上肢					10														10
義肢－殻構造－下肢						8				1									9
義肢－骨格構造－上肢					2														2
義肢－骨格構造－下肢						23													23
装具－上肢		1		1			1												3
装具－下肢	110	3	3	1				1	4	15									137
装具－体幹			1							1									2
電動車椅子		7	3	1						5									16
車椅子	13	26	10	7		2	1			14									73
意思伝達装置			6																6
座位保持装置	1	10	1	1															13
補聴器（ポケット型）												24							24
補聴器（耳掛け型）												227							227
補聴器（耳あな型）												2							2
補聴器（FM型）																			0
補聴器（骨導式）																			0
特例補装具		1										8							9
不適												1							1
小 計	124	48	24	11	12	33	2	1	4	36	0	262	0	0	0	0	0	0	557
更生医療－腎臓														273					273
更生医療－心臓															165				165
更生医療－肝臓																8			8
更生医療－肢体不自由									21										21
更生医療－眼疾患											1								1
更生医療－耳・口腔疾患												4							4
更生医療－免疫機能																		11	11
不適																			0
小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	21	0	1	0	4	273	165	8	11		483
計	124	48	24	11	12	33	2	1	25	36	1	262	4	273	165	8	11		1040

*補装具の判定数は、給付判定数。

*難病患者等で身体障害者手帳非取得者の判定は6件（意思伝達装置5件、車椅子1件）。（手帳を所持していても現障害に対応する手帳でない者を含む）

(3) 平成28年度市町村別判定状況

区 分	補 装 具										更 生 医 療							合 計								
	肢 体 不 自 由					補 聴 器					不 適	特 例 補 装 具	腎 臓	心 臓	肝 臓	肢 体 不 自 由	眼 疾 患		耳・口 疾 患	免 疫 機 能	不 適					
	義 肢		装 具		車 椅子	座 位 保 持 装 置	ポ ケ ッ ト 型	耳 掛 け 型	耳 あ な 型	F M 型												骨 導 式 補 聴 器				
	殻 構 造	上 肢	下 肢	上 肢							下 肢	電 動 車 椅 子	車 椅 子													
					上 肢	下 肢	上 肢	下 肢	上 肢	下 肢																
松江市		5	8	1	32	1	6	25	2	7	56			1	4	53	6	1	2						210	
浜田市			1	1	14		2	7	1		21			1	1	24	37								110	
出雲市	1	2	1		29		5	11	5	4	42			3	1	77	43	6	13			3			247	
益田市	3	2	4		21			2	1	6	35	1		1	1	25	22		2						126	
大田市	1		1		3		1	5		3	5				1	22	5	1	1						49	
安来市			2		5		1	2	1	1	28			1		11	16		1						69	
江津市			1		5		1	6		1	5					18	3					1			41	
雲南市	1		2		14				9	1	11					22	8		1						69	
奥出雲町			1		4		1			1	6	1				3	1								18	
飯南町					2										1							1			4	
川本町	1		1						1	1	2					2									8	
美郷町	1								1		1					4	3								10	
邑南町					3											1	2		1						7	
津和野町	2				2						4					2	9								19	
吉賀町			1		1			1			5						8								16	
隠岐の島町					1			1			3					6	1								12	
海士町											2							1							3	
西ノ島町			1					1	1		1					1	1								6	
知夫村																2									2	
その他					1	1			1														11		14	
計	10	9	2	23	3	137	2	16	72	13	24	227	2	0	6	1	10	273	165	8	21	1	4	11	0	1,040

5. 身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳によるサービス

(1) 税制 (主なもの)

※軽自動車税の減免は各市町村の条例で定められていますので、詳細は各市町村にご確認ください。

平成29年4月1日現在

制度	内 容		備考				
所得税 (障害者控除)	控除対象	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者	・障がい者を扶養している方も控除を受けられます。 ・控除対象となる方が、同居特別障害者の場合は、35万円が加算されます。				
	控除額	40万円<特別障がい者> 27万円<障がい者>					
相続税 (障害者控除)	控除対象	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者(相続人が85歳未満)					
	控除額	12万円×(85歳-相続したときの年齢) ※H27.1.1相続開始～ 20万円 <特別障がい者> 6万円×(85歳-相続したときの年齢) ※H27.1.1相続開始～ 10万円 <障がい者>					
マル優制度等	対象者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者					
	マル優制度	特別マル優制度					
	預貯金等の種類	銀行などの預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託及び一定の有価証券など					
非課税となる金額	対象となる貯蓄の元本の合計額が350万円までの利子	国債及び地方債の合計金額が350万円までの利子					
住民税 (障害者控除)	控除対象	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者	・障がい者を扶養している方も控除を受けられます。 ・控除対象となる方が、同居特別障害者の場合は、23万円が加算されます。				
	控除額	30万円<特別障がい者> 26万円<障がい者>					
自動車税 軽自動車税 自動車取得税	減免対象となる自動車	自動車の所有(取得)者	運転者	用途	・減免できる自動車は、お持ちの自動車(軽自動車を含む)のうち1台です。 ・自動車の所有者は原則として障がい者(本人)としますが、本人の所有する自動車(軽自動車を含む)がない場合に限り、生計を一にする方が所有する自動車も対象となります。 ・割賦販売等により自動車の売り主が所有権を留保している場合は、使用者を所有者とみなします。 ・障がい者を「常時介護する方」が自動車の運転をする場合は、障がい者のみで構成される世帯に属する障がい者の所有(取得)する自動車を運転する場合に限りです。		
		障がい者本人	本人	本人		-	
			生計を一にする方	障がい者のための交通手段として使用されること			
			常時介護をする方	主として障がい者の通学、通院、通所又は生業等の利用に供していること			
		障がい者と生計を一にする方(本人の所有する自動車がない場合に限り)	本人	本人		-	
生計を一にする方	障がい者のための交通手段として使用されること						
減免対象となる障がい者	手帳の種類(障がい区分)	障がい者本人が運転する場合	障がい者本人が運転する場合	障がい者と生計を一にする方又は障がい者を常時介護する方が運転する場合	(注)2以上の障がいがある場合の取扱い (1)障がいの区分が異なる場合は、個々の区分で判定します。 ◎減免の対象とならない場合の例(生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合) 身体障害者手帳の等級が2級であっても、その内容が上肢不自由3級及び下肢不自由4級であるときは該当しません。 (2)障がいの内容が同一の区分であるときは合算することができます。 ◎合算する例(下肢不自由の場合) 両股関節機能障がい4級×2(右股関節機能障がい4級並びに左股関節機能障がい4級)の場合の認定等級は3級となります。		
		障害の級別		障害の級別			
	身体障害者手帳	視覚障害	1級から3級、4級の1	1級から3級、4級の1			
		聴覚障害	2級、3級	2級、3級			
		平衡機能障害	3級	3級			
		音声機能障害	3級(咽頭摘出による場合に限り)				
		上肢不自由	1級、2級	1級、2級			
		下肢不自由	1級から6級	1級から3級			
		体幹不自由	1級から3級、5級	1級から3級			
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級(1 上肢のみの場合を除く)		1級、2級(1 上肢のみの場合を除く)	
			移動機能	1級から6級		1級から3級(1 下肢のみの場合を除く)	
		心臓機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級			
		じん臓機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級			
		呼吸器機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級			
		ぼうこう又は直腸の機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級			
		小腸の機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級			
		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級	1級から3級			
		肝臓機能障害	1級から4級	1級から4級			
		療育手帳	障害程度区分が「A」	障害程度区分が「A」			
	精神障害者保健福祉手帳	障害程度区分が「1級」	障害程度区分が「1級」				
減免額	自動車税	軽自動車税	自動車取得税	取得価格又は300万円のいずれか低い額に自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額を減免			
	45,000円(重課対象自動車は51,700円)を限度として減免	全額免除					

(2) 共通の各種割引制度等

※割引制度を利用する場合は、各事業者で割引が異なる場合や適用されない場合がありますので、詳細は各事業者にご確認ください。

平成29年4月1日現在

制度	内 容				備考	
JR旅客鉄道株式会社の旅客運賃割引	割引対象	身体障害者手帳又は療育手帳所持者				<ul style="list-style-type: none"> ・第1種及び第2種は、JRの運賃割引規則による障がい程度の区分で、身体障害者手帳及び療育手帳に表示されています。 ・窓口で身体障害者手帳又は療育手帳を提示して、割引乗車券を購入してください。 ・乗車中は手帳を携帯してください。 ・介護者の割引は、本人と同一区間の乗車券類を購入する場合に限って適用されます。
		第1種の表示がある場合		第2種の表示がある場合		
	普通乗車券	普通回数乗車券 定期乗車券 普通急行券	普通乗車券	定期乗車券		
	本人及び同伴の介護者	本人及び同伴の介護者	本人	12歳未満の手帳所持者及びその介護者		
割引条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・本人のみ利用の場合…片道100kmを超える場合に限り、割引になります。 ・介護者同伴の場合…距離に関係なく割引になります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護者同伴を条件として、距離に関係なく割引になります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・片道100kmを超える場合に限り、割引になります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護者同伴を条件として、距離に関係なく割引になります。 ・小児定期乗車券を除きます。(小児本人は、大人用通学定期運賃の半額になります。) 		
割引率	50%					
航空運賃割引	割引対象者(12歳以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種の表示がある身体障害者手帳所持者 ・航空割引欄に「本人・介護者」と表示された療育手帳所持者 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2種の表示がある身体障害者手帳所持者 ・航空割引欄に「本人」と表示された療育手帳所持者 	<ul style="list-style-type: none"> ・12歳未満の方に発行する療育手帳には、航空運賃割引の表示をしていません。12歳到達時に、証明を受けてください。 		
	割引率	本人及び介護者	本人	各航空会社・路線により異なります。		
電車(一畑電車)の運賃割引	割引対象者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその介護者			<ul style="list-style-type: none"> ・第1種、第2種(精神障害者保健福祉手帳は1～3級)の区分に関係なく、介護者も割引対象になります。 	
割引率	50%					
バス(県内事業者)の運賃割引	割引対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳又は療育手帳所持者 第1種の表示がある場合：本人及び介護者 第2種の表示がある場合：本人 			<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者保健福祉手帳所持者についても、割引対象とされている場合があります。 	
割引率	50%					
旅客船(隠岐汽船)の運賃割引	割引対象者	身体障害者手帳又は療育手帳所持者		精神障害者保健福祉手帳所持者	<ul style="list-style-type: none"> ・乗船手続き(購入時)の際に、手帳を提示してください。 	
		第1種の表示がある場合	第2種の表示がある場合			
	本人及びその介護者	本人	本人			
割引率	50%					
タクシーの運賃割引	割引対象者	身体障害者手帳又は療育手帳所持者			<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。 ・精神障害者保健福祉手帳所持者についても、割引対象とされている場合があります。 	
割引率	10%(10円未満の端数切り捨て)					
有料道路通行料金の割引(ETC割引)	割引対象となる障がい者	障がい者本人が運転する場合	障がい者本人以外の方が運転し、障がい者が同乗する場合		<ul style="list-style-type: none"> ・事前の登録が必要です。(申込先は市町村) ・身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。 ・手帳のほかにも提出が必要な書類等がありますので、市町村窓口で確認してください。 ・ETCの時間帯割引は重複して適用されません。 	
	割引対象となる自動車	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者本人又は家族等が所有する自動車であって、あらかじめ市町村に届け出て登録されたもの(障がい者1人につき1台) ※ETCを利用する場合は、事業者への登録も必要です。 				
	割引率	50%				
NHK放送受信料の減免	減免対象世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している世帯員がいる市町村 ・住民税非課税世帯 			<ul style="list-style-type: none"> ・申込先はNHK松江放送局です。 ・市町村窓口で申請書に免除事由の証明を受けた上でNHKへ提出(郵送可)してください。(または手帳、住民票等必要書類、印鑑をNHKに持参して申請してください。) 	
	減免内容	全額免除	半額免除			
電話番号案内料金の免除	免除対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・次の身体障害者手帳所持者 ア 視覚障害1～6級 イ 肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)1～2級 ・療育手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者 			<ul style="list-style-type: none"> ・事前に利用者の登録が必要です。 ・ふれあい案内(0120-104174)へ連絡してください。 	
携帯電話・PHSの割引サービス	割引内容	携帯電話		PHS	<ul style="list-style-type: none"> ・申込時に手帳を提示してください。 ・プランにより割引内容が異なる場合がありますので、詳細は各社にご確認ください。 	
		NTTドコモ	au by KDDI	ソフトバンクモバイル		Y!mobile(旧ウィルコム)
	基本使用料(60%)、各種サービス使用料(60%)、テレビ電話通信料(音声通話料と同額)、契約事務手数料等(一部無料)	基本使用料(50%)、通話料(au携帯等50%、他社携帯等20%)、Cメール送付料(au携帯等50%、他社携帯等20%)	料金プランごとに異なる。(ホワイトプランの場合、基本使用料(無料)、TVコール(50%)、パケット放題(下限額0円～)	定額料金プランの低料金設定はH26.7.31で新規受付終了。既契約者は継続利用可。		
	割引対象者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者				
申込先	各社のサービスショップ、取扱店など					

(3) 市町村別助成事業

事業例：鉄道・バス・タクシー運賃等の助成、施設等通所費助成、医療費助成、通院交通費助成、障害者扶助料等福祉手当、公営住宅入居優先、公営住宅家賃減免、上下水道料金減免等
 ※ ホームヘルプサービスは、全市町村で実施しています

平成29年4月1日現在

実施主体	事業の内容	対象者	内容・金額など
松江市	松江市内路線バス等運賃の助成	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者で、松江市に住民登録を有する者	①路線バス 松江市交通局(レイクライン除く)、一畑バス(高速バス、空港・隠岐汽船連絡除く)、日ノ丸バス(隠岐汽船連絡除く)の松江市内区間運賃を助成 視覚障害1・2級、療育A→本人無料、介護者(1名)無料 身体障害者運賃減額第1種(視覚障害1・2級を除く)、療育B →本人無料、介護者(1名)半額 身体障害者運賃減額第2種、精神障害者 →本人無料 ※重度の障がいがあり、屋外での移動に介護者が2名必要な場合は、上記に加えて介護者1名が無料 ②コミュニティバス→本人、介護者とも半額 定期券購入者へは、その代金を助成
	通院交通費の助成(タクシー利用料助成)	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、及び精神障害者保健福祉手帳1級所持者	在宅で通院・リハビリ及び、松江市役所(支所)・障がい者団体事務局(松江市総合福祉センター、いきいきプラザ島根、ライトハウスライブラリー、松江市聴覚障害者協会)を利用する場合、1回乗車で500円助成の利用券を6枚/月交付
	通院交通費の助成(人工透析通院費助成)	じん臓機能障害1級の手帳を所持し、かつ週2回以上の人工透析通院者	自家用車の場合(自宅等から医療機関まで直線距離で5km以上の方)…1通院当たり500円(月2,000円上限) 公共交通機関の場合…交通費(障害者割引後運賃)の半額 タクシーの場合…タクシー利用料助成に加え、週2回通院の方は500円利用券を2枚/月、週3回以上通院の方は6枚/月を追加交付
	市営住宅入居の優遇	身体障害者手帳1～4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1～3級の所持者を構成員に有する世帯(単身者を含む)	抽選回数の1回増、入居収入基準額の上限緩和
		障がい者手帳所持者(自動車税免除該当者)	駐車場代免除
	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	運転免許の取得にかかった費用の2/3以内で、10万円を限度として助成(事前相談)
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者	免許の条件により、身体障がい者が所有し運転する自動車の改造にかかった費用の全額を、10万円を限度に助成(事前相談)
福祉車両購入費(改造費)助成金	身体障害者手帳所持者	障がい者本人または介護者が所有する福祉車両(車椅子対応車両)の購入または改造に要する経費の2/3以内で20万円を限度として助成(事前相談)	
浜田市	①タクシー等利用料金助成	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳所持者	年間13,500円分のバス券またはタクシー券の交付(人工透析利用者は通院距離が片道2km以上の通院距離によりタクシー券を増額します。)
	②人工透析患者及び精神障害者通院交通費助成	人工透析患者・精神障害者保健福祉手帳所持者	通院距離が片道2km以上の医療機関受診者で、自己負担金の半額を最も経済的な経路及び交通手段により計算して助成
	※①・②の助成はどちらか一方の選択です		
	各種手数料の免除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	住民票、所得証明書等
	ストマ用器具助成	身体障害者手帳所持者	基準額内、日常生活用具給付費にかかる本人自己負担額の半額を補助
	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳所持者	運転免許の取得にかかった費用の2/3以内で、10万円を限度として助成
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者	免許の条件により、身体障害者が所有し運転する自動車の改造にかかった費用の全額を、10万円を限度に助成
	移動補助用具購入補助	身体障害者1・2級(下肢、体幹)手帳所持者	障害者及びその介護者が運転する乗降装置付き自動車の購入または自動車の改造費の2/3以内の額(40万円を限度。ただし簡易移乗補助用具は10万円を限度)から自己負担金を控除した額を助成
	市営バス運賃割引(三隅・金城・旭・弥栄自治区)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	手帳の提示で通常運賃の1/2を減免
旭町移送サービス	身体障害者手帳1・2級 要介護3(介護保険法)以上	1回500円で福祉車両による移送サービス(市外1回1,000円)	

実施主体	事業の内容	対象者	内容・金額など
出雲市	出雲市生活バス運賃割引(佐田町スクールバスを含む)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	普通運賃の半額減免(定期運賃は3～5割を減免)
	出雲市福祉バス	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	1回100円で利用することができる 介護者は1名に限り同乗することができる 車いす利用者は利用不可
	障がい者福祉タクシー事業	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1・2級(在宅)	500円利用券、年間36枚(視覚1, 2級は72枚) 住民税非課税要件有 ①対象者が18才以上の場合: 交付対象者とその配偶者 ②対象者が18才未満の場合: 世帯全員
	更生医療市助成	身体障害者手帳所持者	課税世帯の場合、入院10,000円、通院6,000円を超える自己負担分を助成
			非課税世帯の場合、入院5,000円、通院3,000円を超える自己負担分を助成
	自動車運転免許取得助成事業	身体障害者手帳所持者	身体障害者の運転免許の取得に要する経費の一部助成(経費の2/3以内、限度額10万円)
自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者	身体障害者が所有し運転する自動車を改造した場合の助成(限度額10万円)	
	身体障害者手帳(肢体不自由2級以上)所持者	身体障害者が自動車に乗降するために改造した場合(経費の2/3以内、限度額40万円)	
益田市	市営生活バス運賃の減免	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	運賃の半額減免
	タクシー利用料金助成(益田・美都地区)	身体障害者(下肢・体幹・視覚障害の1、2級。上肢障害の1、2級で上記の障害3級以下を重複で持つ方。)	福祉タクシー利用券(1枚500円)を年間12枚交付(視覚1, 2級は24枚)
	タクシー利用料金助成(匹見地区)	身体障害者手帳1、2級所持者	対象区間ごとに自己負担が定められた福祉タクシー利用券を年間48枚交付(但し自己負担が350円未満の場合は350円、1200円を超える場合は1200円の負担あり)
	通院交通費助成(益田地域)	血液透析通院者(身体障害者手帳じん臓機能障害1級所持者)	最寄の石見交通バス停から益田駅までのバス運賃の1/4(または基準額)×通院日数を助成
	通院交通費助成(美都・匹見地域)	血液透析通院者(身体障害者手帳じん臓機能障害1級所持者)	最寄の石見交通バス停から益田駅までのバス運賃の1/2×通院日数を助成
	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳所持者(1～4級)	運転免許の取得に要する経費の一部助成(必要経費の2/3以内で、10万円を限度とする)(事前相談)
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者	免許の条件により、身体障害者が所有し運転する自動車の改造にかかった費用の全額を、10万円を限度に助成(事前相談)
市営住宅入居の優遇	身体障害者手帳1～4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1～3級所持者	抽選回数1回増	
大田市	タクシー利用補助	身体障害者手帳(1・2級)、療育手帳(A)、精神障害者保健福祉手帳(1～3級)所持者	500円利用券年間24枚交付
	ストマ用装具	身体障害者手帳所持者	生活保護世帯及び市民税非課税世帯は自己負担なし 市民税課税世帯は排泄管理支援用具の特例により、自己負担は、5/100(ただし、いずれも基準額の範囲内において)
	通院交通費の助成	人工透析患者(じん臓機能障害の記載がある身体障害者手帳所持者)	バス利用運賃の1/4、JR列車利用運賃の1/2、病院が実施している有料送迎バス等利用料の1/2助成。片道2km以上、補助額上限2万円/月 なお、通院に週2回以上、個人でタクシーを利用する場合、通院距離に応じて別途助成あり。
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者(肢体不自由1～4級)	免許の条件により、肢体不自由者が所有し運転する自動車を改造した場合の経費の全額を、10万円を限度に助成(要事前相談)
	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳所持者(1～4級)	運転免許の取得に要する経費の一部助成(必要経費の2/3以内で、10万円を限度とする)
	障害者マッサージサービス事業	身体障害者手帳所持者のうち、体幹機能障害、上肢機能障害又は下肢機能障害の障害等級が1級から3級の者	利用期間内に大田市鍼灸マッサージ師会所属の治療院で施術を受ける場合、1回につき1,000円割引(2回分)を行う。

実施主体	事業の内容	対象者	内容・金額など
安来市	広域バス運賃割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	交通費の半額
	ストマ用装具費助成	身体障害者手帳所持者	日常生活用具交付の本人負担額の半額 ただし、所得税非課税世帯者のみ。
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者のうち、上肢・下肢又は体幹機能に障害がある者	自ら所有し運転する自動車の改造に要する経費の全額(ただし、10万円を限度とする)
	運転免許取得費助成	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	運転免許の取得に要する経費の一部助成(必要経費の2/3以内で、10万円を限度とする)
	リフト車等運行	身体障害者手帳所持者で常時車イス使用者、視覚障害1・2級	運行費用に応じ助成(年48枚の利用券を発行)
	人工透析患者通院費助成	腎臓機能障害1級の人工透析通院者(所得制限あり)	公共交通機関を利用したものとみなし計算した助成基本額の1/2以内。
江津市	ストマ用装具	身体障害者手帳所持者	日常生活用具給付制度の特例により、自己負担額を半額にしている。
	通院交通費の助成	人工透析通院者、精神手帳所持者	交通費の半額、月1万円上限(非課税世帯)
	生活バス運賃割引	療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・身体障害者手帳所持者	利用料金の半額
	タクシー利用料金助成	身体障害者1・2級(下肢、体幹・視覚)手帳所持者(在宅)	年間500円利用券24枚を交付
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者	免許の条件により、肢体不自由者が所有し運転する自動車を改造した場合の経費の全額を、10万円を限度に助成(事前相談要)
	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳所持者	運転免許の取得に要する経費の2/3以内で、10万円を限度として助成(事前相談要)
雲南市	ストマ用装具助成	身体障害者手帳所持者	重度障害者等日常生活用具基準額を上限として自己負担額の1/2助成
	更生医療費助成	身体障害者手帳所持者	医療費の自己負担額の1/2助成
	市営バス運賃割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	交通費の半額
	市民バス・タクシー利用料金助成	普通自動車免許を持たない方で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	市民バスや市内タクシーで利用できる「優待乗車券」を券面額の半額で対象者へ販売。年度内購入上限額は券面額で36,000円分まで。)運転免許証を自主返納した方には、申請により総額20,000円以内で優待乗車券(8,000円分以上)と温浴施設入浴券を無料交付。
	福祉タクシー利用料金助成	該当の身体障害者手帳所持者のうちストレッチャー等でなければ外出できない者(在宅)	福祉タクシー利用券(1枚500円)を交付。交付枚数は、リフト付タクシー利用者60枚、ストレッチャー付タクシー利用者120枚。
	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳所持者	障害者の運転免許の取得に要する経費の一部助成(経費の2/3以内、限度額10万円)
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者	免許の条件により、障害者の所有し運転する自動車を改造した場合の経費の助成(限度額10万円)
	移動補助用具購入補助	下肢、体幹機能障害2級以上の身体障害者または当該障害者と生計を一にしている者	購入又は改造に要する経費の2/3の額(上限40万円)
	重度障害者等介護手当	要件に該当する身体障害者手帳1・2級、療育手帳A所持者等を在宅で常時介護している者	介護者に月額5,000円(所得税非課税世帯には月額6,000円)
	人工透析患者通院費助成	人工透析通院者	交通費の半額
	視覚障害者タクシー利用料金助成	在宅の身体障害者手帳視覚障害1・2級	500円利用券年間20枚(ただし年度途中の申請は、残り月数に応じた枚数。)市内タクシー業者のみ利用可。
CATV使用料	身体障害者手帳(視覚・聴覚)	身体障害者手帳(視覚・聴覚)を所持し世帯主である場合、基本チャンネル使用料の半額	

実施主体	事業の内容	対象者	内容・金額など
奥出雲町	障がい福祉サービス事業所通所費用助成	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者で、奥出雲町に住民登録を有する者	課税状況に応じて ①課税：交通費(対象経費)の9/10 ②非課税：交通費(対象経費)の全額 通所サービスを利用する場合のみ対象(月5日以上利用する場合に限定)
	CATV受信料	身体障害者手帳1、2級、療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級	世帯内の全ての方が住民税所得割非課税の場合減免
	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳(1～4級)または療育手帳所持者	免許取得に要した費用の2/3を上限とする。ただし一人当たり10万円を限度
	自動車改造費助成	免許の条件により自動車を改造する必要がある身体障がい者	障がい者の所有し、運転する自動車を改造した場合に経費の一部を助成(1件当たり10万円を限度とし、1車両1回限り)
	外出支援サービス	身体障害者手帳1、2級等の下肢障がい等により、車いすでないと外出できない者又は重度の視覚障がい者	福祉車両による無料送迎、またはタクシー券を年に最大60,000円分給付
	通院交通費の助成	人工透析通院者	鉄道を利用して通院するときの通院実費の1/2の額。ただし、自家用車により通院する場合は、自宅又は自宅最寄り駅から医療機関までの近い方の距離に基本額を乗じた金額の1/2の助成。(基本額は町の規定による)
	通院医療費の助成	人工透析通院者	本人負担実費の3/4を助成
	配食サービス	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	18歳以上65歳未満の調理が困難な障がい者であって同一世帯に調理ができる者がいない者や、同一世帯で障がい者が養育する18歳未満の児童に対して弁当を配達する。 利用料 住民税課税世帯 500円、住民税非課税世帯 400円
飯南町	町営バス運賃割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	交通費の半額
	通院交通費の助成	人工透析通院者	バス運賃基準の1/2を助成
	通院医療の助成	人工透析通院者	透析治療にかかる医療費の自己負担額の1/2を助成
	社会福祉施設通所交通費助成	20才未満の社会福祉施設通所者	交通費の1/4を助成(上限7,000円/月)
川本町	町営バス運賃割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	交通費の半額
	ストマ用装具助成	ストマをつけている者	ストマ用装具費の助成(上限12,000円)
	通院交通費の助成	人工透析通院者	通院交通費の1/4を助成
美郷町	町内路線バス運賃の助成	介護保険被保険者証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療(精神通院)受給者証所持者	割引券(200円で乗車) 年100枚
	ストマ用装具助成	身体障害者手帳所持者	ストマ用装具費全額助成(上限12,000円/月)
	通院費助成	身体障害者手帳所持者(人工透析患者のみ)	通院交通費全額助成(自家用車、バイク等の場合は1km20円*往復距離として算出。やむを得ずタクシーを利用する場合は、最寄りの駅・バス停等から公共交通機関を利用した場合の金額を算出)
邑南町	町営バス運賃割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	運賃の半額
	通院交通費の助成	人工透析通院者	通院交通費全額(課税世帯は9割)助成
	ストマ用装具助成	身体障害者手帳所持者	ストマ用装具交付の本人負担額(課税世帯:基準額の1割)の助成
津和野町	通院交通費の助成	人工透析通院者	交通費の半額
	ストマ用装具助成	身体障害者手帳所持者	受託報酬基準額を上限として自己負担の1/2を助成
	タクシー利用券交付	身体障害者1種1・2級、2種1・2級肢体、体幹、視覚障害と療育A手帳所持者	500円利用券 年48枚交付

実施主体	事業の内容	対象者	内容・金額など
吉賀町	通院交通費の助成	人工透析通院者	通院交通費半額助成
	ストマ用装具助成	身体障害者手帳所持者	受託報酬基準額を上限として本人負担額の2分の1助成
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者	免許の条件により、障害者の所有し運転する自動車を改造した場合の経費の助成(限度額10万円)
	自動車運転免許取得費補助金	身体障害者手帳所持者および療育手帳所持者	自動車運転免許取得に関する経費の2/3(上限10万円)
海士町	通院交通費・宿泊費の助成	人工透析通院者	交通費の半額、宿泊代2,500円/1泊
	海士町保健センター使用料割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	風呂、プール等半額
	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳(1～4級)所持者	自動車運転免許取得に関する経費の2/3(上限10万円)
	自動車改造費助成	身体障害者手帳(1～2級)所持者(肢体不自由に限る)	免許の条件により、障害者が所有し運転する自動車を改造した場合の経費の助成(限度額10万円)
西ノ島町	通院交通費・宿泊費の助成	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	町外通院にかかる交通費・宿泊費の半額を助成
	町営バス運賃割引	身体障害者手帳、療育手帳所持者	町営バス利用運賃の1/2
	町営住宅の優先入居	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	入居選考の際の優遇
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者	免許の条件により、自らが所有し運転する自動車を改造した場合の経費の全額を、10万円を限度に助成
	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳所持者	運転免許の取得に要する経費の2/3以内で、10万円を限度として助成
知夫村	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者	免許の条件により、自らが所有し運転する自動車を改造した場合の経費の全額を、10万円を限度に助成
	村営バス運賃免除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	村営バス運賃の全額免除
	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳所持者	運転免許の取得に要する経費の2/3以内で、10万円を限度として助成
隠岐の島町	町営バス運賃割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	利用料の半額
	航送料助成	身体障害者手帳所持者(1～4級)	障がい者本人または介護者が隠岐航路において車両を運搬する場合の経費の2/3以内で、片道15,000円を限度に助成

(4) 県立施設の利用料減免

平成29年4月1日現在

所在地	施設名	実施内容	休業日	対象者
松江市	県立美術館	観覧料無料	毎週火曜日 年末年始(12/28～1/1)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)
松江市	県立八雲立つ風土記の丘 展示学習館	入館料無料	毎週火曜日(祝日の場合は翌日) 年末年始(12/29～1/1) 特別展前後臨時休館(電話でお確かめください。)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)
出雲市	県立古代出雲歴史博物館	観覧料無料	毎月第3火曜日(祝日の場合は翌日)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)
出雲市	花ふれあい公園 しまね花の郷	入場料 半額免除	3/1～11月末 無休 12/1～2月末 毎週火曜日(祝日の場合は翌平日) 年末年始(12/29～1/3)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)
出雲市	県立宍道湖自然館 ゴビウス	入館料 半額免除	毎週火曜日(祝日の場合は翌平日) 年末(12/28～12/31)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)
大田市	県立三瓶自然館 サヒメル	入館料 半額免除	毎週火曜日(祝日の場合は翌平日)。 夏休み期間は無休) 3月・6月・12月の各第1月曜日から 金曜日まで(各5日間) 9月25日(月)から9月29日(金)まで (5日間) 年末年始(12月26日～1月1日)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)
大田市	県立三瓶小豆原理 没林公園	入園料 半額免除	年末年始(12月27日～1月1日) 12月第1月曜日から金曜日まで(5日間)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)
浜田市	しまね海洋館 アクアス	入館料 半額免除	毎週火曜日(祝日の場合は翌日)。 ゴールデンウィーク、夏休み・冬休み・春休み期間は無休)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(重度障がい者の介助者は、1人に対し1人まで全額免除)
益田市	県立石見美術館	観覧料無料	毎週火曜日(祝日の場合は翌平日) 年末年始	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)
出雲市	県立青少年の家 サン・レイク	宿泊使用料 半額免除	毎週月曜日(7月～9月は無休)、 祝日、年末年始、2月14日	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)
江津市	県立少年自然の家	宿泊使用料 半額免除	毎週月曜日、祝日、年末年始	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)
松江市	県立水泳プール	使用料 半額免除	毎週月曜日(祝日の場合は翌日・7月～8月は無休) 年末年始(12/29～1/3)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)
浜田市	県立体育館	使用料半額 免除	毎週月曜日(祝日の場合は翌日) 年末年始(12/29～1/3)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)
松江市	県立武道館	使用料 半額免除	毎週月曜日(祝日の場合は翌平日) 年末年始(12/29～1/3)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)

所在地	施設名	実施内容	定休日	対象者
浜田市	県立石見武道館	使用料 半額免除	毎週月曜日(祝日の場合は翌平日) 年末年始(12/29～1/3)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)
松江市	島根県立はつらつ体育館	使用料無料	毎週水曜日(祝日の場合翌平日) 年末年始	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者又はその資格の対象に準ずる障がいのある者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)
出雲市	県立浜山公園(体育館設備の一部・陸上競技場・補助競技場・テニスコート)	使用料 (個人利用) 半額免除	毎週月曜日(祝日の場合翌平日)(体育館のみ) 年末年始(共通)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)
雲南市・ 奥出雲町	さくらおろち湖周辺スポーツ施設 (自転車競技施設・ボート競技施設)	使用料 半額免除	毎週月曜日(祝日の場合は翌平日)・ 年末年始(12/29～1/3)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(介助者は1人に対し1人まで全額免除)

(注) 入館(利用)時に手帳を提示してください。

(5) 福祉医療費助成制度

【対象者】

1. 65歳以上で3か月以上ねたきりの方(対象期間1年)
 2. 身体障害者手帳1級または2級の方
 3. 身体障害者手帳3級または4級で、知的障がいのある方
 4. 療育手帳Aの方
 5. ひとり親家庭の方(18歳未満または高校3学年修了までの児童を養育する配偶者のない者及び当該児童)
 6. 精神障害者保健福祉手帳1級の方
 7. 精神障害者保健福祉手帳2級で、身体障害者手帳3級または4級の方
 8. 精神障害者保健福祉手帳2級で、知的障がいのある方
- ※対象となるには1～8のいずれも所得制限があります。
 ※3及び8の知的障がいは判定機関により判定します(概ねIQ50以下)。
 ※市町村の窓口で申請し、対象者として認定されると「福祉医療費医療証(資格証)」が交付されます。

【申請窓口】

市町村です。
 詳しくは、お住まいの市町村の担当窓口へお問い合わせください。

【助成内容】

1. 病院、診療所(歯科を含む)では、自己負担は医療費の1割で、次の額が上限となります(1ヶ月・1医療機関あたり)。
 *20歳未満障がい児・者 → 入院2,000円、入院外1,000円
 *市町村民税非課税世帯に属する方 → 入院2,000円、入院外1,000円
 *上記以外の方 → 入院20,000円、入院外6,000円
2. 薬局、柔道整復施術所、はり・きゅう及びあんま・マッサージ施術所、治療用器具製作所、訪問看護ステーションでは、自己負担はありません(医療保険適用後の自己負担の全額を助成)。

【ご利用上の留意点】

◇特定疾病療養、自立支援医療、肝炎治療など他制度の医療証をお持ちの方へ◇

福祉医療は、他制度を優先的に適用する制度です。

医療機関では、必ず、特定疾病療養受給者証、自立支援医療受給者証、肝炎治療受給者証等を先にご提示下さい。

なお、これらの他制度を利用したうえでも、福祉医療の上限額の方が低い場合には、福祉医療の助成も受けられます。

6. 手帳所持を条件としないサービス（交通費助成等）

平成29年4月1日現在

市町村名	対 象 者	サ ー ビ ス の 内 容
松江市	自立支援医療(精神通院)対象者	①病院・診療所等の自己負担月額のうち、千円を超える額を助成 ②薬局の自己負担額の全額を助成
	18歳未満(高校3年生以下、就労していても対象)で身体障害者手帳の対象とならない軽度・中度の難聴児(両耳の聴力30dB以上70dB未満)	難聴児の補聴器購入費助成:補聴器の種類ごとに定められた基準額の約2/3を助成(千円未満切捨て)(購入前申請必要)
浜田市	自立支援医療(精神通院)対象者	非課税の方を対象に、通院医療費の自己負担額を半額助成
	18歳未満で身体障害者手帳の対象とならない軽度・中度難聴児(両耳の聴力30dB以上70dB未満)	難聴児の補聴器購入費助成:補聴器の購入費か、種類ごとの基準額のいずれか低い額の2/3の額(千円未満切捨て)を助成(購入前申請必要)
出雲市	自立支援医療(精神通院)対象者	自己負担する医療費の半額を助成
	自立支援医療(育成医療)対象者	入院2,000円、通院1,000円を超える自己負担分を助成
	車椅子でなければ外出できない者(在宅)	障がい者福祉タクシー利用券(500円・年間72枚) 住民税非課税要件有 ①対象者が18才以上の場合:交付対象者とその配偶者 ②対象者が18才未満の場合:世帯全員
	ストレッチャーでなければ外出できない者(在宅)	障がい者福祉タクシー利用券(500円・年間144枚) 住民税非課税要件有 ①対象者が18才以上の場合:交付対象者とその配偶者 ②対象者が18才未満の場合:世帯全員
	人工透析で通院する患者	自宅から通院医療機関への距離が片道5km以上(医療機関の送迎等は除く)の方が対象 助成額/通院1回あたり ・5km～10km 250円 ・10km～15km 500円 以降、5kmごとに250円加算(上限1,500円)
益田市	自立支援医療(精神通院医療)対象者であり、その所得区分が非課税世帯の者	自己負担上限額の半額(1,250円又は2,500円)を超える額を助成
	益田・美都地域に住所がある特別障害者手当受給者	福祉タクシー利用券(1枚500円)を年間12枚交付
	匹見地域に住所がある70歳以上の者、歩行が困難と市長が認めた者	対象区間ごとに自己負担が定められた福祉タクシー利用券を年間48枚交付(但し自己負担が350円未満の場合は350円、1200円を超える場合は1200円の負担あり)
大田市	自立支援医療(精神通院)対象者	通院医療費の自己負担額の半額助成
安来市	自立支援医療(精神通院)対象者	精神医療費 非課税の方を対象に、自己負担する医療費の半額を助成
江津市	自立支援医療(精神通院)対象者	非課税の方を対象に通院医療費の自己負担額の半額助成
	18歳未満で身体障害者手帳の対象とならない軽度・中度の難聴児	難聴児の補聴器購入費助成:補聴器購入費の9割 ※ただし基準額あり(差額は自己負担、購入前申請必要)
雲南市	自立支援医療(精神通院)対象者	医療費:自己負担額の3/4助成 交通費:交通費の半額(上限5,000円/月)
	自立支援医療(育成医療)対象者	医療費の自己負担額の1/2助成
奥出雲町	自立支援医療(精神通院)対象者	交通費:町外の指定医療機関に鉄道を利用して通院するときの通院実費の半額助成。ただし、自家用車により通院する場合は、自宅又は自宅最寄り駅から医療機関までの近い方の距離に基本額を乗じた金額の1/2を助成。(基本額は町の規定による) 医療費:自己負担額の3/4助成
	障害福祉サービス事業所通所者(5日/月以上通所)	通所交通費全額又は9割負担

市町村名	対 象 者	サ ー ビ ス の 内 容
奥出雲町	自立支援医療(精神通院)対象者、特定疾患医療受給者証所持者	18歳以上65歳未満の調理が困難な障がい者であって同一世帯に調理ができる者がいない者や、同一世帯で障がい者が養育する18歳未満の児童に対して弁当を配達する。 利用料 住民税課税世帯 500円、住民税非課税世帯 400円
	18歳未満(高校3年生以下、就労していても対象)で身体障害者手帳の対象とならない軽度・中度の難聴児(両耳の聴力30db以上70db未満)	難聴児の補聴器購入費助成:補聴器の種類ごとに定められた基準額の約2/3を助成(千円未満切り捨て)(購入前申請必要)
飯南町	障がい福祉サービス利用者	交通費半額助成(町営バス運賃割引)
	自立支援医療制度対象者(精神通院公費)	通院交通費半額助成
	自立支援医療制度対象者(精神通院公費)	通院医療費の自己負担額の3/4を助成
川本町	自立支援医療(精神通院)対象者	通院交通費の1/2助成(月2回まで。上限1万円/月)
	自立支援医療(精神通院)対象者	通院医療費 1医療機関につき、自己負担が1,000円を上回る場合に差額を助成
美郷町	一般就労を目的とした就労支援を受けるために事業所へ通所する障害者(身体、知的、精神)	交通費全額助成(自家用車、バイク等の場合は1km20円*往復距離として算出。)
	地域活動支援センター通所者(継続的利用者)	交通費全額助成(自家用車、バイク等の場合は1km20円*往復距離として算出。)
	自立支援医療(精神通院)を受給する者	通院交通費助成(往復月2回まで、自家用車の場合は1km20円*往復距離として算出。やむを得ずタクシーを利用する場合は、最寄りの駅・バス停等から公共交通機関を利用した場合の金額を算出)
邑南町	自立支援医療(精神通院)対象者	町営バス運賃の半額助成
	授産施設等通所者	通所交通費助成 上限10千円(課税世帯は5千円)
	自立支援医療(精神通院)受給者	通院医療費 半額助成 通院交通費 全額助成(月4回を上限、課税世帯は半額)
津和野町	自立支援医療(精神通院)対象者	通院医療費 精神通院医療について自己負担額を全額助成 通院交通費 半額助成(上限5千円/月)
	町営バス乗車料助成	町内医療機関受診の際の町営バス復路乗車券を医療機関で配布
吉賀町	精神障害者通院患者	通院交通費半額助成(上限5千円/月) 通院医療費の自己負担額
	デイサービス施設(障害児)通所者	通院公共交通費半額助成
海士町	隠岐養護学校通学者	交通費の半額助成
	共同作業所通所者	交通費の半額助成
西ノ島町	自立支援医療(精神通院)受給者証所持者・通所サービス利用者	町営バス利用運賃の1/2
	中学生以下の児童、不妊治療を受ける方、必要な付添者	町外通院にかかる交通費・宿泊費の半額を助成
	中学生以下の児童	医療費の自己負担額を全額助成
知夫村	通院医療費公費負担患者	通院交通費 本人 8,000円/1回 付添い 4,000円/1回
		通院医療費 月額自己負担上限額の1/2を償還払い
隠岐の島町	人工透析で通院する患者	通院費助成 3万円/年
	自立支援医療(精神通院)を受給する者	通院医療費助成 自己負担額の50/100以内
	18歳未満で身体障害者手帳の対象とならない軽度・中度の難聴児	難聴児の補聴器購入費助成:補聴器の種類ごとに定められた基準額の約2/3を助成(千円未満切り捨て)(購入前申請必要)

7. 精神科病院及び精神科標榜病院・診療所一覧

(1) 精神科病院 (精神病床を有する病院)

平成29年5月1日現在

圏域	医療機関名	〒	所在地	電話番号
松江	医療法人青葉会松江青葉病院	690-0015	松江市上乃木五丁目1-8	0852-21-3565
	医療法人仁風会八雲病院	690-0033	松江市大庭町1460-3	0852-23-3456
	松江赤十字病院	690-8506	松江市母衣町200	0852-24-2111
	松江市立病院	690-8509	松江市乃白町32-1	0852-60-8000
	医療法人同仁会こなんホスピタル	699-0402	松江市宍道町白石129-1	0852-66-0712
	社会医療法人昌林会安来第一病院	692-0011	安来市安来町899-1	0854-22-3411
雲南	医療法人コスモ会奥出雲コスモ病院	699-1311	雲南市木次町里方1275-2	0854-42-3950
出雲	医療法人同仁会海星病院	693-0011	出雲市大津町3656-1	0853-21-3521
	島根県立こころの医療センター	693-0032	出雲市下古志町1574-4	0853-30-0556
	島根大学医学部附属病院	693-8501	出雲市塩冶町89-1	0853-23-2111
	島根県立中央病院	693-8555	出雲市姫原四丁目1-1	0853-22-5111
大田	医療法人恵和会石東病院	694-0064	大田市大田町大田イ860-3	0854-82-1035
浜田	社会医療法人清和会西川病院	697-0052	浜田市港町293-2	0855-22-2390
益田	社会医療法人正光会松ヶ丘病院	698-0041	益田市高津四丁目24-10	0856-22-8711
隠岐	隠岐広域連立立隠岐病院	685-0016	隠岐郡隠岐の島町城北町355	08512-2-1356

(2) 精神科病院以外の精神科を標榜する病院又は診療所

平成29年5月1日現在

圏域	医療機関名	〒	所在地	電話番号
松江	心身一如医食同源心療内科漢方松江駅前クリニック	690-0001	松江市東朝日町136-2	0852-28-3131
	ビタミン・ミネラル自然治癒力活性全人介護医療・心療内科漢方松江駅前クリニック	690-0001	松江市東朝日町136-2	0852-28-3131
	漢方女性クリニック・mio	690-0003	松江市朝日町498 松江センタービル2階	0852-28-0211
	飯島クリニック	690-0007	松江市御手船場町568太田ビル3F	0852-23-1007
	島根県立心と体の相談センター	690-0011	松江市東津田町1741-3	0852-32-5905
	レディースメンタルクリニック一粒の麦	690-0017	松江市西津田三丁目13-21	0852-67-3100
	ふれあい診療所(松江生協病院)	690-0017	松江市西津田七丁目14-21	0852-23-1111
	とみさわクリニック	690-0025	松江市八幡町266-5	0852-67-1927
	やましろクリニック	690-0031	松江市山代町1001	0852-27-9696
	釜瀬クリニック	690-0052	松江市堅町81	0852-22-1266
	こころの診療所細田クリニック	690-0058	松江市田和山町112	0852-24-3200
	医療法人社団正心会松北診療所	690-0822	松江市下東川津町251-1	0852-27-1000
	心身一如医食同源心療内科漢方内科日本ホリスティッククリニック	690-0825	松江市学園1-7-30	0852-28-3111
	心療内科漢方内科全人統合医療日本ホリスティッククリニックインターナショナルディビジョン	690-0825	松江市学園1-7-30	0852-31-1301
	心療内科漢方松江クリニック	690-0825	松江市学園1-7-35 アパルトマンのつ306	0852-27-1311
	メディカルカウンセリングセンタークリニック大竹	690-0826	松江市学園南二丁目12-5 HOYOパークサイドビル1階	0852-31-7100
	小松クリニック	690-0876	松江市黒田町30-4	0852-59-5218
	さんメンタルクリニック	690-0884	松江市南田町95-17あさひビル3階	0852-20-2807
	杉原クリニック	692-0022	安来市南十神町19-9	0854-22-1222

圏域	医療機関名	〒	所在地	電話番号
雲南	雲南市立病院	699-1221	雲南市大東町飯田96-1	0854-43-2390
	自然治癒力活性全人介護医療心療漢方内科 横田スサノオクリニック	699-1832	仁多郡奥出雲町横田1009-6	0852-31-1301
	永生クリニック	699-1832	仁多郡奥出雲町横田1063-1	0854-52-0250
	飯南町立飯南病院	690-3207	飯石郡飯南町頓原2060	0854-72-0221
出雲	さとうクリニック	691-0001	出雲市平田町989-1	0853-62-4311
	さつきクリニック	691-0001	出雲市平田町2944-20	0853-63-5601
	出雲市立総合医療センター	691-0003	出雲市灘分町613	0853-63-5111
	医療法人同仁会あさひクリニック	693-0021	出雲市塩冶町950-2	0853-20-1058
	竹内クリニック	693-0021	出雲市塩冶町1466-1	0853-23-8686
	日本ホリスティッククリニック佐々木医院	693-0028	出雲市塩冶善行町14-1	0853-25-1311
	医療法人エスポール出雲クリニック	693-0051	出雲市小山町361-2	0853-21-9779
	まつざきクリニック	693-0068	出雲市姫原4-10-2	0853-31-7700
大田	大田市立病院	694-0063	大田市大田町吉永1428-3	0854-82-0330
	邑智郡公立病院組合公立邑智病院	696-0193	邑智郡邑南町中野3848-2	0855-95-2111
浜田	心療内科田中クリニック	697-0023	浜田市長沢町3156	0855-24-1650
	社会医療法人清和会こころクリニックせいわ	697-0026	浜田市田町52-7	0855-28-7350
	小池医院	697-1322	浜田市日脚町425	0855-27-1020
	島根県済生会江津総合病院	695-8505	江津市江津町1016-37	0855-54-0101
益田	さくらクリニック益田	698-0003	益田市乙吉町イ102-1	0856-23-0021
	益田駅前クリニック	698-0024	益田市駅前町17-1益田駅前ビル208	0856-22-8338
	おちハートクリニック	698-0041	益田市高津八丁目5-2	0856-23-1588
隠岐	海士町国民健康保険海士診療所	684-0403	隠岐郡海士町海士1466	08514-2-0200
	隠岐広域連立立隠岐島前病院	684-0303	隠岐郡西ノ島町大字美田2071-1	08514-7-8211
	国民健康保険知夫村診療所	684-0100	隠岐郡知夫村1106-3	08514-8-2011

(3) 認知症治療病棟設置病院

平成29年5月1日現在

医療機関名	〒	所在地	電話番号
医療法人仁風会八雲病院	690-0033	松江市大庭町1460-3	0852-23-3456
医療法人同仁会こなんホスピタル	699-0402	松江市宍道町白石129-1	0852-66-0712
社会医療法人昌林会安来第一病院	692-0011	安来市安来町899-1	0854-22-3411
社会医療法人清和会西川病院	697-0052	浜田市港町293-2	0855-22-2390
社会医療法人正光会松ヶ丘病院	698-0041	益田市高津四丁目24-10	0856-22-8711

8. 精神保健福祉デイケア、グループ一覧

平成29年4月1日現在

(1) 精神保健福祉デイケア

精神障がい者等に対して行う通院医療の一形態。医療チームが昼間の一定時間に集団精神療法や作業指導、レクリエーション活動等を行う。診療報酬が適用される。

① 精神科デイケア

圏域	名 称	開 催 日	連 絡 先	電話番号
松江	松江市立病院精神科デイケア	毎週火・水・木曜日	〒690-8509 松江市乃白町32-1 松江市立病院精神神経科外来	0852-60-8000 (代表)
	八雲病院精神科デイケア たんぼぼ	毎週月曜日～金曜日	〒690-0033 松江市大庭町1460-3 八雲病院精神科デイケアたんぼぼ	0852-23-3456
	安来第一病院デイケア ドリーム	毎週月曜日～土曜日	〒692-0011 安来市安来町899-1 安来第一病院外来(デイケアセンター)	0854-22-3411
	こなんホスピタル精神科デイケア ふれんず	毎週月曜日～金曜日	〒699-0402 松江市宍道町白石129-1 こなんホスピタル精神科デイケアふれんず	0852-66-0712
	松江青葉病院 デイケアあおば	毎週月曜日～金曜日	〒690-0015 松江市上乃木五丁目1番8号 松江青葉病院 デイケアあおば	0852-21-3565
	釜瀬クリニック精神科デイケア 堅町デイハウス	毎週月・火・水・金・土曜日	〒690-0052 松江市堅町81 釜瀬クリニック	0852-22-1266
	小松クリニックデイケア ANDANTE (金の午前中は女性のみ)	毎週月・火・木・金・土曜日	〒690-0876 松江市黒田町30-4 小松クリニック	0852-59-5218
	杉原クリニックデイケア とかみクラブ	毎週土曜日	〒692-0022 安来市南十神町19-1 杉原クリニック	0854-22-1222
出雲	県立こころの医療センターデイケア	毎週月曜日～金曜日	〒693-0032 出雲市下古志町1574-4	0853-30-0556 (代表)
	あさひクリニックデイケアひだまり	毎週月曜日～土曜日	〒693-0021 出雲市塩冶町950-2 あさひクリニック	0853-20-1060
	エスポアール出雲クリニック デイケア ピノキオ	毎週月曜日～金曜日	〒693-0051 出雲市小山町361-2 エスポアール出雲クリニック	0853-25-3948
大田	石東病院 精神科デイケア はばたき	毎週月曜日～金曜日	〒694-0064 大田市大田町大田イ860-3 石東病院精神科デイケア はばたき	0854-82-7439
浜田	西川病院精神科デイケア 来夢	毎週月曜日～金曜日	〒697-0052 浜田市港町293-2 西川病院精神科デイケアセンター	0855-22-5272
	心療内科田中クリニック エアリーハウス	毎週月・火・木・金	〒697-0023 浜田市長沢町3169-1 心療内科田中クリニック	0855-22-4970
益田	松ヶ丘病院精神科デイケア	毎週月曜日～金曜日	〒698-0041 益田市高津町四丁目24-10 松ヶ丘病院	0856-22-8711

② 重度認知症患者デイケア

名 称	開催日	連 絡 先	電話番号
八雲病院デイケアやくも	毎週月曜日～金曜日	〒690-0033 松江市大庭町1460-3 八雲病院デイケアやくも	0852-23-3456 (呼出)
エスポアール出雲クリニック 小山のおうち	毎週月曜日～土曜日	〒693-0051 出雲市小山町361-2 エスポアール出雲クリニック	0853-21-9779
西川病院デイケア “ゆうゆう”	毎週月曜日～土曜日	〒697-0052 浜田市港町293-2 西川病院デイケア “ゆうゆう”	0855-22-3033
松ヶ丘病院デイケア	毎週月曜日～金曜日	〒698-0041 益田市高津町四丁目24-10 松ヶ丘病院	0856-22-8711

③ 高次脳機能障がいデイケア

名 称	開催日	連 絡 先	電話番号
松江青葉病院 デイケアあおば	毎週月曜日～金曜日	〒690-0015 松江市上乃木五丁目1番8号 松江青葉病院 デイケアあおば	0852-21-3565
エスポアール出雲クリニック デイケア きらり	毎週月曜日～金曜日	〒693-0051 出雲市小山町361-2 エスポアール出雲クリニック デイケア きらり	0853-25-3949
松ヶ丘病院精神科デイケア	毎週月曜日～金曜日	〒698-0041 益田市高津町四丁目24-10 松ヶ丘病院	0856-22-8711

(2) 行政機関が開催するグループ活動

① 市町村によるグループ

地域で暮らす精神障がい者の社会参加の促進や仲間との交流を図るために市町村で行われるレクレーション活動や創作活動等の事業。

圏域	名 称	開 催 日	連 絡 先	電話番号
松江	松江市大野しあわせ会	年6回	〒690-8540 松江市末次町86 松江市役所 保健福祉課家庭相談室	0852-55-5328
	松江市鹿島つばき会	年6回	〒690-0401 松江市鹿島町佐陀本郷640-1 松江市役所鹿島支所 市民生活課	0852-55-5706
	松江市東出雲町デイケア	年6回	〒699-0192 松江市東出雲町掛屋1142 松江市役所東出雲支所 市民生活課	0852-55-5844
雲南	奥出雲町緑風会	年1回	〒699-1511 仁多郡奥出雲町三成358-1 奥出雲町役場健康福祉課	0854-54-2781
益田	津和野町紅くじゃくの会	毎月1回	〒699-5605 鹿足郡津和野町後田口64-6 津和野町役場 健康福祉課	0856-72-0657
	はじめの会	毎月1回	〒699-5513 鹿足郡吉賀町六日市576-3 地域活動支援センター よしかの里	0856-77-1681
隠岐	海士町デイケアさくら会	毎月第2・4火曜日	〒684-0403 隠岐郡海士町大字海士1490 海士町役場 健康福祉課	08514-2-1822
	西ノ島町デイケアつばき会	毎月1回	〒684-0211 隠岐郡西ノ島町浦郷534 西ノ島町役場 健康福祉課	08514-6-0104
	知夫村デイケア笑庵	年2回	〒684-0102 隠岐郡知夫村1065 知夫村役場 村民福祉課	08514-8-2211
	隠岐の島町デイケア若葉会	毎月1回	〒685-0021 隠岐郡隠岐の島町岬町四309-1 地域活動支援センター 太陽	08512-2-5699

② 小集団グループ活動

主としてひきこもりの悩みを抱える者が、安心して定期的に通うことができる場を提供し、集団活動を通じて自信の回復と社会適応の促進を図ることを目的としたグループ。

名 称	開 催 日	連 絡 先	電話番号
小集団グループ活動（クローバー）	毎週木曜日	〒690-0011 松江市東津田町1741-3 島根県立心と体の相談センター 相談判定課	0852-21-2885

9. 精神家族会一覧

平成29年6月現在

家族会名	会員数	郵便番号	所在地
松江市立病院光雲会	7	690-8509	松江市乃白町32-1 松江市立病院精神科
松江赤十字病院家族会	2	690-8506	松江市母衣町200 松江赤十字病院精神科
特定非営利活動法人八雲会	20	690-0033	松江市大庭町下の原761-1
NPO法人松江さくら会	15	690-0047	松江市嫁島町4-29
特定非営利活動法人松江あけぼの会	10	690-0823	松江市西川津町2652-13
島根町かもめ会	3	690-0401	松江市島根町加賀1175-1
東出雲精神障がい者家族会すみれ会	6	699-0192	松江市東出雲町掛屋1142
宍道碧雲会	15	699-0405	松江市宍道町上来待213-1
コスモス会	1	690-1406	松江市八東町二子926-5
虹の元会	10	690-0064	松江市天神町93 まるべりー松江内
安来第一病院家族会	10	692-0011	安来市安来町899-1 安来第一病院医療相談室
奥出雲町精神障害者家族会	13	699-1511	仁多郡奥出雲町三成358-1 奥出雲町役場健康福祉課
雲南市精神障がい者家族会	35	699-1392	雲南市木次町里方521-1 雲南市役所長寿障がい福祉課
飯南町家族会やまゆりの会	11	690-3207	飯石郡飯南町頓原2064 保健福祉センター
家族会海星会	3	693-0011	出雲市大津町3656-1 海星病院医療相談課
島根県立こころの医療センター家族会 こころの会	17	693-0032	出雲市下古志町1574-4 島根県立こころの医療センター
斐川町心の健康を守る会	6	699-0505	出雲市斐川町莊原町1655
ひらた・さつき家族会	10	691-0003	出雲市灘分町532-1 フィリア内
大社町希望の会	5	699-0701	出雲市大社町杵築東579 大社町障害者共同作業所なかよし
大田地域家族会親和会	20	694-0064	大田市大田町大田口810-30
川本町家族会	3	696-8501	邑智郡川本町川本271-3 川本町役場健康福祉課
邑南町家族会	8	696-0222	邑智郡邑南町下田所334 ハートフルみずほ内

家 族 会 名	会員数	郵便番号	所 在 地
西川病院家族会いわみ会	18	697-0052	浜田市港町293-2 西川病院医療相談室
松ヶ丘病院家族会「連理会」	20	698-0041	益田市高津4丁目24番10号 松ヶ丘病院内
益田地域家族会	4	698-0036	益田市須子町57-1
島後地区家族会	10	685-0021	隠岐郡隠岐の島町岬町中の津四309番地1
西ノ島町家族会	10	684-0302	隠岐郡西ノ島町別府205-8 福) シオンの園ございな内
美郷町心の健康を守る会	5	699-4692	邑智郡美郷町粕淵373-1
知夫村家族会	6	684-0102	隠岐郡知夫村1065 知夫村役場内
美保関町ひまわり会	2	690-1312	松江市美保関町森山535-14
きょうだい・しまい「林泉の会」	2	693-0031	出雲市古志町311
アクティブ工房家族の会	3	697-0052	浜田市港町284-8
海士町家族会	4	684-0403	隠岐郡海士町海士1470-1
出雲地域精神障がい者家族会	10	693-0014	出雲市武志町693-1
吉賀町希望の会	2	699-5513	鹿足郡吉賀町六日市750 吉賀町役場保健福祉課
スペランツァ	2	690-0046	松江市乃木福富町692-22
合 計	328		

・上記は、島根県精神保健福祉会連合会の会員である家族会です。

平成10年3月に「島根県精神保健福祉会連合会」が法人化(社団法人)された。

平成26年4月に一般社団法人となった。

家族会名	会員数	郵便番号	所在地	電話番号&FAX
島根県精神保健福祉会連合会	36団体 会員328名	690-0011	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根 2階内	0852-32-5927

10. 精神保健ボランティア組織一覧

平成29年4月現在、県内に精神保健ボランティアグループは8組織結成されている。

組織名	郵便番号	事務局住所	電話番号
松江ほほえみの会	699-1105	雲南市加茂町宇治357 宇治団地B-102	080-5612-1570
出雲ほほえみの会	699-0555	出雲市斐川町坂田1581	0853-63-0650 (FAX兼用)
うさぎの会	694-0053	大田市鳥井町鳥越984-2	0854-84-5353
のぞみの会	699-3213	浜田市三隅町河内981	0855-32-0046 (FAX兼用)
七色の会	696-0314	邑智郡邑南町岩屋482	0855-83-1382 (FAX兼用)
さくらんぼの会	685-0011	隠岐郡隠岐の島町栄町1073	08512-2-3105 (FAX兼用)
こもれび	698-0041	益田市高津四丁目9-13	0856-22-7795 (FAX兼用)
つくしの会	699-1832	仁多郡奥出雲町横田924	0854-52-1281 (FAX兼用)

・上記は、組織結成の順番です。

平成16年9月に「島根県精神保健ボランティア連絡協議会」が設立された。

組織名	郵便番号	事務局住所	電話番号
島根県精神保健ボランティア連絡協議会	699-0555	出雲市斐川町坂田1581	0853-63-0650 (FAX兼用)

11. 精神当事者会一覧

平成29年4月現在

クラブ名	郵便番号	住 所	電話番号
つぼみ会	690-0045	松江市乃白町32-1 松江市立病院 精神科外来	0852-60-8000
かやの実会	690-0886	松江市母衣町200 松江赤十字病院 精神神経科外来	0852-24-2111
杉の実会	692-0011	安来市安来町927-2 安来地域活動支援センター ステップ	0854-23-0357
四季の会	690-0888	松江市北堀48 アクティヴきたほり	0852-26-2222
サークル雲南	690-2405	雲南市三刀屋町古城45-6 地域活動支援センター パレット	0854-45-0020
出雲人の会	699-0552	出雲市斐川町中洲391-2 ユーポ グリーンライ712号 畑 貴純 様方	0853-72-0497
三瓶友の会	694-0041	大田市長久町長久口267-6 地域活動支援センター のほほん内	0854-82-3077
ふたば会	697-0052	浜田市港町285-1 地域活動支援センター オアシス	0855-28-7311
たんぽぽ倶楽部	695-0011	江津市江津町49 梅田 繁 様方	0855-52-5893
吉賀町希望の会	699-5513	鹿足郡吉賀町六日市750 吉賀町役場保健福祉課	0856-77-1165
とらい	699-5132	益田市横田町2087-1 益田市障害者福祉センター あゆみの里	0856-31-5100

平成18年5月27日に「島根県精神当事者連絡会」が設立された。

組 織 名	郵便番号	住 所	電話番号
島根県 精神当事者連絡会	694-0041	大田市長久町長久イ453-10 ユーポ亀の子Ⅱ102号	080-6319-3468

(参 考)

島根県における「障害」表記の取扱いについて

【1】方 針

「障害」という表記について、障害者団体等からの「害」の字に否定的な意味があるので「障がい」に改めてほしい」という要望等を踏まえ、文章の前後の文脈から「障害」が人や人の状態を表す場合には、「障がい」とひらがな表記にすることを原則とする。

【2】実 施 日

平成22年4月1日から実施する。

【3】実 施 内 容

(1) 県が作成する公文書、啓発資料等について、従来、「障害者」、「障害」と表記していたものを、「障がい者」、「障がい」と表記する。

なお、「障がい者」について、「障がいがある人」、「障がいのある方」等の使用を制限するものではない。

(2) 実施日以降、県が新たに作成する公文書等を対象とする。

(3) 県民、市町村、関係機関、団体等に対し、県が使用するひらがな表記について理解を求めるが、それぞれの表記使用については、自主的判断に委ねるものとする。

(4) 表記変更の適用例

区 分	種 別	備 考
表記変更をするもの	1. 公文書 2. 広報誌、啓発資料、チラシ、パンフレット、ホームページ 3. 計画等冊子、看板、標識	・本県の責任において作成・使用するものは、特段の支障がない限り変更する。 ・既存の各種計画や看板等については、今後、更新を行う際に合わせて変更する。
表記変更をしないもの	1. 法令、条例等の名称やこれらに規定されている用語 2. 団体、施設等の固有名称 3. 人や人の状態を表さないものの 4. その他適当でないもの	(例) 障害者自立支援法、障害基礎年金 (例) 障害者スポーツ協会 (例) 障害物、電波障害、交通上の障害 (例) 医療用語、学術用語等の専門用語著作物からの引用
	これらのうち、本県の責任において作成・使用するものは、今後、表記変更の定着状況や国等の動向をみながら、対応を検討する。	

業務概要平成29年度版（平成28年度実績）

発行 島根県立心と体の相談センター
〒690-0011 島根県松江市東津田町1741番地3
いきいきプラザ島根（2階）
T E L 0852-32-5905
F A X 0852-32-5924
<http://www.pref.shimane.lg.jp/kokoro/>

発行年月 平成29年12月

◎この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断基準を満たす紙を使用しています。

◎リサイクル適性の表示

この印刷物は、Aランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。